

【改正後全文】

- 20文科初第1279号
雇児発第0305005号
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号
雇児発0701第3号
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号
雇児発1221第1号
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号
雇児発0308第2号
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号
雇児発0331第3号
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号
雇児発0114第1号
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号
雇児発0117第1号
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号
雇児発0208第1号
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号
雇児発0623第1号
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号
雇児発0722第1号
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号
雇児発0215第2号
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号
雇児発0313第6号
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号
雇児発0331第17号
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号
雇児発0823第1号
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号
雇児発1228第1号
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号
雇児発0226第7号
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号
雇児発0606第2号
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号
雇児発1018第1号
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号
雇児発1226第4号
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号
雇児発0206第8号
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号
雇児発0529第35号
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号
雇児発0604第1号
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号
雇児発0311第9号
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号
雇児発0615第1号
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号
雇児発0331第29号
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号
雇児発0420第1号
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号
子発0425第4号
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号
子発0401第11号
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号
2文科初第84号
子発0424第1号
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号
2文科初第1628号
子発0203第1号
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号
3文科初第357号
子発0531第3号
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号
3文科初第1096号
子発1001第2号
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号
3文科初第2165号
子発0221第3号
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号
4文科初第846号
子発0707第5号
令和4年7月7日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 長
(公 印 省 略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

別紙

安心こども基金管理運営要領

第1 通則

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

（2）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

（3）基金事業の実施

① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。

エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出で

きないものとする。

③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表

都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、令和4年7月7日の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。

(8) 事業の終了

① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

③ 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定す

る期日までに国庫に返納しなければならない。

(9) 区分ごとの精算

- ① 事業実施期限が到来した事業は、別添 1「保育所緊急整備事業」、別添 1 の 2「小規模保育整備事業」、別添 2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添 3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添 4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添 6「家庭的保育改修等事業」、別添 6 の 5「認可化移行総合支援事業」、別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」、別添 7 の 6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添 8「認定こども園整備事業」、別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」、別添 9 の 1「小規模保育設置促進事業」、別添 11 の 2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添 20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」、別添 22「児童虐待防止対策緊急強化事業」及び別添 28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」にかかる分を除き、別添の 2 の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣（平成 27 年度分以降は厚生労働大臣（別添 24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣））に精算時期の属する年の 6 月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。
- ② 別添 1「保育所緊急整備事業」、別添 1 の 2「小規模保育整備事業」、別添 2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添 3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添 4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添 6「家庭的保育改修等事業」、別添 6 の 5「認可化移行総合支援事業」、別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」、別添 7 の 6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添 8「認定こども園整備事業」、別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」、別添 9 の 1「小規模保育設置促進事業」、別添 11 の 2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添 20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添 22「児童虐待防止対策緊急強化事業」に係る精算については、別添の 2 の⑥に定める事業実施期限が到来した場合には、事業実施期限の属する年度の末日までの収支について精算することとする。精算にあたっては、当該事業に係る保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣（別添 8「認定こども園整備事業」及び別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣）に事業実施期限の属する年度の翌年度の 6 月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、当該事業に係る残余金を国庫に返還しなければならない。
- ③ 別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」、別添 7 の 6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添 7 の

8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」及び別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、事業実施期限が最も遅い事業に係る精算については、②に関わらず、(8)②によるものとする。

- ④ 別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に係る精算については、別添の2の⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を内閣総理大臣に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。

(10) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を文部科学大臣及び厚生労働大臣（平成27年度分以降は厚生労働大臣（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣））、令和2年度分以降は内閣総理大臣及び厚生労働大臣（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣））に提出するとともに公表しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度、別添の2の⑦欄に掲げる精算時期の属する年度、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」又は別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」の事業実施期限の属する年度の事業実施状況報告については、(8)②又は(9)によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添 1、2、4、6 から 12、14 から 22 及び 25 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

（３）市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

（４）特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

（５）事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第４ 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

（１）都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第３に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 別添 17 「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ④ 内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分するこ

とにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑥ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（２）市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 市町村は特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、事業者は特別対策事業にかかる収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業

の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑧ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- ⑨ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ⑩ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑪ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ⑫ 市町村及び事業者が①から⑪により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑬ ①又は②に基づき、都道府県知事が別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ⑭ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① （２）の②、③及び④に掲げる条件

- ② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物等の用途

（ウ）利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (4) (2) の⑥及び(3) の④により付した条件に基づき市町村及び事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) (2) の⑫及び(3) の⑤により付した条件に基づき市町村及び事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) (1) の③、(2) の⑭及び(3) の⑥の内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認手続等については、内閣府分については「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」(平成20年5月27日府会第393号内閣府大臣官房会計課長通知)、文部科学省分については「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成31年3月29日30文科初第1368号文部科学省初等中等教育局長通知)、厚生労働省分については「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

第5 助成額の算定方法

- (1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～43の4に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。
ただし、別添6の4に掲げる事業については次により算出する。
なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ④ 事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他その収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。
- ⑤ ④により選定された額と(別表)補助基準額表に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（2）及び（3）に基づき交付決定された交付額にかかる経理と、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）」、「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号）」、「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号）」、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（1）、（4）、（5）、（6）及び（7）、「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号）」、「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号）」、「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号）」、「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号）」、「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号）」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和2年4月24日府子本第438号）」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号）」、「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号）」及び「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号）」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分すると共に、両経理間の資金の移動は認めないものとする。

(3) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、厚生労働大臣に事前に届け出なければならない。

ただし、別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）」、「7 保育所等の複合化・多機能化推進事業」及び「8 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」と他の区分との間の経費の配分の変更及び「12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等（内閣府関係）」と他の区分との間の経費の配分の変更は認めない。

また、別添の2の①欄の「9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等」については他の区分から本区分への経費の配分変更は認めない。

(4) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処

理に遺漏のないよう取り扱われたい。

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む）	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築 増 改 築 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
整 備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 保 育 サ ー ビ ス 等 の 充 実 （ 文 部 科 学 省 関 係 を 除 く	（1）保育所等整備事業							
	○保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4（1）	市町村	○別添1の3（1）に該当する市町村 2/3 — 1/12 ○別添1の3（2）に該当する市町村 1/2 — 1/4			別添1の2（5）に定める期限	
	○小規模保育整備事業（別添1の2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	21年度交付要綱4（1） ア、イ及びウ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（1） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	市町村	○別添1の2 3（1）に該当する市町村 2/3 — 1/12 ○別添1の2 3（2）に該当する市町村 1/2 — 1/4			別添1の2 2（5）に定める期限	平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改修等事業、別添6の5に規定する認可外移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育施設設置促進事業を除く。）
	○賃貸物件による保育所等整備事業（別添2） 都市部を中心として、賃貸物件による保育所等の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く		市町村	○別添2の3（1）に該当する市町村 2/3 — 1/12 ○別添2の3（2）に該当する市町村 1/2 — 1/4			別添2の2（5）に定める期限	
	○子育て支援のための拠点施設整備事業（別添3） 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	市町村	1/2 — 1/2			別添3の2（5）に定める期限	
	○放課後児童クラブ設置促進事業（別添4） 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/3 — 2/3 1/3 1/3 1/3			別添4の2（4）に定める期限	
	（2）広域的保育所利用事業（別添5） 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4（1） エ及びオ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	市町村	1/2 — 1/2			平成26年度末	

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 （文部科学省関係を除く） 保育サービス等の充実	（3）家庭的保育改修等事業（別添6）						別添6の2（3）に定める期限	
	○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4（3） 21年度交付要綱4（1） カ、キ及びク 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	市町村			○別添6の3（1）に該当する市町村 2/3 — 1/3 ○別添6の3（2）に該当する市町村 1/2 — 1/2		
	○家庭的保育者等研修事業 家庭的保育者等の研修を実施するための費用の補助を実施する。	20年度交付要綱4（3） 21年度交付要綱4（1） カ及びキ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2		
	（4）待機児童解消加速化プラン強化事業							
	○グループ型小規模保育事業（別添6の2） グループ型小規模保育の実施に必要な費用の補助を実施する。	23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	市町村 指定都市・中核市	1/3 1/3	1/3 —	1/3 2/3	平成25年度末	
	○認可外保育施設運営支援事業（別添6の3） 設備運営基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設等に対し、運営に要する費用の一部の補助を実施する。	23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	市町村 指定都市・中核市 市町村 指定都市・中核市 市町村 指定都市・中核市 市町村 指定都市・中核市	○別添6の33アに該当する場合 1/2 1/4 1/4 ○別添6の33イに該当する場合 1/2 2/3 1/2 ○別添6の33アに該当する場合 1/3 1/3 1/3 ○別添6の33イに該当する場合 1/2 1/4 1/4 ○別添6の33に該当する場合 定額 — —	（2）① （2）① （2）② （2）② （2）③	1/4 1/4 1/2 1/3 2/3 1/4 1/2 — —	平成25年度末	平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改修等事業、別添6の5に規定する認可外保育施設整備事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育施設促進事業を除く。）
	○地域型保育・子育て支援モデル事業（別添6の4） 小規模な保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図るモデル事業に対して補助を実施する。	23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	市町村	定額（1/2相当）	—	—	平成26年度末	
	○認可外移行総合支援事業（別添6の5） 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費の補助を実施する。	26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	都道府県 市町村	○別添6の57（1）、（2）に該当する場合 1/2 1/2 — ○別添6の57（3）に該当する場合 2/3 — 1/12	— —	— 1/12	別添6の5の5に定める期限	
	○民有地マッチング事業（別添6の6） 保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を実施する。	26年度交付要綱4（1）	都道府県	1/2	1/2	—	平成26年度末	
	（5）子育て支援交付金からの移行事業						平成25年度末	
	○乳児家庭全戸訪問事業（別添6の7） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○養育支援訪問事業（別添6の8） 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○ファミリー・サポート・センター事業（別添6の9） 地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○子育て短期支援事業（別添6の10） 短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業として、市町村が行う事業に対して補助を実施する。	24年度交付要綱4（1）	市町村	1/2	—	1/2		
	○地域子育て支援拠点事業（別添6の11） 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○一時預かり事業（別添6の12） 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○へき地保育事業（別添6の13） 山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（別添6の14） 子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 (文部科学省関係を除く)	(6) 保育士人材確保等事業							
	○保育士研修等事業（別添7） 保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）等を対象に実施する研修費用、保育士の人材確保への取組及びアクションプログラム実践のための事業、家庭的保育事業等に従事する者等に対して行う研修費用の補助を実施する。	20年度交付要綱4（4） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	都道府県 市町村	○別添7 2（1）①、②（エを除く）、③、④の事業 1/2 1/2 ○別添7 2（1）②エの事業 1/2 1/2	1/2 — — — — —	— 1/2 — — 1/2 1/4	平成26年度末	平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善等事業、別添6の5に規定する認可移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。）
	○保育士・保育所支援センター開設等事業（別添7の2） 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を開設・運営するための事業の補助を実施する。	21年度交付要綱4（1）ケ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 — 1/2	1/2 — —	— — 1/2	平成26年度末	
	○認可外保育施設保育士資格取得支援事業（別添7の3） 認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	都道府県 指定都市 中核市	3/4 3/4	1/4 —	— 1/4	別添7の3の2（5）に定める期限	
	○保育士修学資金貸付事業（別添7の4） 保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	都道府県	3/4	1/4	—	別添7の4の2（4）に定める期限	
	○保育士等処遇改善臨時特例事業（別添7の5） 保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1）	市町村	定額	—	—	平成25年度末	
	○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（別添7の6） 幼保連携型認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	26年度交付要綱4（1）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	別添7の6の2（4）に定める期限	
	○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業（別添7の7） 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例を活用することにより、保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	別添7の7の2（4）に定める期限	
	○保育所等保育士資格取得支援事業（別添7の8） 保育所等に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	別添7の8の2（4）に定める期限	
	(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
	○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等（別添7の9） 電力需給対策実施期間における、休日保育特別事業及び延長保育特別事業の補助を実施する。	22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	— 1/4	1/2 1/4	別添7の6の2（1）①ア及び②アに定める期限	
	○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業（別添7の10） 電力需給対策実施期間における、家庭の代わりとなる居場所が必要な児童を受け入れる事業の補助を実施する。	22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	— 1/4	1/2 1/4	別添7の7の2（1）に定める期限	
	(8) 認定こども園整備等事業							
	○認定こども園整備事業（厚生労働省関係）（別添8） 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	市町村 市町村	○別添8 2（2）①～③ 1/2 ○別添8 2（2）④の事業 1/2 2/3	— — — — — — — —	1/4 1/4 1/12	別添8の2（5）に定める期限	
	○認定こども園事業費（厚生労働省関係）（別添9） 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末	
	(9) 小規模保育事業							
	○小規模保育設置促進事業（別添9の1） 小規模保育事業の実施にあたり、賃借料及び改修費等の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	市町村	○別添9の1 3（2）①の事業 2/3 2/3 ○別添9の1 3（2）②の事業 1/2 1/2	— — — — —	1/12 1/3 1/4 1/2	別添9の1 2（4）に定める期限	
	○小規模保育運営支援事業（別添9の2） 小規模保育事業の事業費の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	— 1/4	1/2 1/4	平成25年度末	
	(10) 利用者支援事業（別添9の3） 利用者支援事業の実施に必要な費用の補助を実施する。	24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	市町村	1/3	1/3	1/3	平成25年度末	

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）	○認定こども園整備事業（文部科学省関係）（別添8） 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4（2） 22年度交付要綱4（2） 23年度交付要綱4（5） 24年度交付要綱4（2） 25年度交付要綱4（2） 26年度交付要綱4（2）	市町村	1/2	－	1/4	別添8の2（5）に定める期限	平成26年度末 （別添8に規定する認定こども園整備事業、別添8の2に規定する幼稚園耐震化促進事業及び別添11の2に規定する保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を除く。）
	○幼稚園耐震化促進事業（文部科学省関係）（別添8の2） 認定こども園を構成又は移行を予定する幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象		都道府県	1/2	－	－	別添8の2の2（5）に定める期限	
	○認定こども園事業費（文部科学省関係）（別添9） 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4（2） 22年度交付要綱4（2） 23年度交付要綱4（5）	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末	
	（11）認定こども園等の環境整備等事業							
	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（別添10） 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4（2）アからエ 23年度交付要綱4（5） 25年度交付要綱4（2） 26年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2 1/3	－	－	平成26年度末	
	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援（別添11） 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4（2）オ 23年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（2）	都道府県	○事業主が都道府県の場合 1/2 1/2 － ○事業主が市町村の場合 1/2 － 1/2 ○事業主が都道府県が適当と認める者の場合 1/2 － －			平成26年度末	
	○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（別添11の2） 保育士資格を有する者における幼稚園教諭免許状取得特例を活用することにより、幼稚園教諭免許状取得を支援するための事業の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	26年度交付要綱4（2）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 －	－ 1/2	別添11の2の2（4）に定める期限	
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業（別添12）						別添12の2（4）に定める期限	平成25年度末
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4（3） 22年度交付要綱4（3） 23年度交付要綱4（1）	都道府県市町村	定額	－	－		
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県市町村					
	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援		都道府県指定都市児童相談所設置市					
	・育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援（家庭支援スタッフ訪問事業）		都道府県市町村					
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援（放課後子どもプラン連携促進事業）		都道府県市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援（妊娠出産前支援事業）		都道府県市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県市町村					
	・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費及び改修費の支援		都道府県市町村					
	・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組		都道府県市町村					
	・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助		都道府県市町村					
	・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援		都道府県市町村					
	地域子育て特別支援事業（別添12の2）						別添12の2の2（4）に定める期限	
	・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組	21年度交付要綱4（3） 22年度交付要綱4（3） 23年度交付要綱4（1） 24年度交付要綱4（4）	都道府県市町村	定額	－	－		
・児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別の支援	都道府県指定都市児童相談所設置市							
・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助	都道府県市町村							
・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	都道府県市町村							
・東日本大震災に係る対応として、子どもの遊び場の確保など福島県の子どもの支援に関する取組	福島県福島県内市町村 都道府県市町村（福島県及び福島県内市町村を除く）							
・東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組（福島県を除く）								

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1) 高等技能訓練促進費等事業（別添13） 高等技能訓練促進費及び入学支援修一時金を支給する。 ※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4（4）ア及びイ 23年度交付要綱4（6）	都道府県 市、福祉事務所設置町村	3/4 3/4	1/4 －	－ 1/4	平成24年度末	平成25年度末（別添17に規定するひとり親家庭等の在宅就業支援事業を除く。）	
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業（別添14） 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。	21年度交付要綱4（4）エ及びオ 23年度交付要綱4（6） 24年度交付要綱4（5）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 －	－ 1/2	平成25年度末		
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業（別添15） 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 －	－ 1/2	平成25年度末		
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業（別添16） ○戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。 ○就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。		 都道府県 市、福祉事務所設置町村 都道府県、市、福祉事務所設置町村	 1/2 1/2 定額	 1/2 － －	 － 1/2 －	平成25年度末 平成25年度末		
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（別添17） ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。	21年度交付要綱4（4）ウ 23年度交付要綱4（6） 24年度交付要綱4（5）	都道府県市	定額	－	－	別添17の2（4）に定める期限		
	(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業（別添18） 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4（4）エ及びオ 23年度交付要綱4（6） 24年度交付要綱4（5）	都道府県	1/2	1/2		平成25年度末		
	5 社会的養護の拡充	(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業（別添19） 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4（5）	都道府県 指定都市、児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 －	－ 1/2		平成24年度末
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（別添20） ・老朽化道具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。		21年度交付要綱4（5） 24年度交付要綱4（6） 25年度交付要綱4（3）	都道府県 指定都市、中核市、児童相談所設置市 上記以外の市、福祉事務所設置町村 指定都市、中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2 1/2	1/2 － 1/2	－ 1/2 1/4	別添20の3に定める期限 ○別添20の2（4）に該当する市町村		
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（別添21） 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。		21年度交付要綱4（5）	都道府県 指定都市、児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 －	－ 1/2	平成24年度末		
6 児童虐待防止対策の強化		児童虐待防止対策緊急強化事業（別添22） ・児童の安全確認等のための体制強化 ・児童虐待防止対策強化のための広報啓発 ・児童虐待防止対策強化のための資質向上 ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 ・児童虐待防止緊急対応強化の取組	 22年度交付要綱4（4） 23年度交付要綱4（7） 24年度交付要綱4（7）	 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村	 定額	 －	 －	別添22の2（4）に定める期限	平成25年度末 （児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善を除く。）
	7 複合化・多機能化 保育所等の	保育所等の複合化・多機能化推進事業（別添23） 復興計画などにに基づき、子育て関連施設を複合化・多機能化する際の整備費について補助を実施する。	23年度交付要綱4（2）	市町村 都道府県【別添23の2の(2)の④の場合のみ】 指定都市・中核市【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】 上記以外の市町村【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】 市町村 都道府県【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】	1/2 1/3 1/3 1/3 1/2 1/3	－ 2/3 － 1/3 －	1/2 － 2/3 1/3 1/4 －	別添23の2（5）に定める期限 ○別添23の3の(2)の①に該当する都道府県又は市町村 ○別添23の3の(2)の②に該当する事業者が都道府県及び市町村以外の場合	

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複合化・多機能園等の	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添２４） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱４（３）	市町村	○別添２４の３（２）①に該当する市町村 1/2 — 1/2 ○別添２４の３（２）②に該当する市町村 1/2 — 1/4	別添２４の２（５）に定める期限	別添２４の２（５）に定める期限の属する年度の末日		
9 電子システム構築等 子ども・子育て	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添２５） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なとなるシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱４（３） 25年度交付要綱４（４）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添２５の２（４）に定める期限	別添２５の２（４）に定める期限の属する年度の末日
10 不妊治療支援事業に係る方への特定	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添２６） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成２６年４月から、直ちに必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱４（５）	都道府県 指定都市中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	平成２６年度末 1/2	平成２６年度末
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和３年１月１日以降治療終了分）（別添２６の２） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和３年１月１日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和２年度交付要綱（第二次）４	都道府県 指定都市中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和３年度末 ただし、令和４年３月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和４年９月30日とする。	令和４年度末
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添２６の３） 令和４年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和３年度交付要綱４	都道府県 指定都市中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和４年度末 ただし、令和５年３月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和５年９月30日とする。	令和５年度末
	その他事業（都道府県事務費）（別添２７） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱４（５） 26年度交付要綱４（３） 27年度交付要綱４（２） 28年度交付要綱４（２）	都道府県	1/2	1/2	—	平成２９年度末	平成２９年度末
12 （内閣府関係） 幼児教育・保育の無償化に係る	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添２８） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和２年度交付要綱４	都道府県 市町村	定額	—	—	令和５年度末	令和５年度末
13	(１) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（別添２９） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	9/10	—	1/10	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	(２) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添３０） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、双方の連携強化の推進を図るため、統括支援員を配置する際に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	2/3	1/6	1/6	令和５年度末	
	(３) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添３１） 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/2	1/4	1/4	令和５年度末	
	(４) 保護者支援臨時特例事業（別添３２） 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するために必要な費用の補助やペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/2	1/4	1/4	令和５年度末	
	(５) 子どもの居場所支援整備事業（別添３３） 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	2/3	—	1/12	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	(６) 子どもの居場所支援臨時特例事業（別添３４） 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/2	1/4	1/4	令和５年度末	
	(７) 子育て短期支援整備事業（別添３５）						令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	

新たな子育て家庭支援の 基盤を早急に整備 していくための支援	子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	2/3	—	1/12	令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	令和５年度末
	(８) 子育て短期支援臨時特例事業（別添３６） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専任・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/3	1/3	1/3	令和５年度末	
	(９) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添３７） 低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/3	1/3	1/3	令和５年度末	
	(１０) 妊婦訪問支援事業（別添３８） 妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	市町村	1/2	—	1/2	令和５年度末	
	(１１) 特定妊婦等支援整備事業（別添３９） 特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村	2/3	1/12	—	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	(１２) 特定妊婦等支援臨時特例事業（別添４０） 特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村	1/2		—	令和５年度末	
	(１３) 社会的養護自立支援整備事業（別添４１） 社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	2/3	1/12	—	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	(１４) 社会的養護自立支援実態把握事業（別添４２） 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1/2	1/2	—	令和５年度末	
	(１５) 児童相談所一時保護所等整備事業							
	○児童相談所一時保護施設整備事業（別添４３） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	○一時保護専用施設整備事業（別添４３の２） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	○別添43の２ ２（１）の①に該当する事業 9/10 1/10 — ○別添43の２ ２（１）の②に該当する事業 7/10 1/20 1/4			令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業（別添４３の３） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修を行う際の費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	
	○一時保護専用施設改修費支援事業（別添４３の４） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。	令和３年度交付要綱４ 令和４年度交付要綱４	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和５年度末 ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月31日のいずれか早い日とする	

（注１）③欄の「２０年度交付要綱」とは平成２１年３月５日２０文科初第１２７８号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２０年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注２）③欄の「２１年度交付要綱」とは平成２１年７月１日２１文科初第６４７６号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２１年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注３）③欄の「２２年度交付要綱」とは平成２３年１月１７日２２文科初第１３５３号・厚生労働省発雇児０１１７第１号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２２年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注４）③欄の「２３年度交付要綱」とは、平成２３年６月２３日厚生労働省発雇児０６２３第１号厚生労働事務次官通知の別紙「平成２３年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注５）③欄の「２４年度交付要綱」とは、平成２４年１２月２８日２４文科初第９８７号・厚生労働省発雇児１２２８第３号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２４年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注６）③欄の「２５年度交付要綱」とは、平成２６年２月６日２５文科初第１２４６号・厚生労働省発雇児0206第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２５年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

（注７）③欄の「２６年度交付要綱」とは、平成２６年３月２０日２５文科初第１４４５号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成２６年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

- （注８）③欄の「２７年度交付要綱」とは、平成２８年３月１１日厚生労働省発雇児０３１１第１３号厚生労働事務次官通知の別紙「平成２７年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注９）③欄の「２８年度交付要綱」とは、平成２９年１月３０日厚生労働省発雇児０１３０第１号厚生労働事務次官通知の別紙「平成２８年度（平成２７年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注１０）③欄の「令和２年度交付要綱」とは、令和２年４月２４日府子本第４３８号内閣総理大臣通知の別紙「令和２年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注１１）③欄の「令和２年度交付要綱（第二次）」とは、令和３年２月３日厚生労働省発子０２０３第４号厚生労働事務次官通知の別紙「令和２年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注１２）③欄の「令和３年度交付要綱」とは、令和４年２月２１日厚生労働省発子0221第３号厚生労働事務次官通知の別紙「令和３年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注１３）③欄の「令和４年度交付要綱」とは、令和４年６月２３日厚生労働省発子０６２３第１号厚生労働事務次官通知の別紙「令和４年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。
- （注１４）④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

（補助基準額）
３ 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(5) 事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0

未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対

策参加自治体」という。)は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額(開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築

(注: 増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることがで

きる。)

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）

カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規	3/4	1/8	1/8

定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第５条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第８条第１項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前３か年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値が０.４未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

小規模保育整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する。（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

(5) 事業の実施期限

令和 7 年 3 月 31 日とする。

3 補助基準額・補助率等

- (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の 4 月 1 日時点の申し込み児童数が整備年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1、2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設

整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（ⅰ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ⅱ）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率

国2／3、市町村1／12、事業者1／4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（2）（1）以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象）

カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	国
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	小規模保育事業所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成２０年４月１７日雇児発第０４１７００１号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

- (3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

賃貸物件による保育所等整備事業

1 事業の目的

保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を整備するにあたり、都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所等の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

2 事業の内容

（１）事業内容

賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要となる賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。

なお、下記３（２）①ウのうち、「設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成２１年５月２９日以降の新規契約のものに限る。

（２）借上対象施設

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所（同法第５６条の８に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第３条第１項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）、認定こども園法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第３４条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において保育を実施する部分、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）（以下、「設備運営基準」という。）を満たす施設（以下「設備運営基準を満たす認可外保育施設」という。）及び設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

（３）事業の実施主体

市町村

（４）借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

(5) 事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

- (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 保育所等（本園・分園） 1施設当たり 41,000,000円

イ 改修費等補助

保育所等

（ア）平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的

に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 20,280,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下

1 施設当たり 32,448,000 円

利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 60,840,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 32,448,000 円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 14,196,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 1 施設当たり 21,294,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 21,294,000 円

(イ) 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 23,322,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下

1 施設当たり 35,490,000 円

利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 63,882,000 円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 17,238,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 1 施設当たり 24,336,000 円

(ウ) 上記 (1)、(2) 以外の場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 15,210,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下

1 施設当たり 27,378,000 円

利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 55,770,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 27,378,000 円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 9,126,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 1 施設当たり 16,224,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 16,224,000 円

② 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 保育所等（本園・分園） 1 施設当たり 41,000,000 円

イ 改修費等補助

保育所等

(ア) 平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 20,280,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下

1 施設当たり 32,448,000 円

利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 60,840,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 32,448,000 円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 14,196,000 円

利用（増加）定員 20 名以上 1 施設当たり 21,294,000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり 21,294,000 円

(イ) 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 1 9 名以下	1 施設当たり	23, 322, 000 円
利用（増加）定員 2 0 名以上 5 9 名以下	1 施設当たり	35, 490, 000 円
利用（増加）定員 6 0 名以上	1 施設当たり	63, 882, 000 円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 1 9 名以下	1 施設当たり	17, 238, 000 円
利用（増加）定員 2 0 名以上	1 施設当たり	24, 336, 000 円

(ウ) 上記（１）、（２）以外の場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 1 9 名以下	1 施設当たり	15, 210, 000 円
利用（増加）定員 2 0 名以上 5 9 名以下	1 施設当たり	27, 378, 000 円
利用（増加）定員 6 0 名以上	1 施設当たり	55, 770, 000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり	27, 378, 000 円
---------	----------------

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 1 9 名以下	1 施設当たり	9, 126, 000 円
利用（増加）定員 2 0 名以上	1 施設当たり	16, 224, 000 円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1 施設当たり	16, 224, 000 円
---------	----------------

ウ 保育所開設準備費

設備運営基準を満たす認可外保育施設	1 施設当たり	32, 448, 000 円
設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設	1 施設当たり	15, 210, 000 円

② 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用

改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等にかかる費用
保育所開設準備費 (3(2)①ウ)	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、及び改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける施設に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算を適用することはできないものとする。

別添 3

子育て支援のための拠点施設整備事業

1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

(2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

(5) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 1施設当たり定額

② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、

0.08を乗じて得られた基準額を加算

（注）財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年

法律第 87 号) 第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表) 補助基準額表のうち、「子育て支援のための拠点施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 補助率

国 1/2、市町村 1/2

(3) 補助対象事業(整備区分)

創設、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

別添 4

放課後児童クラブ設置促進事業

1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設））として使用するために必要な建物改修及び倉庫設備の設置を実施する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

(4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、助成の決定を行う年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人／km²以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

(2) 補助率

国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

（注）指定都市、中核市の場合 国1／3、指定都市・中核市2／3

4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修及び倉庫設備の設置のために必要な費用

広域的保育所利用事業

1 事業の目的

近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、原則、各保育所の保育士が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎を実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

広域的保育所利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士の雇上費等の補助を行う。

（２）事業の実施主体

市町村

（３）対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と入所可能な保育所が離れているために送迎が必要な児童とする。

（４）実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所を決めること。また、送迎センター１施設あたりの登録児童数は概ね２０人以上とし、複数の保育所が共同で利用すること。
- ② 保育所毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士を配置し、原則、利用保育所の保育士が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士を配置することも可とする。
- ③ 送迎センターの開所時間は、午前２時間、午後３時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３２条第８号の基準を満たすこと。
- ⑤ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑦ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全

部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

- ① バス等購入費 送迎センター1か所につき 1, 500万円
または、借上げ費 年間750万円
- ② 保育士雇上費 1保育所・1送迎センターにつき 年間500万円
- ③ 運転手雇上費 年間500万円
- ④ 事業費（送迎センター実施場所の賃借料等） 年間1, 000万円

（2）補助率

国1／2、市町村1／2

4 対象経費

広域的保育所利用事業を実施する場合に必要なバス等の購入または借上げ費、当該事業の付き添い保育士の賃金、運転手の賃金、送迎センター実施場所の賃借料、バス運行費、需用費（消耗品費）等

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）

（注）①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え

- ・ 保育室、調理スペースの間仕切り
- ・ センサー付きベッドの設置
- ・ 業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）

イ 事業対象となる賃借物件の要件

- （ア）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第22条の基準を満たすこと
- （イ）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること

（2）事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

（3）事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

- （1）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所が所在する保育提供区域において事業年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分

の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（ⅰ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ⅱ）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 22,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者1人当たり月額 82千円

② 補助率

国2／3、市町村1／3

（2）（1）以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 22,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

但し、平成 23 年 4 月 1 日以降の新規契約のものについては
家庭的保育者 1 人当たり月額 82 千円

② 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第 30 条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。

グループ型小規模保育事業

1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ型小規模保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用を補助する。

なお、当該事業については、平成 24 年 2 月 8 日以降に事業を開始するものに限る。

（２）実施主体

実施主体は、平成 23 年 10 月 1 日又は平成 24 年 10 月 1 日現在の待機児童数が原則 1 人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条から第 36 条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用する N P O 法人等に委託するものとする。

（３）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

② 個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「（6）連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1 日 8 時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携

保育所」という。)の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人(対象児童9人)までのグループにて実施すること。

ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。

- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。

なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。

- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。

ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。

ウ 衛生的な調理設備を有すること。

エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭(これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。)を有すること。

- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ア 「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)[第6 家庭的保育者等について]の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がいらないこと。

- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。

ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に専念できること。

オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、１０年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は３人以下であること。担当の補助者とともに２人以上で保育する場合には５人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて３人以下、補助者とともに保育する場合は５人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、３人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者３人から１５人に対し１人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成２０年厚生労働省告示第１４１号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。
- ⑯ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育者のうち１名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（以下「保育事業管理者」）として配置するよう努めること。

（６）連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ型小規模保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこ

と。

- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ型小規模保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ型小規模保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型にあっては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ型小規模保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 家庭的保育者経費

児童1人当たり月額52,200円

② 家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,529,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,264,000円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,535,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,267,000円。）

イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,264,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,132,000円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,267,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,133,000円。）

③ 連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額800,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円）

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人につき年額120,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、60,000円）を加算

④ 家庭的保育補助者経費

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について、児童1人当たり月額25,000円

ただし、平成24年4月1日以降に実施するものについては、

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について児童 1 人当たり月額
26,000 円

※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない
家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。

⑤ 保育事業管理者経費

保育事業管理者を配置しているグループについて、1 グループあたり
月額 60,000 円

(2) 補助率

国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3

(指定都市、中核市の場合 国 1／3、指定都市・中核市 2／3)

4 対象経費

グループ型小規模保育事業の運営に必要な費用

5 留意事項

- ・ 子育て支援交付金の小規模グループ型保育事業により実施されている小規模グループ型保育については、平成 23 年度に実施される本事業のうち「保育事業管理者経費」を補助対象とすることが出来る。
- ・ 本事業の新規開設は平成 26 年 3 月 31 日までとする。

認可外保育施設運営支援事業

1 事業の目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（以下、「設備運営基準」という。）第 32 条及び第 33 条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設等に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業内容

①認可外保育施設運営支援事業（A 型・B 型）

設備運営基準第 32 条及び第 33 条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

なお、認可外保育施設運営支援事業（B 型）については、平成 24 年 2 月 8 日以降に事業を開始するものに限る。

②認可外保育施設運営支援事業（C 型）

幼稚園を 11 時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下、「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

（2）実施主体

①認可外保育施設運営支援事業（A 型）

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

②認可外保育施設運営支援事業（B 型）

実施主体は、平成 23 年 10 月 1 日又は平成 24 年 10 月 1 日現在の待機児童数が原則 1 人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）に参加する市町村とする。（「加速化プラン」に参加する市町村を除く。）

③認可外保育施設運営支援事業（C 型）

実施主体は、「加速化プラン」に参加する市町村とする。

（3）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、（4）の①、②又は③の要件を満たした施設に入所（入園）又は利用しているものとする。

（4）実施要件

①認可外保育施設運営支援事業（A型）

「加速化プラン」に参加する市町村で、次の要件の全てを満たすこと。

（ア）事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望している施設であること。

（イ）施設の利用定員が、20人以上であること。

（ウ）施設の設備は、事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

（エ）職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「基準保育士数」という。）以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の1／3以上の保育士又は看護師を配置している施設については、事業開始後5年以内に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

（オ）本事業を実施する認可外保育施設は、事業開始後5年以内における認可保育所又は認定こども園への移行を計画した上で本事業を実施すること。計画に当たっては、安心こども基金管理運営要領別添25の「認可外保育施設の認可化移行可能性調査」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に、指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

②認可外保育施設運営支援事業（B型）

「先取りプロジェクト」に参加する市町村で、次の要件の全てを満たすこと。

（ア）施設の利用定員が、20人以上であること。

（イ）施設の設備は、設備運営基準第32条を満たすこと。

（ウ）職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、基準保育士数以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の半数以上の保育士を配置している施設については、「先取りプロジェクト」の期間中に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

③認可外保育施設運営支援事業（C型）

「加速化プラン」に参加する市町村で、本事業を実施する幼稚園は次の要件の全てを満たすこと。

（ア）事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する施設であること。

（イ）職員配置は、設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、本事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者を置くこととし、3歳未満児の処遇を行う者は保育士、3歳以上児の処遇を行う者は幼稚園教諭又は保育士とする。また、その数は2名を下ることはできないこと。

(ウ) 施設設備について、事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準、設備運営基準及び各自治体において定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型にかかる特例（認可の特例）が設けられていることに留意すること。

(エ) 土曜日、幼稚園の長期休業日においても、原則として、本事業の対象となる長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施すること。

(オ) 1日の開園時間は通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。

(5) 留意事項

①認可外保育施設運営支援事業（A型）

(4) ① (ウ) (エ) において、設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たしていない施設が本事業を実施し、事業開始後5年以内に当該施設が基準（子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準）を満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができるものとする。

②認可外保育施設運営支援事業（B型）

平成25年2月26日以降は、平成23年4月以降に新設または定員が増加した認可外保育施設（増加した定員分のみ）を事業の対象とする（平成25年2月25日以前に本事業の対象となっている認可外保育施設を除く）。

(4) ② (ウ) において、設備運営基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、「先取りプロジェクト」の期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。なお、「先取りプロジェクト」対象から「加速化プラン」対象に移行した場合には、「加速化プラン」の条件によるものとする。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を保育所整備等の他の待機児童解消施策に充てること。

③認可外保育施設運営支援事業（C型）

幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に(4) ③ (ウ) を満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができるものとする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①認可外保育施設運営支援事業（A型）

(ア) 児童1人当たり月額

ア 職員の配置が設備運営基準第33条を満たす認可外保育施設

4歳以上児 18,000円

3歳児 22,000円

1・2歳児 57,000円

乳児 107,000円

イ 保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育

士数の6割以上である場合

4歳以上児 15,000円

3歳児 18,000円

1・2歳児 48,000円

乳児 89,000円

ウ 保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である場合

4歳以上児 12,000円

3歳児 15,000円

1・2歳児 39,000円

乳児 72,000円

(イ) 認可外保育施設開設準備費加算

定員1人当たり 7,500円

(認可外保育施設が新設または定員増を行う場合に限り。定員増を行った場合は、増加した定員について加算の対象となる。)

(ウ) 認可化移行支援費

設備運営基準第32条を満たすための経費(1施設1回限り)

ア 賃借料・改修費等補助

平成26年3月31日以前 1施設当たり 3,000万円

平成26年4月1日以降 1施設あたり 3,200万円

イ 移転等支援費

移転費 1施設当たり 120万円

仮設設置費 1施設当たり 380万円

②認可外保育施設運営支援事業(B型)

(ア) 児童1人当たり月額

ア 平成25年2月26日以降に本事業の対象となり、職員の配置が設備運営基準第33条を満たす認可外保育施設

4歳以上児 18,000円

3歳児 22,000円

1・2歳児 57,000円

乳児 107,000円

イ ア以外の認可外保育施設

4歳以上児 12,000円

3歳児 15,000円

1・2歳児 39,000円

乳児 72,000円

(イ) 認可外保育施設開設準備費加算

定員1人当たり 7,500円

(認可外保育施設が新設または定員増を行う場合に限る。定員増を行った場合は、増加した定員について加算の対象となる。)

③認可外保育施設運営支援事業 (C型)

児童 1 人当たり月額

4 歳以上児 9,000 円

3 歳児 11,000 円

1・2 歳児 57,000 円 (ただし、満 3 歳児として私学助成 (一般補助) の対象となる園児については、年度内において 46,000 円とする。)

乳児 107,000 円

(2) 補助率

①認可外保育施設運営支援事業 (A型)

ア 児童 1 人当たり月額、認可外保育施設開設準備費加算

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(指定都市、中核市の場合 国 1 / 2、指定都市・中核市 1 / 2)

イ 認可化移行支援費

(7) 賃借料・改修費等補助 国 2 / 3、市町村 1 / 12、設置者 1 / 4

(1) 移転等支援費 国 1 / 2、市町村 1 / 2

②認可外保育施設運営支援事業 (B型)

ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

(指定都市、中核市の場合 国 1 / 3、指定都市・中核市 2 / 3)

イ ア以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(指定都市、中核市の場合 国 1 / 2、指定都市・中核市 1 / 2)

③認可外保育施設運営支援事業 (C型)

定額

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
運営支援事業	認可外保育施設運営支援事業 (A 型、B 型、C 型) の実施に必要な費用

賃借料・改修費 等補助 (3 (1) ① (ウ))	設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
移転等支援費 (3 (1) ① (ウ))	設備運営基準第32条を満たすために必要な移転費及び仮設設置費にかかる費用

5 留意事項

- ・子育て支援交付金の認可外保育施設運営支援事業による補助を受けている認可外保育施設については、平成23年度に実施される本事業のうち「認可外保育施設開設準備費」のみを補助対象とすることが出来る。
- ・3(2)に記載されている「市町村より補助を受けている」とは、施設の設備や職員の配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用等について補助を受けているものであり、給食費等、運営に要する費用のごく一部の経費のみの補助制度や、設備や職員配置に関する基準を設けずに施設に対し一律に補助を行うものについては含めない。
- ・3(1)②アの補助基準額については、平成25年2月26日から平成25年3月31日までの間に限り、②アの単価によらず、引き続き②イの単価によることが出来る。

地域型保育・子育て支援モデル事業

1 事業の目的

小規模な保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 大都市モデル

待機児童を50人以上抱える特定市町村などの人口集中地域において、「小規模保育運営支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第19号）の別紙に定める小規模保育運営支援事業又は「グループ型小規模保育事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第20号）の別紙に定めるグループ型小規模保育事業を実施するとともに、「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」や「子育て親子の交流・相談事業」、「一時預かり事業」の機能も併せ持つこととし、住民の多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、グループ型小規模保育事業の円滑な実施を図る。

② 一般市町村モデル

合併により市町村域が拡大した市町村などにおいて、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・空き店舗等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満であり、かつ、小規模保育運営支援事業、グループ型小規模保育事業及び家庭的保育事業に該当しないものに限る。以下同じ。）を実施するとともに、「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」や「子育て親子の交流・相談事業」、「一時預かり事業」の機能も併せ持つこととし、住民の多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模な保育事業の円滑な実施を図る。

なお、当該事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 事業の実施主体

① 大都市モデル

平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）又は「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村。（特別区を含む。以下同じ。）ただし、社会福祉法人、NPO等に事業の一部を補助又は委託することができるものとする。

② 一般市町村モデル

平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」に参加する市町村。ただし、社会福祉法人、NPO等に事

業の一部を補助又は委託することができるものとする。

なお、地域における保育サービスの供給体制が整備されていない等の事情により、利用を断念している家庭の児童、市町村内の行政区域を越えて遠方の保育所を利用している家庭の児童等については、潜在的な保育ニーズがあるものとして本事業の対象として差し支えない。

また、平成25年度以前から「一般市町村モデル」を実施していた施設における小規模な保育が小規模保育運営支援事業又はグループ型小規模保育事業の対象となった場合については、平成26年度中に限り、当該部分以外について本事業の対象として差し支えない。

(3) 事業の実施方法

- ① 事業の運営主体は同一法人とすること。
- ② 実施場所は、社会福祉施設（老人デイサービスセンター、障害児施設等）や幼稚園・小学校、公営住宅等の空きスペースの活用により実施するとともに、職員の連携・児童の相互交流が図られるよう、各事業は同一場所での実施を原則とする。
- ③ 大都市モデルにあつては、グループ型小規模保育事業の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施すること。
- ④ 一般市町村モデルにあつては、小規模な保育事業（20人未満）の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施すること。

その際、これら事業に対する地域のニーズが偏在化・潜在化していることを鑑みて、事業実施体制を整備することが望ましい。

- ⑤ 一般市町村モデルにおける小規模な保育事業（20人未満）の実施にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準に準じて適切な保育環境を整備するよう努めること。また、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2通知）の第4「徴収金（保育料）基準額」に定める算定方法を標準として保育料の徴収を行うこと。
- ⑥ 小規模な放課後児童クラブを実施する場合にあつては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発0330039号通知）の別添2のⅠ放課後児童健全育成事業に沿って実施すること。
- ⑦ 子育て親子の交流・相談事業を実施する場合にあつては、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号通知）の別添6の9に定める「連携型」の事業内容に沿って実施すること。
（「地域の子育て力を高めるための取組」を除く。）
- ⑧ 一時預かり事業を実施する場合にあつては、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号通知）の別添6の10に定める「地域密着型」

または「地域密着Ⅱ型」の事業内容に沿って実施すること。

⑨ 定員の下限は、概ね20人程度とする。

ただし、中学校区内に保育機能（認可外保育施設を含む。）がなく、本事業の実施によって保育機能がはじめて担保されると判断される場合には、当該学区内に限り、小規模な保育事業（6人以上10人未満）の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施することにより、定員の下限を6人として差し支えない。

⑩ 定員は、グループ型小規模保育事業または小規模な保育事業（20人未満）、及び小規模放課後児童クラブ（10人未満）を常時利用する児童数を合算した数を勘案して設定すること。

この場合の児童数の算定において、保育を必要としない子（幼稚園や放課後こども教室の利用対象）を含めて算定して差し支えないが、基金の造成に要する経費の支出予定額の算定において、当該児童に要する経費は含まないものとする。

⑪ 本事業の実施にあたっては、地域の認可保育所や幼稚園などと連携・協力関係を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的に実施すること。

⑫ 本事業の実施場所の活用により、世代間交流の実施、ファミリー・サポート・センターの設置、母親クラブの活動の場の提供など、更なる多機能化を図ることで地域における包括的な支援センターの役割を果たせるよう努めること。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| ① 大都市モデル | 750千円 |
| ② 一般市町村モデル（小規模保育10人以上） | 6,450千円 |
| （保育部分が小規模保育運営支援事業又はグループ型保育事業に移行した場合） | |
| | 2,450千円 |
| ③ 一般市町村モデル（小規模保育6人以上10人未満） | 5,100千円 |
| 【2（3）⑨但し書きに定める要件を満たす場合】 | |
| （保育部分が小規模保育運営支援事業又はグループ型保育事業に移行した場合） | |
| | 2,350千円 |
| ④ 改修費用（加算） | 1,050千円 ※既存施設を改修して実施する場合 |

（2）補助率

定額（1／2相当）

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助及び交付金、使用料及び賃借料、備品購入費、建物改修に必要な費用

認可化移行総合支援事業

1 事業の目的

保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所を含む。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）又は認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けた幼稚園（以下、「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる経費（認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所又は幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に係るものに限り、認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる幼稚園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに教育を実施する部分に係るものに限る。以下同じ。）の支援を実施するものである。

（1）認可化移行可能性調査支援

保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。

（2）認可化移行助言指導支援

保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。

（3）改修費等支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（以下、「設備運営基準」という。）第 32 条を満たすための改修費、賃借料等を補助するもの。

3 実施主体

（1）認可化移行可能性調査支援

都道府県

（2）認可化移行助言指導支援

都道府県

（3）改修費等支援

「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う認可外保育施設が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

4 事業者

（1）認可化移行可能性調査支援

都道府県又は都道府県が適当と認めた者

（2）認可化移行助言指導支援

都道府県又は都道府県が適当と認めた者

5 事業の実施期限

2（1）（2）の事業

平成27年3月31日とする。

2（3）の事業

令和7年3月31日とする。

6 実施要件

(1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。

(2) 認可化移行助言指導支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、2(1)の認可化移行可能性調査支援を実施する等により、移行のための計画書を策定していること。

(3) 改修費等支援

認可化移行支援事業の実施について(平成27年4月13日雇児発0413第22号)の別紙「認可化移行総合支援事業実施要綱」の要件を満たす認可外保育施設であって、事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たすこと。

7 補助基準額・補助率

(1) 認可化移行可能性調査支援

①補助基準額

1施設当たり 51万円

②補助率

国1/2、都道府県1/2

(2) 認可化移行助言指導支援

①補助基準額

1施設当たり 46万円

②補助率

国1/2、都道府県1/2

(3) 改修費等支援(1施設当たり1回限り)

①補助基準額

1施設当たり 3,200万円

②補助率

国2/3、市町村1/12、設置者1/4

8 対象経費

(1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等に移行するために障害となっている事由の調査及び診断にかかる経費。

(2) 認可化移行助言指導支援

保育所等に移行するために必要な助言・指導にかかる経費。

(3) 改修費等支援

設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費。

9 留意事項

支援の対象となってから5年以内に当該基準（子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準）を満たさなかった場合は、改修費等支援にかかる補助金の返還を命ずることができるものとする。

民有地マッチング事業

1 事業の目的

保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

4 実施要件

(1) 保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、保育所等の実施に適当な場所（地域の保育等ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(2) (1) で選定された保育所等整備候補物件において、保育所等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(3) 土地等所有者及び保育所整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(4) 選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(5) 本事業の趣旨は、保育等の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

5 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1 都道府県当たり 500 万円

(2) 補助率

国 1/2、都道府県 1/2

6 対象経費

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングの実施に必要な経費

7 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で保育所等の整備が行われるよう、都道府県において地域の保育の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

8 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）

2 事業の内容

（1）事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

（2）対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

（3）実施方法

① 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

② 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

法第 21 条の 10 の 2 第 2 項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、（１）の事業内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業は、法第 21 条の 10 の 2 第 1 項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

（４）事業の実施主体

市町村

3 補助基準額・補助率

（１）補助基準額

① 支援が必要な家庭に対して次のア及びイの対応をいずれも実施している市町村。

ア ケース対応会議の開催

イ 養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項に規定される事業）において、以下に掲げる事業をいずれも実施

○育児・家事援助

○専門的相談支援

$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \right)$	$\times 8,000\text{円}$
--	------------------------

② ①以外の市町村

$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \right)$	$\times 6,000\text{円}$
--	------------------------

（２）補助率

国 1／2、市町村 1／2

4 対象経費

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に必要な経費

養育支援訪問事業

1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）。

2 事業の内容

(1) 事業内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

- ① 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

(2) 対象者

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- ① 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- ③ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

(3) 実施方法

① 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

② 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

③ 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(4)実施主体

市町村

3 補助基準額・補助率

(1)補助基準額

①育児家事援助の実施	訪問数×6,000 円
②専門的相談支援の実施	訪問数×8,000 円
③分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	訪問数×10,000 円

(2)補助率

国1／2、市町村1／2

4 対象経費

養育支援訪問事業に必要な経費

ファミリー・サポート・センター事業

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウ全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターとする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

カ ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

② 相互援助活動の内容

ア 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

等の活動とする。

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村1か所設置できる。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましい。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができる。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には法第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

ケ 会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2 時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4 時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2 時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4 時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2 時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2 時間
7 子どもの遊び	保育士	2 時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門 家、管理栄養士等	3 時間
9 事業を円滑に進めるため に	ファミリー・サポート・センタ ーアドバイザー等	3 時間
合 計		2 4 時間

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数100人相当以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

なお、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

（2）病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下の事業を実施する。ただし、以下のア～エのすべての事業を実施するファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行う

ことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

② 相互援助活動の内容

ア 病児・病後児の預かり

イ 宿泊を伴う子どもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。（ただし、上記のうちアについては必ず実施すること。）

③ 実施方法

（１）の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、（１）④のケの参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

（ア） 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

（イ） 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

（ウ） 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、１日８時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

（ア） 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

（イ） （１）の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは１人までとすること。

（ウ） アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、（１）の①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する１市町村に対して補助するものとする。

なお、事業実施要件のうち、①のウ、エの両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部（①のウ、エ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のア、イ）を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

（３）ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、（１）の①のア～ウに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

（４）事業の実施主体

市町村

ただし、社会福祉法人、ＮＰＯ等の適切な主体に補助又は委託することができるものとする。

３ 補助基準額・補助率

（１）補助基準額

① 基本事業

ア 基本分

会員数ごとに以下の金額とする（１市町村あたり）

- ・ １００人相当～ ２９９人 ２, ０００, ０００円
- ・ ３００人～ ５９９人 ２, ８００, ０００円
- ・ ６００人～ ９９９人 ４, ０００, ０００円
- ・ １, ０００人～ １, ４９９人 ８, ０００, ０００円
- ・ １, ５００人～ １, ９９９人 １２, ０００, ０００円
- ・ ２, ０００人～ ２, ９９９人 １６, ０００, ０００円
- ・ ３, ０００人以上 ２０, ０００, ０００円

イ 加算分

(ア) 支部の設置箇所数に応じ、以下の金額を追加する

- ・ １０か所以上 １０, ０００, ０００円
- ・ １０か所未満 １, ０００, ０００円（１支部あたり）

(イ) ２４時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施

- ・ １市町村あたり ３６０, ０００円

② 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

(ア) 病児・病後児預かりの利用件数（１市町村あたり）

- ・ ～ ５９件 １, ８００, ０００円
- ・ ６０件～ １１９件 ２, ４００, ０００円
- ・ １２０件～ １９９件 ３, ８００, ０００円
- ・ ２００件～ ２９９件 ５, ６００, ０００円
- ・ ３００件～ ３９９件 ７, ６００, ０００円
- ・ ４００件～ ５９９件 １０, ４００, ０００円
- ・ ６００件以上 １４, ４００, ０００円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入

１市町村あたり １, ０００, ０００円

(イ) 初年度体制整備

開始初年度に限り、１市町村あたり ４, ０００, ０００円

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む）の利用支援

ア 加算分

利用支援がある場合、１市町村あたり ４００, ０００円

(２) 補助率

国１／２、市町村１／２

４ 対象経費

ファミリー・サポート・センター事業に必要な経費

子育て短期支援事業

1 事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業の種類及び内容

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ウ 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

（２）実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

（３）実施方法

- ① 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- ② 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- ③ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。
- ④ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

3 事業の実施主体 市町村

4 補助基準額

（１）補助基準額

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
 - ア 2歳未満児、慢性疾患児
8,600 円×年間延べ日数
 - イ 2歳以上児
4,700 円×年間延べ日数
 - ウ 緊急一時保護の母親
1,200 円×年間延べ日数
- ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業
 - ア 夜間養護事業
 - （ア）基本分
900 円×年間延べ日数
 - （イ）宿泊分
900 円×年間延べ日数
 - イ 休日預かり事業
2,000 円×年間延べ日数
 - ウ 児童の送迎の実施
60,000 円×箇所数

（２）補助率

国 1／2（市町村 1／2）

5 対象経費

事業の実施に必要な経費

地域子育て支援拠点事業

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第6項に規定される事業）

(2) 事業の実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(3) 事業者

市町村又は市町村が適当と認めた者

(4) 実施要件

① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、②のホに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。

イ 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（別添6の10に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（別添6の5に定める事業）または養育支援訪問事業（別添6の6に定める事業）の実施
- (エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

カ 経過措置（小規模型指定施設）

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

③ 地域機能強化型

ア 事業内容

①及び②の取組に加えて、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施する。（ただし、②の力に定める小規模型指定施設を除く。）

イ 実施場所

公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所であって、特に地域の子育て支援の拠点となるよう効果的・継続的な事業実施が可能でかつ地域社会に密着した場所。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情や社会資源に精通した専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。少なくとも1名は常勤職員とすることが望ましい。）

ただし、③エ（７）の利用者支援を実施する場合は３名以上配置すること。専任の者のうち１名は次に掲げる利用者支援に関する取組に専念すること。

エ 利用者支援及び地域支援

地域機能強化型にあつては、①に定める基本事業に加えて以下に掲げる利用者支援に関する取組又は地域支援に関する取組のいずれかあるいは両方を必ず実施すること。

（７） 利用者支援

多様な子育て支援に関する給付・事業の中から子育て親子等が適切に選択できるように地域の身近な立場から支援する以下に掲げるいずれかの取組。

- a 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「子ども・子育て関連３法」という。）の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組
- b 子ども・子育て関連３法の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組
- c 認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

（イ） 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組

- a 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- b 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- c 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- d 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

④ 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、①に掲げる基本事業を実施する。

イ 実施場所

- （ア） 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であつて子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

- (イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えること。
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

- ①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

特に地域機能強化型の施設に従事する者には子ども・子育て関連3法に基づく新制度の円滑な施行に向けて、各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させ、新制度に関する情報集約・関係者との意見交換等を通じて資質等を向上させなければならない。

ウ 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

3 補助基準額・補助率等

（1）補助基準額

（別表）補助基準額表参照のこと。

（2）補助率

国1／2、市町村1／2

4 対象経費

地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

一時預かり事業

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 事業の実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(3) 事業者

市町村又は市町村が適切と認めた者

(4) 対象児童

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児

(5) 実施要件

- ① 保育所型（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 7 項に規定される事業）

ア 実施場所

保育所で実施するものとする。

イ 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 3 5 各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

- ② 地域密着型（法第 6 条の 3 第 7 項に規定される事業）

ア 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

イ 実施方法

規則第 36 条の 3 5 各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

- ③ 地域密着Ⅱ型（法第 6 条の 3 第 7 項の規定に準じた事業）

ア 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

イ 実施方法

(ア) 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

(イ) 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

(ウ) 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

ウ 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

(6) 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 年間延べ利用児童数による定額

② 基幹型施設加算

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合に加算

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

4 対象経費

一時預かり事業の運営に必要な費用

へき地保育事業

1 事業の目的

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が実施要件に適合すると認め指定した施設に対して必要な費用を補助する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 対象児童

保育を要する児童又は市町村長が特に必要があると認めた児童

(4) 実施要件

① 設置主体

市町村

② 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

ア へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

ウ へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

エ 上記アからウまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

③ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を

尊重して行うものとする。

ア 1日当たり平均入所児童数が6人以上いること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

イ 公民館、学校、集会所等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

ウ 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれに代わるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

エ 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

オ 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

カ 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

1か所あたり年額4,000千円

（2）補助率

国1/2、市町村1/2

4 対象経費

へき地保育所の運営に必要な経費

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1)事業内容

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置した上で、以下の内容を実施すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

① 調整機関職員の専門性強化

調整機関の配置職員の専門性向上のための取組

ア 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。

(ア) 法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

(イ) 規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)

イ 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

(ア) 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修

(イ) 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

② 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次のア及びイのいずれか又は両方の取組を行う。

ア インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

イ ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

⑤ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(2)実施主体

市町村

3 補助基準額・補助率

(1)補助基準額

① ア 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	人数×80,000 円 人数×80,000 円
② ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	3,000,000 円
③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	660,000 円
④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	720,000 円
⑤ 地域住民への周知を図る取組	640,000 円

(2)補助率

国1／2、市町村1／2

4 対象経費

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に必要な経費

保育士研修等事業

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士の人材確保への取組、質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業、家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業、小規模保育事業及び一時預かり事業に従事する者等に対して行う研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(ア) 研修の対象者

- ・ 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士及び保育所等で就労していない保育士
- ・ 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

(イ) 研修事業の事例

- ・ 都道府県が実施・対象とする研修の事例
 - 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
 - 指導者育成のための研修
 - 都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等
- ・ 市町村が実施・対象とする研修の事例
 - 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
 - 市町村が適当と認める団体が実施する研修 等

② 保育士人材確保研修等事業

保育士の人材確保を図るため、保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、保育所の管理者や保育士に対する就業継続支援研修、潜在保育士の再就職を支援する研修及び保育士の宿舍借り上げを実施するための費用の補助を行う。

ア 保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組

(ア) 対象者

- ・ 保育士養成施設の在学学生
- ・ 保育士養成施設の就職担当者など、保育士の人材確保に携わる職員
- ・ 高校生等

(イ) 研修等事業の事例

- ・ 保育士養成施設の在学学生に対する就職説明会、保育所に勤務する保育士と養成施設の学生の交流
- ・ 保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集等の研修
- ・ 高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達 等

イ 就業継続支援研修

(ア) 対象者

- ・ 保育所等の経営者・管理者及び保育所等に勤務する保育士

(イ) 研修事業の事例

- ・ 新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法、新人保育士にとって負荷の大きい業務（保護者対応等）についての研修
- ・ 保育所の経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等の研修（所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制構築、メンタルヘルス） 等

ウ 潜在保育士の再就職を支援する研修等

(ア) 対象者

- ・ 保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）
- ・ 保育所等の経営者や管理者等（いわゆる潜在保育士の採用に関わる者）

(イ) 研修等事業の事例

- ・ 保育所等の潜在保育士受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点の研修・指導を行うほか、処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導を行う
- ・ 保育所等への再就職を希望する保育士に対して、現場復帰に必要となる研修や再就職の前に就職を希望する保育所等で保育実技研修を行い、再就職の支援を行う
- ・ 保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修 等

※保育士・保育所支援センターを開設している場合は、潜在保育士の復帰のための研修や再就職のマッチング等、当該センターと連携し、潜在保育士の再就職のために効果的な実施を図る。

※自治体発行の広報誌等による広報のほか、保育士養成施設に卒業生への周知を依頼する等により、再就職支援研修等の周知を図る。

エ 保育士宿舎借り上げ支援事業

「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村が、保育士の人材確保や保育士の離職防止を図るために保育士用の宿舎の借り上げ支援を行うために必要な費用の補助を行う。

（ア）対象者・対象者数

認可保育所、認定こども園又は「加速化プラン」対象認可外保育施設（公立を除く。以下「保育所等」という。）に勤務する常勤保育士のうち、次のいずれかに該当する者。

- ・当該保育所等に新規（平成２５年度以降）採用された者
- ・当該保育所等に採用されてから５年以内の者（平成２５年度より前に当該保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く）

③ アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

④ 家庭的保育者等研修事業

家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業、小規模保育事業及び一時預かり事業について、事業に従事する者及び事業の実施を予定している者の研修並びに事業に従事する者が研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

なお、本事業における研修の対象者については、次のとおりとする。

ア 保育緊急確保事業における家庭的保育事業及びグループ型小規模保育事業の場合の対象者

家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 保育緊急確保事業における小規模保育事業の場合の対象者

保育従事者（小規模保育事業Ｂ型）、家庭的保育者及び家庭的保育補助者（小規模保育事業Ｃ型）

ウ 保育緊急確保事業における一時預かり事業の場合の対象者

保育従事者

(2) 事業の実施主体

- ① 2 (1) ①、② (エを除く)、③、④の事業
都道府県、市町村
- ② 2 (1) ②エの事業
市町村

(3) 事業者

- ① 2 (1) ①、② (エを除く)、③、④の事業
社会福祉法人 (都道府県福祉人材センター (都道府県社会福祉協議会) 等)、都道府県又は市町村が適当と認めた者
- ② 2 (1) ②エの事業
市町村又は保育所等の設置者

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

- ① 2 (1) ①、② (エを除く)、③の事業
 - ア 都道府県が実施する場合
登録保育士1人当たり 6, 250円
(平成20年4月1日現在の都道府県内の登録保育士数×6, 250円)
 - イ 市町村が実施する場合
都道府県知事が必要と認めた額
- ② 2 (1) ②エの事業
1戸当たり 月額82, 000円
- ③ 2 (1) ④の事業
家庭的保育者等1人当たり 133, 000円

(2) 補助率

- ① 2 (1) ①、② (エを除く)、③、④の事業
 - ア 都道府県が実施する場合
国1/2、都道府県1/2
 - イ 市町村が実施する場合
国1/2、市町村1/2
- ② 2 (1) ②エの事業
 - ア 市町村が実施する場合
国1/2 市町村1/2
 - イ 保育所等の設置者が実施する場合
国1/2 市町村1/4 保育所等の設置者1/4

4 対象経費

- ・ 保育の質の向上のための研修事業及び保育士人材確保研修等事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費、研修情報等を周知するために必要な費用
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する場合に必要な宿舎の借り上げ費用
- ・ アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職員配置を行う費用を除く。）等
- ・ 家庭的保育者等研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

5 留意事項

- 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する実施主体は、次の点に留意・確認することで本事業の適正な実施を確保すること。
 - ・ 未入居の月は補助対象外とすること。
 - ・ 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助すること。
 - ・ 入居者に対して、運営費負担金により住居手当が交付されていないこと。（実施主体が運営費負担金とは別に住居手当に類する補助をしている場合も同様。）
- 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する施設は、保育士研修等事業のうちの就業継続支援研修等を活用し、保育士の就業継続に努めること。

別添 7 の 2

保育士・保育所支援センター開設等事業

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」）」の開設及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業の内容

潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の開設及び運営に要する費用の補助を行う。

支援センターには、保育士再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等を実施する。また、保育所に勤務する保育士の相談や保育士資格の取得希望者からの相談など、潜在保育士以外の相談等にも対応する。

（コーディネーターを配置せずに、保育士の再就職支援を実施することが可能な場合は、コーディネーターを配置せずに支援センターを開設することができる。また、支援センターを開設せずに、支援センター以外の機関等にコーディネーターのみを配置することもできる。）

なお、福祉人材センター等以外の職業紹介事業の許可等を持たない法人等が、求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

また、職業紹介事業には、有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となり、本事業の実施にあたっては有料職業紹介事業の許可が必要となること。

（2）事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市

（都道府県福祉人材センター（都道府県社会福祉協議会）等に委託等が可能）

3 補助基準額・補助割合

（1）補助基準額

① 保育士・保育所支援センター開設及び運営に必要な費用（保育士再就職支援コー

ディネーター雇上費を除く) 1か所につき年間420万円

- ② 保育士再就職支援コーディネーター雇上費等 1人につき年間400万円

(2) 補助率

- ① 都道府県が実施する場合
国1/2、都道府県1/2
- ② 指定都市、中核市が実施する場合
国1/2、指定都市、中核市1/2

4 対象経費

- ① 保育士・保育所支援センター開設及び運営に必要な費用
通信設備導入費用、ホームページ作成費用、システム開発費用、広報費用、相談員人件費 等
- ② 保育士再就職支援コーディネーター雇上費等
保育士再就職支援コーディネーターの賃金、需用費(消耗品費、会議費)、役務費(通信運搬費等) 等

認可外保育施設保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 対象者

本事業の対象となる保育従事者は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設に勤務している、保育士資格を有していない者とする。

(4) 実施要件

① 本事業の対象となる認可外保育施設の要件は次のとおりとする。

ア 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する認可外保育施設

(ア) 平成 26 年 4 月 1 日までに証明書が交付されていること。

(イ) 本事業の対象となる保育従事者が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 に基づく保育士登録証（以下、「保育士証」という。）の交付を受けるまでの間、証明書の内容を満たしていること。

イ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する認可外保育施設

(ア) 平成 27 年 3 月 31 日までに証明書が交付されていること。

(イ) 本事業の対象となる保育従事者が保育士登録された日を起算として、当該施設において 1 年間以上勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。

② 本事業の対象となる保育従事者の要件は次のとおりとする。

ア 2（4）①アにおける認可外保育施設に勤務する者

（ア） 常勤職員として認可外保育施設に勤務していること。なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなすことができる。

（イ） 保育士登録をし、保育士証の交付を受けること。

イ 2（4）①イにおける認可外保育施設に勤務する者

（ア） 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること。

（イ） 保育士登録された日を起算として当該施設において1年間以上勤務すること。

（5）事業の実施期限

2（4）①②のアによる場合

平成26年4月1日までに養成施設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

2（4）①②のイによる場合

平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として当該施設に1年間勤務した月の末日又は令和2年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

① 養成施設受講料等

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、上限は次のとおりとする。

・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③を活用する者（以下、「特例制度対象者」という。）：100千円

・上記通知別表の①を活用する者：200千円

② 代替保育従事者雇上費

1日当たり 5,920円

(2) 補助率

国 3 / 4、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに受講する保育従事者の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 3（1）①は、原則、1施設当たり2名程度とするが、自治体の判断により2名以上補助することも差し支えない。
- ・ 3（1）②は、保育士資格の取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費であることから、2（4）②アにおいては保育士証の交付に関わらず、2（4）②イにおいては保育士登録後の1年間の勤務に関わらず、補助することができる。
- ・ 補助を受けようとする認可外保育施設は、2（4）①②のアによる場合は、平成26年4月1日までに、2（4）①②のイによる場合は、平成27年3月31日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を、都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。
- ・ 保育緊急確保事業における小規模保育事業を実施する者についても本事業の実施要件を満たす場合は本事業の対象となる。
- ・ 本事業を実施する施設のうち、幼保連携認定こども園及び幼保連携認定こども園に移行する予定の施設において本事業を実施する場合であって、特例制度対象者の場合は、安心こども基金管理運営要領別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」として実施すること。

別添 7 の 4

保育士修学資金貸付事業

1 事業の目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

「保育士修学資金の貸し付けについて（平成 25 年 2 月 26 日厚生労働省発雇児 0226 第 4 号）」別紙「保育士修学資金貸付制度実施要綱」（以下「実施要綱」）に定めるとおりとする。

(2) 事業の実施主体

都道府県または都道府県が適当と認める団体

（以下、都道府県が実施する本事業を「貸付事業（都道府県実施分）」、都道府県が適当と認める団体が実施する本事業を「貸付事業（団体実施分）」という。）

(3) 事業の対象者

平成 25 年度又は平成 26 年度に指定保育士養成施設に入学した者

(4) 事業実施期限

ア 都道府県実施分

本事業による修学資金の貸し付けが終了する月の末日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日

イ 団体実施分

本事業による修学資金の貸し付けが終了する月の末日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

貸付金…実施要綱のとおり

貸付事務費…570 万円（生活費加算を行う場合にあっては 720 万円）とする。

なお、貸付の開始に当たって、貸付事務体制の整備のための初期投資が必要となることから、平成 24 年度、平成 25 年度又は平成 26 年度のいずれかの年度に限り、400 万円を限度に加算することができるものであること。

(2) 補助率

貸付金 国 3 / 4、都道府県 1 / 4

貸付事務費（貸付事業（団体実施分）の場合）国 10 / 10

4 対象経費

（１）都道府県が実施する場合

貸付事業（都道府県実施分）の実施に必要な次に掲げる経費

貸付金（貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額）、
委託料（当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額）

（２）都道府県が適当と認める団体が実施する場合

貸付事業（団体実施分）の財源として都道府県が適当と認める団体に対して補助する次に掲げる経費

①保育士修学資金の貸付原資として交付する額

②貸付事務費

給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費

別添 7 の 5

保育士等処遇改善臨時特例事業

1 事業の目的

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

2 事業の内容

(1) 基本事業

保育所運営費の民間施設給与等改善費（以下、「民改費」という。）を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。

(2) その他事業

(1) の事業に関する市町村における事務処理に要する費用に充てるため、市町村に対して事務費を交付する。

3 事業の実施主体

市町村

4 補助基準額、補助率

(1) 基本事業

① 補助基準額

次によって算定した額の合計額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

算式1 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価 × 4 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める1～2歳児事業費単価 × 4 月初日の1～2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価 × 4 月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価 × 4 月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価 × 10 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める1～2歳児事業費単価 × 10 月初日の1～2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価 × 10 月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価 × 10 月初日の4歳以上児入所児童数

②補助率

定額

(2) その他事業

①補助基準額

保育所1か所につき 150千円（ただし、1市町村10,000千円を上限とする）

②補助率
定額

5 対象経費

① 基本事業

4の（１）により算出された基本事業の額の経費

② その他事業

市町村が本事業を円滑に施行するために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

6 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。

7 留意事項

次に掲げる事項を資金を交付する場合の条件とする。

- （１）保育所運営費の民改費加算が停止されていないこと。
- （２）賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画書を作成し、当該保育所職員に対して、計画書の内容について周知していること。
- （３）当該保育所の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）の賃金改善（法定福利費等の事業主負担増加額を含む。以下同じ。）以外の費用については認めない。
- （４）実績報告を求め、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合にはその差額の返還を命ずること。
- （５）虚偽又は不正の手段により、本事業の交付を受けた場合には、既に交付された一部若しくは全部の交付額の返還を命ずること。

(別表)

- ※ (1) 事業費単価表の地域区分、定員区分、入所児童の年齢区分については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)(以下、「保育所運営費交付要綱」という。))によるものとする。
- ※ 所長の設置又は未設置の区分については、「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)(以下、「局長通知」という。))の第1の2によるものとする。
- ※ 事業費単価の加算区分の適用については、局長通知の第1の3により本事業を実施する年度における民間施設給与等改善費加算率の適用の基礎となる職員一人当たりの平均勤続年数に応じ、次に定める加算区分を適用すること。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算区分
1年未満	1%
1年以上2年未満	2%
2年以上3年未満	3%
3年以上4年未満	4%
4年以上5年未満	1%
5年以上6年未満	2%
6年以上7年未満	3%
7年以上8年未満	2%
8年以上9年未満	3%
9年以上10年未満	4%
10年以上	3%

- ※ 保育所運営費交付要綱により、保育所事務職員雇上費の加算、主任保育士の専任加算が適用されている場合は、(2) 加算分事業費単価表に定めるそれぞれの加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
- ※ 夜間保育所の設置認可について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)により夜間保育所加算分保育単価が適用されている場合は、夜間保育所加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
- ※ 分園を設置する保育所については、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)の別紙保育所分園設置運営要綱の7における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする。
- ※ 保育所運営費交付要綱第3の4に定める、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携型施設を構成する保育所については「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育所単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする。

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に勤務する者について、幼稚園教諭免許状を有する者が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号 雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③（以下、「特例制度」という。）を活用することにより保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 実施要件

① 本事業の対象となる施設は、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設であること。

② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、特例制度を実施している養成施設において教科目の受講を開始していること。

(ウ) 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。

(エ) 保育士登録された日を起算として幼保連携型認定こども園等において 1 年

間以上勤務すること。

イ 代替保育士雇上費

安心こども基金管理運営要領別添 11 の 2 における「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において幼稚園教諭免許状取得に当たっての受講料補助の対象となる保育士の代替として、安心こども基金管理運営要領別添 11 の 2 における「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された保育士であること。

（４）事業の実施期限

平成 27 年 3 月 31 日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として幼保連携型認定こども園等に 1 年間勤務した月の末日又は平成 29 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

（１）補助基準額

① 養成施設受講料等

本事業の対象となる者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2 を補助対象とし、100 千円を上限とする。

② 代替保育士雇上費

1 日当たり 5,920 円

（２）補助率

国 1／2 都道府県・指定都市・中核市 1／2

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに保育士の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、平成 27 年 3 月 31 日までに、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 3（１）②は、幼稚園教諭免許状の取得に必要となる大学等における単位修得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費であることから、幼稚園教諭免許状授与後の 1 年間の勤務に関わらず、補助することができる。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例を活用することにより保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号 雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③（以下「特例制度」という。）を活用することにより保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 実施要件

本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 幼稚園教諭免許状を有しており、特例制度の対象者であること。
- ② 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、養成施設において教科目の受講を開始していること。
- ③ 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。
- ④ 保育士試験を合格した月の末日から 1 年以内に、保育所、認定こども園又は保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、保育士として勤務すること。
- ⑤ 保育所等に勤務した最初の日を起算として、保育所等において 1 年間以上勤務すること。

(4) 事業の実施期限

平成 27 年 3 月 31 日までに養成施設の受講を開始した者について、保育所等に勤務した最初の日を起算として保育所等に 1 年間勤務した月の末日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

本事業の対象となる者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2 を補助対象とし、100 千円を上限とする。

(2) 補助率

国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、平成 27 年 3 月 31 日までに、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

保育所等保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

保育所、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設（以下「保育所等」という。）に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等の補助を行う。

（２）実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

（３）実施要件

① 本事業の対象となる施設は、保育所、幼保連携型認定こども園の保育所部分、保育所型認定こども園の保育所部分、幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す幼稚園、乳児院及び児童養護施設（公立を除く。）とする。

② 本事業の対象となる保育所等に勤務する保育従事者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、養成施設において教科目の受講を開始していること。なお、保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により保育士試験の全てを免除される方法によること。

イ 保育士登録された日を起算として保育所等において 1 年間以上勤務していること。なお、乳児院又は児童養護施設において本事業により保育士資格を取得した者においては、保育士資格を取得後、速やかに保育所又は認定こども園において 1 年間以上勤務すること。

（４）事業の実施期限

平成 27 年 3 月 31 日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として保育所等において 1 年間勤務した月の末日又は令和 2 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2 を補助対象とし、300 千円を上限とする。

②保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2 を補助対象とし、上限は次のとおりとする。

- ・「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③を活用する者（以下「特例制度対象者」という。）
： 100 千円
- ・上記通知別表の①を活用する者：200 千円

(2) 補助率

国 1／2 都道府県・指定都市・中核市 1／2

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税とすること。

5 留意事項

- ・ 保育所等のうち、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園に移行する予定の施設において本事業を実施する場合であって、特例制度対象者の場合は、安心こども基金管理運営要領別添 7 の 6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」として実施すること。
- ・ 補助を受けようとする保育所等は、平成 27 年 3 月 31 日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

電力需給対策に対応した休日保育特別事業等

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、日曜日、国民の祝日（以下、「休日等」という。）や保育所の開所時間を超えた時間帯においても保育が必要な児童を保育することを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業内容

① 休日保育特別事業

ア 実施期間

電力需給対策実施期間

（平成 23 年 7 月～9 月、平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月、平成 24 年 7 月～平成 24 年 9 月及び平成 24 年 12 月～平成 25 年 3 月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。）

イ 実施主体

市町村（特別区を含む）

ウ 事業者

市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

エ 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「法」という。）第 24 条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、電力需給対策に伴い企業等が就業時間等を変更することにより、電力需給対策実施期間の休日等においても保育が必要な児童とする。

オ 対象事業

（ア）基本分

電力需給対策実施期間において、新たに休日保育を実施する事業。

（イ）利用児童数に伴う加算

- a 新たに休日保育を実施する保育所等において、電力需給対策に伴う企業の実業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業
- b 既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の実業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

カ 実施要件

（ア）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士又は児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育者（以下「保育士等」という。）を配置すること。

ただし、配置する保育士等の少なくとも半数以上は保育士とし、その数は全体で2名を下回らないこと。

既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要な児童を預かる場合は、電力需給対策実施期間に限り、上記の実施要件により実施することができる。

（イ）対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

（ウ）本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される設備運営基準第32条に定める設備の基準を満たす施設とすること。

（また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

キ 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育等の実施等において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

② 延長保育特別事業

ア 実施期間

電力需給対策実施期間

（平成23年7月～9月、平成23年12月～平成24年3月、平成24年7月～平成24年9月及び平成24年12月～平成25年3月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。）

イ 実施主体

市町村（特別区を含む）

ウ 事業者

市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。（公立保育所も対象とする。）

エ 対象児童

本事業の対象となる児童は原則として保育所等の利用児童であって、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更することにより保育が必要となる児童とする。

オ 対象事業

（ア）延長保育推進特別事業

ａ 電力需給対策実施期間において新たに延長保育を実施する保育所が、（イ）

ａ（a）の事業を実施する場合に、保育所における保育士配置の充実を図るこ

とにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(イ) 延長保育特別事業

a 時間延長に伴う加算

(a) 電力需給対策実施期間に限り、保育所の11時間の開所時間の前後において、更に30分以上の延長保育を実施する事業。

(b) 既に延長保育を実施している保育所が、電力需給対策実施期間において延長保育時間を更に30分以上延長する事業。

b 利用児童数に伴う加算

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

カ 実施要件

(ア) 延長保育推進特別事業

a 11時間の開所時間内に設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(イ) 延長保育特別事業

a 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

b 延長時間区分については、利用ニーズに応じて1日ごとに定めて構わない。

c 同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれ延長時間を定めること。

d 事業の実施に当たっては、保育所その他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

e 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

キ 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育等の実施等において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 休日保育特別事業

① 補助基準額

ア 認可保育所

(ア) 基本分 月額 221,800円（上限）

（ただし、月の休日の全てを開所しない場合は、日額55,500円×開所日数とする）

(イ) 利用児童数に伴う加算

(1月当たり延べ利用児童数に応じて加算することとする)

月額	12,300円	(1人~10人)
	24,500円	(11人~20人)
	36,800円	(21人~30人)
	85,800円	(31人~40人)
	134,800円	(41人~50人)
	183,800円	(51人~60人)
	232,800円	(61人~70人)
	281,800円	(71人~80人)
	306,300円	(81人以上)

イ 認可保育所以外

(ア) 基本分 月額 105,000円(上限)

(ただし、月の休日の全てを開所しない場合は日額26,300円×開所日数とする)

(イ) 利用児童数に伴う加算

(1月当たり延べ利用児童数に応じて加算することとする)

月額	10,500円	(1人~10人)
	21,000円	(11人~20人)
	31,500円	(21人~30人)
	73,500円	(31人~40人)
	115,500円	(41人~50人)
	157,500円	(51人~60人)
	199,500円	(61人~70人)
	241,500円	(71人~80人)
	262,500円	(81人以上)

② 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2

(2) 延長保育特別事業

① 補助基準額

ア 延長保育推進特別事業

月額 379,400円(上限)

(ただし、月の全てを開所しない場合は、日額15,200円×開所日数とする。)

イ 延長保育特別事業

(ア) 時間延長に伴う加算

(延長時間が日毎に異なる場合は、平均の延長時間区分とする。)

月額	25,000円（30分延長）
	111,300円（1時間延長）
	179,000円（2～3時間延長）
	381,600円（4～5時間延長）
	444,800円（6時間以上延長）

（イ）利用児童数に伴う加算

（利用児童が実際に延長保育を利用した延長時間区分とする。）

1人当たり日額	200円（30分延長）
	800円（1時間延長）
	1,200円（2～3時間延長）
	2,600円（4～5時間延長）
	3,000円（6時間以上延長）

② 補助率

国1／2、県1／4、市町村1／4

（注）指定都市・中核市の場合 国1／2、指定都市・中核市1／2

電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、家庭の代わりとなる居場所が必要となる児童の受入体制を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月、平成23年12月～平成24年3月、平成24年7月～平成24年9月及び平成24年12月～平成25年3月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

(2) 実施主体

市町村(特別区を含む)、社会福祉法人その他の者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象児童は、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、電力需給対策実施期間において、保護者が労働等により昼間家庭にいないため適切な居場所が必要となる児童とする。

(4) 対象事業

電力需給対策実施期間において、電力需給対策の影響により、(3)に掲げる児童を受け入れる事業とする。

(5) 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、放課後児童クラブ等他の類似事業若しくは家庭的保育事業において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 休日等に放課後児童クラブ等他の類似事業にかかる特別事業を行う場合

休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日とする。

① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに休日等の開設を行い、対象児童を受け入れる事業。

日額 28,000円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により既に休日等の開設を行っており、電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの日額 700円

(電力需給対策の影響により、休日等に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2

(2) 放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間を延長して特別事業を行う場合
延長時間の算出については、以下のとおりとする。

平日 : 6時間を超え、かつ、18時を超える部分(時間)

休日等 : 8時間を超える部分(時間)

① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間の延長を行い、対象児童を受け入れる事業。

1時間当たりの単価 2,600円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により、既に開設時間の延長を行っており、電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの1時間額 130円

(電力需給対策の影響により、延長時間に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2

(3) 家庭的保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる特別事業を行う場合

① 実施要件

本事業の実施に当たっては、家庭的保育者を配置し、適切に事業が実施できる

場所を確保すること。

② 補助基準額

1時間当たりの単価1, 200円

ただし、日額9, 600円を上限とする

③ 補助率

国1／2、県1／4、市町村1／4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1／2、指定都市・中核市1／2

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）
<厚生労働省関係>
- ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第36号）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2（2）①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）

② 2（2）②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人

(5) 事業の実施期限

＜厚生労働省関係＞

令和7年3月31日とする。

＜文部科学省関係＞

令和5年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

2(2)①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

2(2)④の事業

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

(2) 補助率

2(2)①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

2(2)④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳

以上児」の３区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の４月１日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度４月１日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（ⅰ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

＜当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数＞ ×

＜当該保育提供区域の直近３カ年以内における０歳児の平均保育利用率＞

（ⅱ）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近３カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近３カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去３か年平均により算出された財政力指数とする。

（３）補助対象事業（整備区分）

２（２）①～③の事業

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

２（２）④の事業

改修費等補助

４ 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費

	用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2（２）①～③の事業

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第３条第１項に基づく都道府県知事の認定を受けること。
ただし、令和４年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。
- ③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添１）の規定に基づき整備を行うこと。

- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。
- ⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和３９年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により、文部科学大臣又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条の規定に基づく施設型給付、同法第２８条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第６５条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

２（２）④の事業

- ① 幼稚園が本事業を実施し、事業開始後５年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。

（３）財産処分について

- ① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成３１年３月２９日３０文科初第１３６８号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成２０年４月１７日雇児発第０４１７００１号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

幼稚園耐震化促進事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための修理、改造を実施する。

（２）整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分
- ② 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園へを構成する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- ④ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

（３）事業の実施主体

都道府県

（４）整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2（２）①の場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人

② 2（２）②の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園の設置者である場合に限る）

③ 2（２）③の場合

学校法人又は社会福祉法人

④ 2（２）④の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

- (5) 事業の実施期限
令和5年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

- ① 別表で定める補助基準額表により算出する
- ② 設計料加算として、本体工事費に係る基準額の5%を別途加算
- ③ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ④ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ⑤ 対象幼稚園が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算
- ⑥ 財政上の特例措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

(2) 補助率

国1/2、事業者1/2

(3) 補助対象事業（整備区分）

増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費

解体撤去工事費、仮設施設整備工事費 ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
---	--

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

認定こども園事業費

1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行等を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助するとともに、幼保連携型認定こども園等を構成する幼稚園で実施する長時間預かり保育に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

①機能部分に対する補助

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動(以下「長時間預かり保育」という。)を行う幼稚園に対し、事業費の補助を行う。

(2) 対象児童

①機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。

イ 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。なお、幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

本事業の対象児童は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体(事業者)

①機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園の場合
学校法人又は社会福祉法人

イ 幼稚園型認定こども園の場合
都道府県又は市町村以外の者

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

都道府県又は市町村以外の者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額（1人当たり月額）

① 機能部分に対する補助

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	13,000円	18,000円
3歳児	13,000円	22,000円
1・2歳児	—	57,000円
乳児	—	107,000円

② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

年齢区分	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児	46,000円

(2) 補助率

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

（注）指定都市、中核市も市町村に含む。

4 対象経費

①機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

イ 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園で実施する長時間預かり保育にかかる事業費

5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園については、施設設備、職員配置及び定員について、幼保連携型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準、児童福祉施設設備運営基準及び各自治体において定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型に係る特例（認可の特例）が設けられていることに留意すること。
- (2) 本事業は平成25年度までの間に限り実施するものであること。

小規模保育設置促進事業

1 事業の目的

小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借り上げが、平成 25 年 4 月 1 日以降の新規契約のものに限る。

(2) 補助対象

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 66 号）第 43 条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）

(3) 事業の実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(4) 事業の実施期限

令和 7 年 3 月 31 日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①小規模保育運営支援事業（A 型）及び（B 型）

ア 賃借料補助

契約家賃 1 事業所当たり 4, 100 万円

イ 改修費等補助

（ア）平成 28 年 4 月 7 日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基いて実施される事業として行う場合

1 事業所当たり 3, 200 万円

（イ）平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

1 事業所当たり 3, 500 万円

（ウ）上記（ア）、（イ）以外の場合

1 事業所当たり 2, 200 万円

②小規模保育運営支援事業（C 型）

ア 賃借料補助

契約家賃 家庭的保育者 1 人当たり 99 万円

イ 改修費等補助

(ア) 平成 28 年 4 月 7 日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基いて実施される事業として行う場合

1 事業所当たり 3, 200 万円

(イ) 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

1 事業所当たり 3, 500 万円

(ウ) 上記 (ア)、(イ) 以外の場合

1 事業所当たり 2, 200 万円

(2) 補助率

①「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の 4 月 1 日時点の申し込み児童数が事業年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1, 2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の 4 月 1 日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度 4 月 1 日に発生する見込みがないが、以下 (ア)、(イ) により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合

(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近 3 年以内における 0 歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近 3 年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近 3 年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去 3 か年平均により算出された財政力指数とする。

(市町村以外が設置する場合)

国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、事業者 1 / 4

(市町村が設置する場合)

国 2 / 3、市町村 1 / 3

② ①以外の市町村

(市町村以外が設置する場合)

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

(市町村が設置する場合)

国 1 / 2、市町村 1 / 2

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第 3 0 条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。

小規模保育運営支援事業

1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小規模保育事業を実施する事業者に対し、小規模保育事業の実施に必要な費用を補助する。

(2) 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、(4)に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地（運営要領別添6の11の2(4)②で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。）で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

(4) 実施要件

①小規模保育運営支援事業（A型）

本事業の実施に当たっては、次の（ア）から（ケ）の要件を満たすこと。

（ア）平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者（以下「事業者」という。）であること。

（イ）事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

なお、既に19人を超える児童が利用又は利用が内定している場合については、平成26年4月1日までに19人以下とすることを条件に本事業の対

象とすることができる。

(ウ) 小規模保育運営支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）の4に定める避難階段が設けられていること。

エ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(エ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、（キ）のイにより連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ）から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む。）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士の数は、次の（ア）、（イ）により算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

（ア） 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

（イ） 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児 4 人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1 人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満 3 歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1 人に限って保育士とみなすことができる。

(オ) 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（以下「設備運営基準」という。）第 32 条の 2 第 1 号から第 5 号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、（キ）のなお書きの規定により連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 1 条の規定による施行の日から 5 年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

(カ) 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

(キ) 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下のア～カに関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。なお、離島、へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りでない。

ただし、アについては、（オ）により事業所内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、イについては、（エ）のアにより事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、ア、イ及びキの支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村におい

てあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる（上記の離島、へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。）。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

ア 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

イ 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

ウ 屋外遊び場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊び場を開放するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊び場の利用に関する支援

エ 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

オ 後方支援

乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

カ 行事への参加に関する支援

運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

キ 卒園後の受け皿としての支援

当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援

なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

（ク）利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

（ケ）上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

②小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）から（ウ）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）の要件を満たすこと。

（ア）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士その他の保育従事者の数は、次の（ア）、（イ）により算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。ただし、常時2人（そのうち1人は保育士とする。）を下回ってはならない。

（ア） 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

（イ） 満3歳以上の幼児を入所させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であつて市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

エ 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

③小規模保育運営支援事業（C型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）から（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

（イ）事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9㎡以上であつて、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡以上を加算した面積以上であること。

ウ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊戯場を設けること。屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

エ 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育

施設指導監督基準の4に定める避難階段が設けられていること。
オ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(ウ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の(キ)のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の(オ)の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。

ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1(1)に定める家庭的保育者

エ 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1(2)に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

オ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者(保育事業管理者)として定めること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①基本分単価(1人当たり月額)

ア 2(4)①の(オ)により、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

イ 2(4)①の(オ)のなお書きの規定により、食事について、その他の方法により提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円
3歳児	20,400円	20,400円	20,400円

1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円
乳児	139,300円	112,600円	73,100円

②連携施設経費

連携施設を設定している場合1か所当たり月額24,600円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(指定都市、中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2)

(3) 留意事項

単価の適用に当たっての年齢区分については、平成25年3月31日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

ただし、平成25年4月1日以降に利用を開始した児童については、利用を開始した日の属する月の初日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

4 対象経費

小規模保育運営支援事業の実施に必要な費用

5 留意事項

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

利用者支援事業

1 事業の目的

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）。

3 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 実施期限

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

5 実施方法

（1）実施場所

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。

ただし、別添6の9の地域子育て支援拠点事業の実施施設で実施する場合は、同事業の地域機能強化型として実施すること。

（2）職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあつては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。

（3）業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

なお、上記「①」から「④」の業務実施を基本としつつ、「①」についてその一部を実施し、「②」について必ずしも実施しない類型も可とする。

(4) 関係機関等との連携

実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

6 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。
- (2) 事業に従事する者は、4の(1)に定める実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。
- (3) 実施主体は、事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の維持向上を図ること。
- (4) 本事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。
- (5) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、福祉事務所、障害児施設等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。

(6) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。

(7) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

7 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

(別表) 補助基準額表参照のこと。

(2) 補助率

国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3

8 対象経費

利用者支援事業の実施に必要な経費

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 遊具等環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備

② デジタルテレビ等整備

施設におけるデジタルテレビ等の整備

(2) 事業の実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 遊具等環境整備

1 施設当たり 2,000 千円

② デジタルテレビ等整備

ア デジタルテレビ

1 施設当たり 245 千円

イ アンテナ工事

1 施設当たり 200 千円

(2) 補助率

① 遊具等の整備

ア 認定こども園を構成する幼稚園 国 1/2、事業者 1/2

イ 上記以外の幼稚園 国 1/3、事業者 2/3

② デジタルテレビ等整備

幼稚園 国 1/2、事業者 1/2

4 対象経費

(1) 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

(2) デジタルテレビ等整備に係る経費

5 留意事項

2 (1) ②、3 (1) ②、3 (2) ②及び 4 (2) に係る事業実施期限については、

別添の 2 の表⑥の欄に規定する事業実施期限に関わらず、平成 2 2 年度末とする。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 事業の目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

(3) 事業の実施主体

都道府県

(4) 事業者

都道府県、市町村又は都道府県が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

研修参加教職員 1 人当たり 6, 2 5 0 円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県、市町村又は都道府県が適当と認めた者 1 / 2

4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設（以下「大学等」という。）の受講料等及び幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 実施要件

- ① 本事業の対象となる施設は、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設であること。
- ② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

- (ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。
- (イ) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。
- (ウ) 大学等における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、幼保連携型認定こども園等において 1 年間以上勤務すること。

イ 代替幼稚園教諭雇上費

安心こども基金管理運営要領別添 7 の 6 における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、安心こども基金管理運営要領別添 7 の 6 における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭であること。

(4) 事業の実施期限

平成 27 年 3 月 31 日までに大学等の受講を開始した者について、幼稚園教諭免許状が授与された日を起算として幼保連携型認定こども園等に 1 年間勤務した月の末日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 養成施設受講料等

本事業の対象となる者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2 を補助対象とし、100 千円を上限とする。

② 代替幼稚園教諭雇上費

1 日当たり 5,920 円

(2) 補助率

国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、平成 27 年 3 月 31 日までに、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 3（1）②は、保育士資格の取得に必要となる大学等における単位修得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費であることから、保育士資格取得後の 1 年間の勤務に関わらず、補助することができる。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

地 域 子 育 て 創 生 事 業

1 事業の目的

地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援
- ⑤ 育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑥ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑦ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑨ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑪ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費及び改修費の支援
- ⑫ 子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組
- ⑬ 東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助
- ⑭ 東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援

(2) 実施主体

都道府県 【（１）の⑦、⑧】

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。） 【（１）の①～③、⑤、⑥、⑨～⑭】

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市 【（１）の④】

（３）事業者

都道府県、市町村、都道府県又は市町村が適当と認めた者

（４）事業の実施期限

平成２４年３月３１日とする。ただし、２（１）⑪賃借物件により新たに地域子育て拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための改修及び病児・病後児保育事業に係る感染症対策等を実施するための改修については、平成２３年度中に改修に着手し、平成２４年度に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は平成２５年３月３１日のいずれか早い日とする。

３ 補助基準額、補助率

（１）補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

（２）補助率

定 額

４ その他

市町村が「安心こども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、２（１）②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

５ 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

（１）個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業（２の（１）の④及び⑭の事業を除く。）

（２）既の実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業

（３）国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

（４）今までに一般財源化された事業

（５）認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

（６）施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）

別添 12 の 2

地 域 子 育 て 特 別 支 援 事 業

1 事業の目的

地域の実情に応じた子育て支援活動に関する取組を支援することにより、安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた取組を実施する。

- ① 子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組
- ② 児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別の支援
- ③ 東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助
- ④ 東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援
- ⑤ 東日本大震災に係る対応として、子どもの遊び場の確保など福島県の子どもの支援に関する取組
- ⑥ 東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組（福島県を除く。）

(2) 実施主体

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(3) 事業者

都道府県、市町村、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(4) 事業の実施期限

平成24年2月8日から平成26年3月31日までとする。ただし、(1)の①、③及び④の取組を別添12の「地域子育て創生事業」で実施している場合又は(1)の⑥は、実施期限を平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

3 補助基準額、補助率

(1) 補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定 額

4 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業（2の(1)の②及び④の事業を除く。）
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (4) 今までに一般財源化された事業
- (5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）

高等技能訓練促進費等事業

1 事業の目的

母子家庭の母が、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得することを促進する観点から、従来から実施してきた高等技能訓練促進費等事業において高等技能訓練促進費の支給期間を拡大すること等により、養成機関修学中の生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(2) 事業内容

本事業は、「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成 15 年 6 月 30 日雇児発第 0630009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 2「高等技能訓練促進費等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」（平成 15 年 6 月 30 日雇児福発第 0630002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によること。

(3) 事業の対象者

平成 25 年 3 月 31 日までに修学を開始した者であって、実施要綱の 4 に該当する母子家庭の母

(4) 事業の実施期限

平成 25 年 3 月 31 日までとする

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

以下のアからイを控除した金額とする。

ア 以下の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成 19 年度以前に修業を開始した者

141,000 円×支給延月数

（イ）平成 20 年度以後に修業を開始した者

以下の a から d により算出された額の合計額

a 100,000 円（平成 23 年度以前に修業を開始した者は 141,000 円）×実施要綱の 7 の（1）のアの（ア）に該当する者に係る支給延月数

b 70,500 円×実施要綱の 7 の（1）のアの（イ）に該当する者に係る支給延月数

c 50,000 円×実施要綱の 7 の（2）のアの（ア）に該当する者に係る支給延件数

d 25,000 円×実施要綱の 7 の（2）のアの（イ）に該当する者に係る支給延件数

イ 「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」（平成 20 年 10 月 14 日厚生労働省発雇児第 1014001 号厚生労働事務次官通知）により母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金をもって充当された額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち高等技能訓練促進費等事業に係る額に相当する金額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てる。）

（2）補助率

国 3 / 4（都道府県、市及び福祉事務所設置町村 1 / 4）

4 対象経費

高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の給付に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業

1 目的

母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施することにより、職業訓練を受けやすい環境の整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）が職業訓練を受ける間、当該ひとり親世帯の児童を預かる託児サービスを、母子家庭等就業・自立支援センター（平成 20 年 7 月 22 日雇児発第 0722003 号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の 2 の（1）の事業を行うセンター等において実施する。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 事業者

母子家庭等就業・自立支援センターその他実施主体が適当と認めた者

(4) 事業の実施方法

ア 託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項に定める数以上であること。ただし、常時 2 名を下回ってはならないこと。

イ 託児サービスに従事する者の少なくとも 1 人は保育士の資格を有する者とする。

ウ 託児サービスを提供する場所は、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースの他、実施主体が適切と認めた場所とすること。

エ 託児を行う部屋の面積は、児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上であること。

オ 託児を行う部屋の他便所があることとし、必要に応じて調理を行う設備があること。

カ 託児の実施に当たっては、児童の健康管理（アレルギー疾患含む。）や食品の衛生管理、託児中の安全確認等に十分配慮すること。

キ 託児の実施時期については、ハローワーク等からの情報収集を行い、ひとり親の職業訓練への参加が多数見込まれる時期となるよう配慮すること。

(5) 費用

実施主体は、おやつ代等について実費相当額を利用者から徴収することができるものとする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

託児活動費 月額 862 千円

事務費 年額 1,574 千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

託児サービスを実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、ひとり親家庭の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、NPO法人の他実施主体が認めた者であって、かつ有料職業紹介事業の許可を得ていること。

(4) 実施方法

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務所経費 1, 6 4 0 千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

1 目的

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談支援や就業活動支度を支援することにより、母子家庭の母の自立支援に係る体制の整備を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

ア 戸別訪問による相談支援等

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母（以下「支援対象者」という。）について戸別訪問を行い、母子家庭の母が抱える様々な不安や悩みを聞き相談支援を行うとともに、母子家庭の自立支援に関する情報提供や地域活動への参加支援等を行い、母子自立支援プログラム策定等事業等の就業支援施策の活用につなげる。

また、就業支援施策の活用につなげた後についても、戸別訪問を行い、就業に向けた活動を支援する。

イ 就職活動支度の費用についての支援

上記アによる支援を受けた支援対象者が、母子自立支援プログラムを策定後、当該プログラムに基づいて就業に向けた活動を行うことを支援するため、就業活動に必要な被服等の購入に要した費用について支援する。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(3) 事業者

母子福祉団体、NPO法人その他実施主体が適当と認めた者

(4) 事業の実施方法

ア 戸別訪問員は、社会的信望があり、2の(1)のアに定める業務を行うのに必要な熱意と識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

イ 就業活動に必要な被服等の購入費用の支援については、精算払いの方法とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

ア 戸別訪問による相談支援等

年額 2,577 千円

イ 就職活動支度の費用についての支援

支援対象者 1 人当たり 50 千円（実際に要した費用が 50 千円を下回る場合は、当該額）

(2) 補助率

ア 戸別訪問による相談支援等

国 1 / 2（都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 2）

イ 就職活動支度の費用についての支援業
定額

4 対象経費

(1) 戸別訪問による相談支援等

戸別訪問事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(2) 就職活動支度の費用についての支援

就職活動支度の費用の支援に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

(2) 事業の実施主体

都道府県及び市

(3) 事業者

実施主体が適当と認める者

(4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、本事業による能力開発期間中における訓練に係る部分（訓練の実施、訓練手当の支給並びに応用訓練に必要となる業務の開拓及び仕事の品質管理等）に関しては、平成26年3月31日までに本事業による能力開発を開始した者に係る能力開発が終了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共済費、報償金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費

婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

婦人保護施設等の退所者等に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

(2) 対象者

婦人保護施設、婦人相談所一時保護所の退所（予定）者

(3) 実施方法

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

(4) 事業の実施主体

都道府県

(5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者であって、かつ有料職業紹介事業の許可を得ていること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 482千円

事務諸経費 1, 640千円

(2) 補助率

国1/2（都道府県1/2）

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

(2) 対象者

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親の退所（予定）者及び保護者

(3) 実施方法

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

(4) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

(5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県等が適当と認めた者であって、かつ有料職業紹介事業の許可を得ていること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 482千円

事務諸経費 1, 640千円

(2) 補助率

国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る。

(2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

(3) 児童養護施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る。

(4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る。

(5) 学習環境改善

① 児童福祉施設入所児（者）等のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後等の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る。

② 母子家庭等就業・自立支援センターの事務の効率化のため、パソコンの更新及び新規購入を行う。

③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の社会福祉協議会（以下「都道府県社協等」という。）が施設（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）退所者、自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコン等の購入を行う。

(6) 賃貸・改修等の補助対象の拡大

① 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う。

② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う。

③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う。

3 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、2（3）児童養護施設等の生活環境改善、（4）地域子育て支援拠点の環境改善及び（6）賃貸・改修等の補助対象の拡大②、③に係る改修整備等については、平成26年度中に改修等に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

4 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2（1）	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 2,300千円	国 1/2 （都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 1/2） 国 1/2 （都道府県 1/4、市及び福祉事務所設置町村 1/4（ただし、2の（4）については市町村 1/4））	改修費、備品購入費、大型遊具撤去・新設にかかる経費
2（2）			1施設当たり 6,500千円		
2（3）	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 8,000千円		改修費、備品購入費
	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター		1施設当たり 1,000千円		
2（4）	地域子育て支援拠点	市町村	1施設当たり 8,000千円		備品購入費
2（5）	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 400千円		
	里親		1里親当たり 200千円		
	地域小規模児童養護施設、		1施設当たり		

	母子家庭等就業・自立支援センター		1,000 千円		
	都道府県社協等	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	1 か所当たり 200 千円×貸出 見込人数		
2 (6) ①	児童家庭支援センター	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1 施設当たり 賃借料補助 年額3,000 千円		賃借料
②～③	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設		1 施設当たり 改修費補助 8,000 千円		改修費、備品購入費

※ 事業の番号は「2 事業内容」の番号

5 事業者

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人、地域子育て支援拠点事業を行う者、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

1 事業の目的

社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

児童養護施設等施設職員の研修

(1) 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。なお、短期研修についてはおおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。

(2) 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行う。また、事業の実施にあたり、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

3 実施方法

事業の実施主体である都道府県等が、自ら又は都道府県福祉人材センター等に研修調整機関事務を委託し、4に定める職員の各種研修への参加を支援する。なお、長期研修における研修調整機関事務については、研修希望者の登録、研修受入可能人数等の登録、受入と送り出し時期・期間・人数等の調整、勤務条件等の確認、代替職員のあっせん・費用の交付、研修に伴う旅費等の支給について研修コーディネーターが実施する。

4 対象者・実施主体・補助基準額・補助率

対象者（対象施設）	実施主体	補助基準額	補助率
児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）の職員	都道府県、指定都市、児童相談所設置市（実施主体同士の共同実施も可能とする。）	（ア）１人当たり（送り出し施設） 短期研修 宿泊あり　１３１千円 宿泊なし　 ７１千円 長期研修 １,０１８千円 （イ）１人当たり（受入施設（長期研修の場合のみ））　　２１５千円 （ウ）調整機関事務費として上記に ２,９８８ 千円を加算する	国 １/２（都道府県、指定都市、児童相談所設置市 １/２）

5 事業者

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村又は都道府県福祉人材センターその他の都道府県・指定都市が適当と認めた者

6 対象経費

研修会等に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費等

児童虐待防止対策緊急強化事業

1 事業目的

児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止の緊急対応強化の取組を実施することにより、児童虐待防止対策の緊急的な強化を図ることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 事業の内容

① 児童の安全確認等のための体制強化

児童相談所や市町村において、児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認の強化を目的とした補助職員の配置を行う。

② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

都道府県・市町村において、児童虐待等の通告先の周知や児童虐待に対する意識啓発など児童虐待防止対策を強化するための広報啓発を行う。

③ 児童虐待防止対策強化のための資質向上

児童相談所職員（一時保護所職員を含む。）や市町村職員（児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員）等の資質の向上や児童虐待通告のあった児童に係る安全確認等の実務的な対応の向上を図るための各種研修会や事例検討会等の実施及び参加の促進等を図る。また、資質向上のために活用する実務マニュアル、DVDなどを作成する。

④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

ア 児童相談所（一時保護所を含む。）・市町村の体制強化のために必要な備品や一時保護児童の処遇に必要な備品の整備及び改善等を図る。

イ 児童相談所（一時保護所を含む。）内の改修や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）等の改善を図る。

ウ 児童相談所（一時保護所を含む。）において、効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新やシステム環境の構築等を図る。

エ 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な備品（車輛の購入等、ビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダー、耐刃防護衣、安全靴等）の整備を図る。

オ 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る。

⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組

地域における児童虐待防止の対応を緊急に強化するための創意工夫に満ちた取組を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村【(1)の①～③、④のア、⑤】
都道府県、指定都市、児童相談所設置市【(1)の④のイ～エ】
市町村【(1)の④のオ】

(3) 事業者

実施主体、又は実施主体が適当と認めた者（ただし、(1)の①については、実施主体に限る。）

(4) 事業の実施期限

2 (1) ①から③については、平成25年3月31日とし、④及び⑤については、平成26年3月31日とする。ただし、2 (1) ④イに係る改修整備等については、平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額、補助率

(1) 補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

事業実施に必要な報酬、共済費、謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、改修費、備品購入費等

5 その他

次に掲げる取組については、対象としないものとする。

(1) 既に実施している事業について、単に当該自治体等の負担を軽減するための事業

(2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(3) 今までに一般財源化された事業

(4) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）

保育所等の複合化・多機能化推進事業

1 事業の目的

東日本大震災の復興支援として、被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進める。

2 事業の内容

(1) 事業内容

復興計画などに基づき、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化する際の整備費について補助する。

(2) 整備対象施設

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という）第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園としての機能を備える幼稚園型認定こども園の保育所機能部分
- ④ 平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に基づく小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）
- ⑤ 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）
- ⑥ 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設
- ⑦ その他厚生労働大臣が認めた児童福祉施設

(3) 事業の実施主体

都道府県【(2)の④の場合のみ】
市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

市町村、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

② 2(2)②の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者として同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園の設置者として同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

④ 2(2)④の場合

都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人

⑤ 2(2)⑤の場合

市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人

⑥ 2(2)⑥の場合

市町村

※子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な運営主体に委託可能。

⑦ その他厚生労働大臣が認めた施設の児童福祉法における設置主体

(5) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

各施設ごとに対象となる、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」に基づき算出した交付基準額に2.2を乗じて得られた額並びに平成21年3月5日20文科初第1729号雇児発第0305005号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」及び昭和61年5月15日厚生省発児第107号「放課後児童クラブ整備費の国庫補助について」に基づき算出した補助基準額に1.1を乗じて得られた額。

(2) 補助率

① 事業者が都道府県又は市町村の場合

国1/2、市町村1/2

国1/3、都道府県2/3【2の(2)の④場合のみ】

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】

(注) 指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

② 事業者が市町村以外の場合

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、事業者 1 / 3 【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

各施設ごとに3の(1)の各通知で定める対象経費。なお、東日本大震災で被災した保育所等が早期の復旧が必要と認められる場合においては、既に施工又は施工中の事業であっても今回の補助対象とする。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用
- ④ 災害復旧事業の対象となる事業

(2) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局と事前に相談すること。

幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

1 事業の目的

東日本大震災からの復興支援として、被災地の復興に際し、幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園としての機能を備えて復旧・再開を図り、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第4項第1号に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ② 認定こども園法第3条第4項第1号に基づく幼保連携型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ④ 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所の幼稚園機能部分

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2（2）①の場合

市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

② 2（2）②の場合

市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園としての機能を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園

園の施設整備を行う場合に限る)

③ 2(2)③の場合

市町村、社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が保育所機能部分と一体的に施設整備を行う場合に限る。)

④ 2(2)④の場合

市町村、学校法人又は社会福祉法人(保育所型認定こども園としての機能を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)

(5) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

「(別表)補助基準額表」(1(1)保育所緊急整備事業)に基づき算出した補助基準額に1.1を乗じて得られた額とする。ただし、被災した幼稚園施設の解体撤去工事については、定員251名以上の都市部の補助基準額に1.1を乗じて得られた額とする。また、被災した幼稚園の災害復旧に要する経費については、昭和59年9月7日文教施第72号「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」又は昭和45年11月12日文管振第172号「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」に準じて取り扱うこととして算出した額を加算する。

(2) 補助率

- ① 事業者が市町村の場合：国1/2、市町村1/2
- ② 事業者が市町村以外の場合：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。))。

	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事	特殊附帯工事を行う場合の経費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築）・増改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
災害復旧費	その他東日本大震災からの災害復旧にあたり要する経費

東日本大震災で被災した幼稚園等が教育活動の復旧・再開のために早期の事業着手が必要と認められる場合においては、既に施行済又は施工中の事業についても補助対象とする。

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 事業の実施期限までに認定こども園法第３条第４項第１号に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園、認定こども園法第３条第２項第２号に基づく保育所型認定こども園のいずれかの機能を備えて復旧・再開すること。
ただし、平成２６年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。
- ③ 幼保連携型、幼稚園型又は保育所型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分又は幼稚園機能部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型、幼稚園型又は保育所型の施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、今回の対象となり得るものであること。

（３）財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）又は公立学校施設整備費補助金等の交付を受け取得した財産につ

いて、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成２０年７月３０日２０文科初第４９０号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」又は平成２０年６月１８日２０文科施第１２２号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別添 25

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要となるシステム導入経費及び事前調査経費に対して所要の助成を行い、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な施行の準備に資することを目的とする。

2 事業の内容等

(1) 事業内容

子ども・子育て支援新制度の施行に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

- ① システム導入経費
- ② 事前調査経費

(2) 実施主体

都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合を含む。以下同じ。）

(3) 事業者

都道府県、市町村、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(4) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、平成25年度中に事業に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、事業が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定 額

4 対象経費

子ども・子育て支援新制度施行に必要なシステムの開発、改修に係る経費

電子システムの規模・仕様の確定に必要な基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握に資する調査に係る経費

不妊に悩む方への特定治療支援事業

1 事業の目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

（２）事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

（３）対象者

特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

（４）対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

具体的には別表のAからFのいずれかにあてはまるものを助成対象とする。G及びHは助成の対象としない。

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ② 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- ③ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

（５）医療機関の指定等

- ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、

指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。

ア 別に定める「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。

イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。

- ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月）
- ・顕微授精に関する見解（平成18年4月）
- ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成22年4月）
- ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）
- ・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成22年4月）
- ・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）

また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

- ② 指定を行った医療機関についても、3年程度を目途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに調査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- ③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮すること。
- ④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

（６）実施方法

事業の実施は、都道府県等が、(3)に定める対象者が(5)により指定する医療機関において(4)に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

（７）助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別表のC及びFの治療については、7万5千円）まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。

平成26年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は6回までとする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精

により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

(8) 助成の申請及び決定

① 助成の申請

ア 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事等に申請を行うものとする。

イ 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、以前申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

② 助成の決定

ア 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。

イ 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

(9) 支給要件等

① 所得要件

夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

② 所得の範囲

①の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

③ 所得の額の計算方法

①の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

(10) 広報活動等

① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

③ 本事業の実施に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局

長通知)の3に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。

(11) 実績・成果の把握

- ① 実施医療機関の医師等及び都道府県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、次項の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものであること。
- ② 厚生労働省は、学会を通じて得た次の項目の集計結果について、都道府県等に通知するものであること。
 - ・ 取りまとめ内容
受給人数(全数、治療方法別)、治療周期総数(全数、治療方法別)、
年齢分布(全数、治療方法別)、妊娠数(全数、年齢別、治療方法別)、
採卵あたり妊娠率(全数、年齢別、治療方法別)、
多胎妊娠数(全数、年齢別、治療方法別)、
生産分娩数(全数、年齢別、治療方法別)、
採卵あたり生産率(全数、年齢別、治療方法別)、
出生児数(全数、年齢別、治療方法別)、
低出生体重児数(全数、年齢別、治療方法別)、
妊娠後経過不明数(全数、治療方法別)
- ③ 都道府県等は、②をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

(12) その他

- ① 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- ② 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- ③ 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

以下①により算出した金額とする。

ただし、「母子保健衛生費等国庫負担(補助)について」(平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号厚生労働事務次官通知)により母子保健衛生費等国庫負担(補助)金(以下「補助金」という。)の交付を受け、当該事業に充当している場合には、②により算出した金額とする。

- ① 以下のア及びイの合計額

ア 助成費

以下の a 及び b により算出された額の合計額

a 150,000 円 × 実施件数

b 75,000 円 × 実施件数（別表の C 及び F の治療内容に限る。）

イ 事務費

以下の a から c により算出された額の合計額

a 定額分 3,000,000 円

b 登録管理 530 円 × 登録組数

c 医療機関旅費 6,860 円 × か所数

※ ただし、a の定額分について、制度見直しの準備等（システム改修及び広報啓発）を実施することにより「3,000,000 円」を超える場合には、都道府県知事が必要と認めた額を加算することができる。

- ② 対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額と①により算出した額とを比較して少ない方の額から、補助金をもって充当された額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち、不妊に悩む方への特定治療支援事業に係る額に相当する金額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てる。）を控除した額

（2）補助率

国 1 / 2、都道府県、指定都市、中核市 1 / 2

4 対象経費

不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）

1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部について、適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

- （１）特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者とする。
（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。）
- （２）治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする。
（治療期間の初日の考え方については、7（２）参考。）

4 対象となる治療

令和 3 年 1 月 1 日以降に治療が終了した特定不妊治療を対象とする。

なお、特定不妊治療について、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成の対象とするが、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は助成の対象でない。

また、以下に掲げる特定不妊治療は助成の対象でない。

- ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ・ 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ・ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

5 医療機関の指定等

- （１）事業の実施に当たり、都道府県等の長は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定する基準（以下「指定基準」という。）を定め、こ

れに基づき、医療機関を指定することとする。

指定基準を定めるに当たっては、「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（採卵・胚移植を行う医療機関）」（別紙１－１）又は「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（手術により精子の採取を行う医療機関）」（別紙１－２）に基づいて定めることとする。

指定を行うに当たっては、以下の公益社団法人日本産科婦人科学会が定めた会告等を参考に、特定不妊治療の実施について、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関を対象とすることとする。また、この際、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関であること等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮することとする。

- ・ 顕微授精に関する見解（平成 18 年 4 月）
- ・ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成 20 年 4 月）
- ・ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成 25 年 6 月）
- ・ 体外受精・胚移植に関する見解（平成 26 年 6 月）
- ・ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成 26 年 6 月）
- ・ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成 28 年 6 月）

（２）都道府県等の長は、指定基準に基づき指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）について、３年程度を目途に、指定基準に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される状況等がある場合、上記の再審査の期間に関わらず、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができることとする。

（３）指定医療機関及びそれを指定する都道府県等の長は、地域の周産期医療の確保を図り、また、指定医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することとする。

（４）本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

6 実施方法

本事業の実施は、３に定める対象者が５に定める指定医療機関において４に定める治療のために要した費用の一部について、都道府県等が助成することにより行うこととする。

7 助成の額及び期間

（１）特定不妊治療に要した費用について、１回の治療につき 30 万円まで助成することとする。（（４）①に該当する場合を除く。）ただし、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」（別紙２）に定めるＣ（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）又はＦ（採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）の治療ステージである場合については、10 万円まで助成することとする。（（４）②に該当する場合を除く。）

（２）助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満である場合、６回（40 歳以上であるときは通算 3 回）までとする。（助成を受け

た後、出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。その場合は、原則、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認すること。また、妊娠 12 週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができる、その場合は、死産届の写し等により確認する。）

なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1 回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう（詳細については、別紙 2 参考。）。また、別紙 2 に定める C の治療ステージである場合については、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回とみなす。

- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、(1) に定める助成額に加え、1 回の治療につき 30 万円まで助成することとする。（ただし、別紙 2 に定める C の治療ステージである場合、及び、(4) ③に該当する場合を除く。）
- (4) 令和 3 年 1 月から 3 月までにおいて、本通知に定める助成（本項において「基金助成」という。）と、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添 12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に定める特定不妊治療に要する費用の助成（本項において「補助助成」という。）の取扱いについては、補助助成を受けられる夫婦が対象である場合は、補助助成の実施を優先的に行うこととする。また、補助助成を実施した後、さらに基金助成を実施する必要がある場合は、以下の通り取り扱うこととする。
 - ① 基金助成の対象が補助助成 2 回目以降に該当する特定不妊治療に要する費用であり、当該費用が 15 万円を超える場合については、基金助成は 1 回の治療につき 15 万円までとする（②の場合を除く。）。)
 - ② 基金助成の対象が別紙 2 に定める C 又は F の治療ステージにあるものの費用であり、当該費用が 7 万 5 千円を超える場合については、基金助成は 2 万 5 千円までとする。（7 万 5 千円を超えない場合は、基金助成の対象とならない。）
 - ③ 基金助成の対象が男性不妊治療に要する費用であり、2 回目以降の男性不妊治療に要した費用が 15 万円を超える場合については、基金助成は 15 万円までとする。
- (5) 助成回数については、これまでの補助助成を受けた回数と基金助成を受けた回数とを合わせて算定するものとする。

8 助成の申請及び決定

(1) 助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県等の長に申請を行うこととする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別紙 3 参考）及び必要書類を添付することとする。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

(2) 助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とすることとする。
- ② 都道府県等の長は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知することとする。

9 婚姻関係の確認手法等について

① 法律婚の場合

兩人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

② 事実婚の場合

以下の㉖～㉙の提出を求め、確認することとする。

㉖ 兩人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

㉗ 兩人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、㉙でその理由について記載を求めること。）

㉙ 兩人の事実婚関係に関する申立書（別紙6）

なお、事実婚関係にある夫婦が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

10 広報活動・ネットワークの構築等

- (1) 都道府県等は、不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇する一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について、正確な情報の提供、普及啓発を行うこととする。

さらに普及啓発の実施に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこととする。

また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

- (2) 都道府県等は、助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めることとする。
- (3) 都道府県等は、不妊に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不妊に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、本事業の実施に当たっては、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添4に掲げる「不妊専門相談センター」を設置し、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めることとする。

- (4) 都道府県等は、不妊専門相談センター、児童相談所、民間支援団体等と連携し、助成金申請時や不妊に対する相談を受けた際に、申請者や相談者等からの求めに応じて、適切に関係機関を紹介できるよう、日頃からの連携をとれる体制を構築しておくこと。

11 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報について、別紙5-1および別紙5-2に示す様式に従い、都道府県等に対し提出することとする。なお、別紙5-1は都道府県等への提出を必須とするが、別紙5-2については任意とする。
- (2) 都道府県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上で一覧的に掲載することとする。

12 留意事項

事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- (2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は別紙4を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

13 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

以下のア及びイの合計額

ア助成費

以下のaからdにより算出された額の合計額

- a 300,000 円×実施件数
(7(1)(ただし書き部分を除く)、7(3)による助成)
- b 100,000 円×実施件数(7(1)ただし書きによる助成)
- c 150,000 円×実施件数(7(4)①及び③による助成)
- d 25,000 円×実施件数(7(4)②による助成)

イ事務費

以下のaからcにより算出された額の合計額

- a 定額分 6,750,000 円
- b 登録管理 530 円×登録組数
- c 医療機関旅費 6,980 円×か所数

※ ただし、令和2年度分について、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児

童家庭局長通知)の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添 12
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により交付を受けるものと、重複しないよう留意すること。

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県、指定都市、中核市 1 / 2

14 対象経費

不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

別添 26 の 3

不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）

1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、これまで医療保険が適用されず、不妊に悩む方への特定治療支援事業において、高額な治療にかかる経済的負担の軽減を図ってきたところである。

令和 4 年 4 月 1 日から、有効性・安全性等の確認されたものについては保険診療に位置づけられるとともに、有効性・安全性等について、引き続きエビデンスの集積が必要とされたものの一部については先進医療として実施されることから、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられている方々の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和 3 年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和 4 年度に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部について、適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

別添 26 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「3 対象者」に規定する対象者のうち、治療期間の初日が令和 4 年 3 月 31 日以前であり、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に 1 回の治療が終了した者とする。

なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1 回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう（詳細については、別紙 2 参考。）。また、別紙 2 に定める C の治療ステージである場合については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和 4 年 4 月 1 日以降であっても、令和 4 年 3 月 31 日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、対象とする。

4 対象となる治療

別添 26 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「4 対象となる治療」に規定する治療とする。

5 医療機関の指定等

別添 26 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「5 医療機関の指定等」に基づき、令和 4 年 3 月 31 日までに指定された医療機関とする。

6 実施方法

本事業の実施は、3に定める対象者が5に定める指定医療機関において4に定める治療のために要した費用の一部について、都道府県等が助成することにより行うこととする。

7 助成の額及び期間

- (1) 特定不妊治療に要した費用について、1回の治療につき30万円まで助成することとする。ただし、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」（別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙2に同じ。）に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）又はF（採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）の治療ステージである場合については、10万円まで助成することとする。
- (2) 助成回数は、1回までとする。なお、これまで助成を受けた回数が、別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「7 助成の額及び期間」に規定された回数を超えている場合は、助成対象外とする。
- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、(1)に定める助成額に加え、1回の治療につき30万円まで助成することとする。（ただし、別紙2に定めるCの治療ステージである場合を除く。）

8 助成の申請及び決定

(1) 助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則、令和5年3月31日までに、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県等の長に申請を行うこととする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙3参考）及び必要書類を添付することとする。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

(2) 助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とすることとする。
- ② 都道府県等の長は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知することとする。

9 婚姻関係の確認手法等について

別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「9 婚姻関係の確認手法等について」に準ずる。

10 広報活動・ネットワークの構築等

別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「10 広報活動・ネットワークの構築等」に準ずる。

分)」の「10 広報活動・ネットワークの構築等」の規定のほか、不妊治療の保険適用に関する情報についても周知すること。

11 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報（令和4年3月1日時点の状況）について、別添26の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙5-1及び別紙5-2に示す様式に従い、令和4年3月31日までに都道府県等に対し提出することとする。なお、別紙5-1は都道府県等への提出を必須とするが、別紙5-2については任意とする。
- (2) 都道府県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、令和4年6月30日までにホームページ上で一覧的に掲載することとする。

12 留意事項

事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行ういわゆる「混合診療」を認めるものではなく、保険診療の対象外となる生殖補助医療（体外受精及び顕微受精に限る。）を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されていることから、助成対象外となること。
- (2) これまでのとおり不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け、助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

13 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

以下のア及びイの合計額

ア助成費

以下のa及びbにより算出された額の合計額

a 300,000円×実施件数

（7（1）（ただし書き部分を除く）、7（3）による助成）

b 100,000円×実施件数（7（1）ただし書きによる助成）

イ事務費

以下のa及びbにより算出された額の合計額

a 定額分1,687,500円

b 登録管理530円×登録組数

(2) 補助率

国1／2、都道府県、指定都市、中核市1／2

14 対象経費

不妊治療の保険適用への円滑な移行支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

その他事業（都道府県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業内容

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。

（2）事業の実施主体

都道府県

3 補助基準額・補助割合

（1）補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

（2）補助率

国 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する都道府県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

幼児教育・保育無償化円滑化事業

1 事業の目的

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業内容

以下の①及び②に要する経費に充てるため、都道府県及び市町村に対して交付する。

① 令和2年度における幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に充てるため、都道府県及び市町村に対して交付する。

② 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号）の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」（以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。）の3の（4）に定める事業の実施に要する経費

（2）事業の実施主体

都道府県及び市町村とする。

（3）事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

（2）補助率

定額

4 対象経費

（1）2の（1）の①の場合

都道府県及び市町村における幼児教育・保育の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）

(2) 2の(1)の②の場合

参入促進・能力活用事業実施要綱の3の(4)に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、委託費、負担金

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

1 事業の目的

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰 1 人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。

このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。

2 事業の内容

（1）事業内容

以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。

- ① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）
- ② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）
- ③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）

（2）整備対象施設

整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添 30 「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第 5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。

- ① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。
- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO 法人等）の創出や連携に努めること。

（３）事業の実施主体

市町村

（４）整備対象施設の設置主体

市町村

（５）事業の実施期限

令和６年３月３１日とする。ただし、令和５年度中に施設整備に着手し、令和６年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和７年３月３１日のいずれか早い日とする。

３ 補助基準額・補助率等

（１）補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	１施設当たり 17,635 千円
特殊附帯工事	１施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	１施設当たり 12,273 千円
開設準備（２（１）①により整備を行う場合）	１施設当たり 7,435 千円
開設準備（２（１）②又は③に	１施設当たり 3,628 千円

より整備を行う場合)	
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

（２）補助率

国 9／10、市町村 1／10

（３）補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交

	付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設設置整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

1 事業の目的

子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。

また、別添 31～38 に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

2 事業の内容

（1）統括支援員の配置支援

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。

（2）家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。

3 事業の実施主体

市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口 10,000 人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

5 実施要件

（1）統括支援員の配置支援

以下のいずれの要件も満たす市町村とする。

- ① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO 法人等）の創出や連携に努めること。

なお、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。

（２）家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。

- ① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施
- ② ニーズ把握等調査の実施
- ③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施
- ④ システム改修等の実施
- ⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施

6 補助基準額・補助率

（１）補助基準額

- ① 統括支援員の配置支援 1 か所当たり 6,272 千円（年額）
ただし配置期間が12 か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数（※）÷12 月」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助基準額とする。
（※）「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。
- ② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1 市町村当たり 3,208 千円（年額）

（２）補助率

国 2／3、都道府県 1／6、市町村 1／6

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

8 留意事項

- 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。
 - ① 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。
 - ② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。
- 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。
 - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について情報の共有を図るケース会議などの開催
 - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

子育て世帯訪問支援臨時特例事業

1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

(3)に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

(4) 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

- ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に

限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者
その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（５）事業の実施方法

訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。

- ① 本事業を実施する者（以下、実施者という。）及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市区町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

（６）事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

3 補助基準額・補助率等

（１）補助基準額

① 訪問支援費用

1 市町村あたり

延べ利用時間数 × 3,000 円

延べ利用件数 × 1,860 円

（い）利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

②事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000 円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事業

本事業は 2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

保護者支援臨時特例事業

1 事業の目的

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

事業内容は以下の通りとする。

①ペアレントトレーニング

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

②保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 事業の対象者

事業の対象者は以下の通りとする。

① ペアレントトレーニング

親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている 18 歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

(i) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。

(4) 事業実施方法

実施に当たっては以下に留意すること。

① ペアレントトレーニング

(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。

- a. 子どものほめ方
- b. 子どもの行動の理解と要因の把握
- c. 子どもに対する効果的な指示の出し方
- d. 子どもの不適切な行動への対応

(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域の実情に応じて実施すること。

- a. ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b. ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c. 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d. 1講座当たり、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、実施すること。
- e. 事業を実施する際には、各市区村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f. 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g. 学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h. 利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。
なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1 市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※) 延べ利用者数とは、1 利用者が1 講座（全8 回程度）を利用した場合、1 人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,400 円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

1 市町村当たり 100,000 円

(2) 補助率

国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項

ペアレントトレーニングについて 2（3）①で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

子どもの居場所支援整備事業

1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

(4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。

- ① 相談室
- ② 対象者が集まることができる設備
- ③ 事務室
- ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1 施設当たり 17,635 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

（２）補助率

国 2／3、市町村 1／12、事業者 1／4

（３）補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら

	れる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

（３）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

子どもの居場所支援臨時特例事業

1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。

① 子どもの居場所支援臨時特例事業

「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

(i) 安心・安全な居場所の提供(※2)

(ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

(iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

(iv) 食事の提供(※3、4、5)

(v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)

(vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築

(※1) (i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。

(※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。

(※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。

(※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。

② 児童指導専門職員配置支援事業

子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の(i)～(iv)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

(i) 支援計画(※1)の策定

- (ii) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
 - (iii) 子どもの家庭への訪問を含めた支援（※２）
 - (iv) その他、居場所における子どもに必要な支援
- (※１) 支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。
- (※２) 事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけではなく、必要に応じて、子どもの家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

(２) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(３) 支援対象者

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭
- ② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭
- ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭

(４) 事業実施場所

児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

(５) 事業実施体制

事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。

なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。

① 児童指導担当職員

- (i) 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者
- (ii) 専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。

なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。

② 児童指導専門職員

- (i) 子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者

なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(6) 開所日数

開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。

ただし、実態として 250 日開所する必要がある場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。

(7) 開所時間

原則、12 時から 20 時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。

3 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1 か所当たり	14,592 千円
賃借料支援	1 か所当たり	3,000 千円 (上限)
開設準備経費支援	1 か所当たり	4,000 千円 (上限)
② 児童指導専門職員配置支援事業	1 か所当たり	1,258 千円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。

(2) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。

(3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。

子育て短期支援整備事業

1 事業の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業（別添 35 の「子育て短期支援臨時特例事業の実施について」に基づく子育て短期支援臨時特例事業を含む。以下同じ。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下、施設という。）において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

(4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	定員 1 人当たり 2,449 千円
初度設備相当加算	定員 1 人当たり 97 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	定員 1 人当たり 121 千円
仮設施設整備工事	定員 1 人当たり 220 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

（2）補助率

国 2／3、市町村 1／12、事業者 1／4

（3）補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付

	金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

（３）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

子育て短期支援臨時特例事業

1 事業の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

以下（１）～（４）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。

（１）専任人員配置支援

① 事業内容

子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。

② 実施要件

ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、子育て短期支援事業実施要綱という。）に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。

（ア） 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。

（イ） 子育て短期支援事業に専従職員として、1 名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。

イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、都道府県、児童相談所、市区町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

（２）親子入所等支援

① 事業内容

レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。

- ・ 保護者のレスパイト・ケア支援
- ・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援
- ・ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援
- ・ その他、親子支援に資する取組

② 対象者

保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。

(3) 入所希望児童支援

① 事業内容

保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

② 対象者

養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合

(ア) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。

(イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。

(ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。

(エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。

(オ) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合

(ア) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。

(イ) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の

実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

- (ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。

ウ その他

- (ア) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。
- (イ) 本事業の実施施設等は、市町村、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。
- (ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。
- (エ) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。
- (オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。
- (カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

(4) 利用者負担軽減支援

① 事業内容

(2) 及び (3) に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

② 対象者

(2) 及び (3) による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイ

に掲げる者を除く。))

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）

③ 実施要件

ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。

ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。

④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 専任人員配置支援

1施設当たり 年額 6,433 千円

② 親子入所等支援

延べ利用日数 × 日額 9,580 円

③ 入所希望児童支援

延べ利用日数 × 日額 4,740 円

④ 利用者負担軽減支援

ア 生活保護世帯 日額 5,000 円

イ 住民税非課税世帯 日額 4,000 円

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円

エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額 2,500 円

(2) 補助率

国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3

5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成 28 年 7 月 20 日府子本第 474 号内閣総理大臣通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

一時預かり利用者負担軽減事業

1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけでなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号）の別紙）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。

（２）事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

（３）事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。

ア 4（１）に定める「一般型」

イ 4（４）に定める「余裕活用型」

ウ 4（５）に定める「居宅訪問型」

エ 4（６）に定める「地域密着Ⅱ型」

（４）事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業による支援を受けた児童の保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

ア 一時預かり事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226

- 号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)
- ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した(以下「市町村民税所得割合算額」という。))が7万7,101 円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)
- エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 一時預かり事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業を行う者(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ2(4)に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 2(4)アに定める対象者 児童1人当たり日額3,000 円
- ② 2(4)イに定める対象者 児童1人当たり日額2,400 円
- ③ 2(4)ウに定める対象者 児童1人当たり日額2,100 円
- ④ 2(4)エに定める対象者 児童1人当たり日額1,500 円

(2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

2(4)イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村

民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。

妊婦訪問支援事業

1 事業目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

4 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

5 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- | | | |
|-----------------|---------|----------|
| ① 活動費 | 訪問1件あたり | 9,080円 |
| ② 民間へ委託する場合の事業費 | 年額 | 564,000円 |

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

7 対象経費

妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給与及び職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等

8 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

特定妊婦等支援整備事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることが出来る居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1 世帯当たり 8,708 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	1 世帯当たり 421 千円
仮施設整備工事	1 世帯当たり 767 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金におけ

る地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

（2）補助率

国 2／3、都道府県等 1／12、事業者 1／4

（3）補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流ス

	ペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な 事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費 及び仮施設整備 工事費(改築・ 大規模修繕等 の場合が対象) ※大規模修繕等 については、 仮施設整備費 のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必 要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- ③ 職員の宿舍に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

特定妊婦等支援臨時特例事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦等（以下、特定妊婦等という。）に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

2 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

なお、3の（1）及び3の（2）②の事業については全部又は一部を、3の（2）①の事業については一部を、都道府県等が認めた者への委託等を行うことができる。

3 事業の内容

（1）特定妊婦等支援事業

特定妊婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつなぎの支援を実施する。（※1）

なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。

あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。

①実施場所

母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他都道府県等が妊産婦支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

②実施体制

支援の実施に当たり、以下の（i）～（iii）の職員を配置して行う支援のほか、必要に応じて（iv）の支援を行う。

（i）支援コーディネーター（管理者）

- ・ 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関するマネジメントの実施
- ・ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の策定（※2、3）
- ・ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施

（ii）看護師、助産師、保健師（以下、看護師等という。）

- ・ 専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実施
- ・ 産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援
- ・ その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施

(iii) 母子支援員

- ・ 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施
- ・ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関への同行支援の実施
- ・ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施

(iv) 心理療法連携支援・法律相談連携支援

- ・ メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要な特定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施

(※1) 特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施に携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援を実施するよう努めること。

(※2) 支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に考えたものとする。

(※3) 支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。

(2) 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業

事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取組を実施するものとする。

① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

(i) 実施主体は、都道府県等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。

(ii) 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。

(iii) 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

② 都道府県等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の(i)～(iii)を実施するものとする。

(i) 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地

域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。

- (a) 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
- (b) 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
- (c) 支援ニーズ
- (d) 支援を必要とする妊産婦の相談内容（出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど）
- (e) 支援実施後の連携先等（母子生活支援施設入所など）
- (f) 公的なサポートへの意見・要望
- (g) その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- (ii) 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、特定妊婦や支援実施事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- (iii) 実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

5 補助基準額・補助率

(1) 補助率

① 特定妊婦等支援事業

- (i) 基本分 1施設当たり 30,979千円
- (ii) 心理療法連携支援 1施設当たり 887千円
- (iii) 法律相談連携支援 1施設当たり 887千円
- (iv) 開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円（上限額）
- (v) 賃借料支援 1施設当たり 3,000千円（上限額）

② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1都道府県等当たり 5,085千円

(2) 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

社会的養護自立支援整備事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

(4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。

- ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備
- ② 相談室
- ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室
- ④ 事務室
- ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1 施設当たり 17,635 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、都道府県等 1 / 12、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度

中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処

分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

- (3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

社会的養護自立支援実態把握事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2 事業の内容

以下の（１）及び（２）の取組を行う。

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

（２）都道府県等が以下に掲げる社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

3 事業の実施主体

都道府県等

ただし、２（１）の事業については一部を、２（２）の事業については全部又は一部を、都道府県等が認めた者（社会福祉法人、NPO 法人等）に委託を行うことができる。

4 事業の実施期限

令和６年３月３１日とする。

5 実施要件

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

事業の実施にあたっては、以下の①～④を実施するものとする。

- ① 実施主体は、都道府県等、社会的養護自立支援事業所、医療機関、社会的養護経験者、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における自立支援の提供に必要な事項の協議を実施する。
- ② 連絡協議会の委員は原則実施主体が選定することとするが、社会的養護経験を委員とするなど、社会的養護経験者の意見を聞く機会を設けること。
- ③ 連絡協議会は年４回以上を目途として開催するものとする。

- ④ 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における自立支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

(2) 都道府県等が社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の①～④の取組を実施するものとする。

- ① 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。
- (i) 就労・就学の状況
 - (ii) 住まい・家計の状況
 - (iii) 健康状態・医療サービスの提供状況
 - (iv) 生活していた施設等とのつながり・相談相手の有無等
 - (v) 最後に生活していた施設等から受けたサポートの内容と評価
 - (vi) 公的なサポートへの意見・要望
 - (vii) 措置には至らないが、要保護児童対策地域協議会、保護施設、地域支援機関等につながり支援を受けている、支援が必要な者の人数
 - (viii) 措置解除時の自立支援計画に基づく支援の必要性がある社会的養護経験者の人数
 - (ix) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
- ② 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- ③ 実態調査により得られた結果は(1)の連絡協議会に報告すること。
- ④ 調査を実施したが、回答が得られなかった社会的養護経験者等に対しては、入所していた施設等の協力を得る等して、所在の確認等の実態把握に努めること。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1 都道府県等当たり 3,000 千円（年額）

(2) 補助率

国 1／2、都道府県等 1／2

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金

8 留意事項

- (1) 本事業の実施により得られた結果は、都道府県等が策定する都道府県社会的養育推進計画への反映を検討すること。

(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

児童相談所一時保護施設整備事業

1 事業の目的

定員超過解消のための一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を（3）に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）を含む）。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和 4 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下、「都道府県等」という。別添 4 3 の 2、別添 4 3 の 3、別添 4 3 の 4 において同じ。）。

(4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額

イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

エ 対象となる一時保護施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4

条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

オ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「児童相談所一時保護施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

（2）補助率

国9／10、都道府県等1／10

（3）補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

一時保護専用施設整備事業

1 事業の目的

一時保護施設の定員が超過している自治体において、その解消のため、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実を図るための整備に要する費用の一部を補助することにより、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境で保護することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設等において、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、

①都道府県等が必要な整備を行う事業（PFI 事業含む。）

②社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県等が認めた法人（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業所に限る。）（以下「社会福祉法人等」と言う。）

が設置する施設に係る施設整備に対し、都道府県等が補助する事業を実施すること。

※ 「都道府県等が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第 6 条 の 3 第 1 項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 8 項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、児童相談所設置市が認めた法人をいう。

(2) 整備対象施設

①児童福祉法第 7 条に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

②同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所

③同条第 8 項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和 4 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。

(4) 整備対象施設の設置主体

2 (2) の①の施設

都道府県等又は社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人
2 (2) の②、③の施設
都道府県等又は社会福祉法人等

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額

イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

エ 対象となる児童養護施設等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

オ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「一時保護専用施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

(2) 補助率

設置主体	国	都道府県等	設置主体（社会福祉法人等）
2 (1) の①の事業の場合	9/10	1/10	-
(1) の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築、改築

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成２０年４月１７日雇児発第０４１７００１号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

1 事業の目的

児童相談所一時保護所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、一時保護児童の生活向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童相談所一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。（定員増を伴うものに限る。）

(2) 対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和 4 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。

(4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、改修については令和 5 年度中に改修に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

1 か所あたり 8,000 千円

(2) 補助率

国 9 / 10、都道府県等 1 / 10

(3) 対象経費

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業を実施するために必要な報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費、及び賃借料等

4 対象事業の制限

本事業については、事業を行う施設 1 か所につき 1 回限りとすること。ただし、災害

等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

一時保護専用施設改修費支援事業

1 事業の目的

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保する必要があることから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う事業。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(2) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和 4 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。

(3) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、改修については令和 5 年度中に改修に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

1 カ所あたり 21,900 千円

改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000 千円を上限）を加算。

(2) 補助率

国 9 / 10、都道府県等 1 / 10

(3) 対象経費

児童養護施設等を改修し、一時保護専用施設を設置する場合に必要な改修費、設備整備費、賃借料及び備品購入費。

4 留意事項

施設等の改修費用について、一時保護専用施設整備事業の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における
設備・人員等の指定要件に関する指針（採卵・胚移植を行う医療機関）

1. 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

(1) 必ず有すべき施設・設備

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

- 診察室・処置室
 - ・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。
- 採卵室
 - ・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。
 - ・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
- 培養室
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。
 - ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。
 - ・ 職員不在時には施錠すること。
- 凍結保存設備
 - ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。

(2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

- 採精室
- カウンセリングルーム
- 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）

2. 実施医療機関の配置すべき人員の基準

(1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

- 実施責任者（1名）
 - ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。
 - (ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医（以下「産婦人科専門医」という。）である者
 - (イ) 産婦人科専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
 - (ウ) 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
 - (エ) 常勤である者
 - ・ 実施責任者の責務は次の通りとする。
 - (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアル（指針）の策定
 - (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理
 - (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理
- 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可）
 - ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。
- 看護師（1名以上）

- ・ 不妊治療に専任（注3）している者がいることが望ましい。
- ・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。

○ 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の業務を行う、生殖補助医療に精通した医師や技術者（一般社団法人日本卵子学会の「生殖補助医療胚培養士」や一般社団法人日本臨床エンブリオロジスト学会の「臨床エンブリオロジスト」等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者。以下、「胚培養士／エンブリオロジスト」という。）（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）

- ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましい。

(2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

○ 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）

- ・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。

○ 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）

- ・ 患者（夫婦）の状態等に応じて、必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう、配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましい。

3. その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

○ 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っていること。

○ 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。

○ 不妊治療の実施に係る情報について、毎年3月末までに別添5－1および別添5－2に示す様式に従い、都道府県等に対し提出することとする。なお、別添5－1は都道府県等への提出を必須とするが、別添5－2については任意とする。

○ 不妊症の相談支援等を行う自治体、不妊専門相談センター、民間支援団体等の関係者等と連携し、地域における不妊症・不育症の方への支援の充実に協力すること。

○ 医療安全管理体制が確保されていること。

- 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。
- 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
- 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 5 自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行うこと。
- 6 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチ

ェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジストのいずれかの職種の職員２名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。

次の項目については、満たすことが望ましい。

- 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。
 - １ 倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。
 - ２ 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。
 - ３ 自医療機関で十分な人員を確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。
- 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。
- 不妊治療にかかる記録については、保存期間を２０年以上とするのが望ましい。
- 子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施することが望ましい。

注１：「手術室仕様」の参考

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

第２０条第３号 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。

注２：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m ³ 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m ³ 以下
III	準清潔区域	I C U、N I C U、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m ³
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部など	等圧	(500 CFU/m ³ 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m ³ 以下)

注３：「専任」について

当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における
設備・人員等の指定要件に関する指針（手術により精子の採取を行う医療機関）

1. 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

(1) 必ず有すべき施設・設備

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

- 診察室・処置室
 - ・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。
- 手術室（注1）
 - ・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
 - ・ 手術室内に培養室を設けてもさしつかえない。
- 凍結保存設備
 - ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。

(2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

- 採精室
- カウンセリングルーム
- 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）
- 培養室
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。
 - ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。
 - ・ 職員不在時には施錠すること。

2. 実施医療機関の配置すべき人員の基準

(1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

- 実施責任者（1名）
 - ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。
 - (ア) 一般社団法人日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医（以下「泌尿器科専門医」という。）である者
 - (イ) 泌尿器科専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
 - (ウ) 常勤である者
 - ・ 実施責任者の責務は次の通りとする。
 - (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアル（指針）の策定
 - (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理
 - (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理
- 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可）
 - ・ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。
- 看護師（1名以上）
 - ・ 不妊治療に専任（注3）している者がいることが望ましい。

(2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

- 精子の操作・取扱い、並びに培養室、採精室などの施設・器具の準備・保守の業務を行う、生殖補助医療に精通した医師や技術者（一般社団法人日本卵子学会の「生殖補助医療胚培養士」や一般社団法人日本臨床エンブリオロジスト学会の「臨床エンブリオロジスト」等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者。）（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）
 - ・ 実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましい。
 - ・ 非常勤でもさしつかえない。
- 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）
 - ・ 公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。
- 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）
 - ・ 患者（夫婦）の状態等に応じて、必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう、配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましい。

3. その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

- 不妊治療の実施に係る情報について、毎年3月末までに別添5－1および別添5－2に示す様式に従い、都道府県等に対し提出することとする。なお、別添5－1は都道府県等への提出を必須とするが、別添5－2については任意とする。
- 不妊症の相談支援等を行う自治体、不妊専門相談センター、民間支援団体等の関係者等と連携し、地域における不妊症・不育症の方への支援の充実に協力すること。
- 医療安全管理体制が確保されていること。
 - 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。
 - 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。
 - 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
 - 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
 - 5 自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行うこと。

次の項目については、満たすことが望ましい。

- 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、下記条件に準ずることとする。
 - 1 倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。
 - 2 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。
 - 3 自医療機関で十分な人員を確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。
- 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。
- 不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上とするのが望ましい。
- 子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施することが望ましい。

注 1 : 「手術室」の参考

医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号）

第 2 0 条第 3 号 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。

注 2 : 「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度 クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m3 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m3 以下
III	準清潔区域	I C U、N I C U、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m3
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部 など	等圧	(500 CFU/m3 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m3 以下)

注 3 : 「専任」について

当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。

別紙2 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採 卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(表)
不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

		(ふ り が な) 氏 名		生年月日			
	夫	()		昭和 平成	年	月	日 (歳)
	妻	()		昭和 平成	年	月	日 (歳)
	住所(※1)	〒		電話 ()			
	住所(※2)	〒		電話 ()			
	備 考						
過去にこの助成金を受けたことがありますか (男性不妊治療分除く) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ 市) (男性不妊治療分) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ 市)							
申請者氏名 申 請 額 (男性不妊治療分除く) 金 円 申 請 額 (男性不妊治療分) 金 円 申 請 額 合 計 金 円 (元号) 年 月 日 都道府県知事 (市 長) 殿 金融機関名 銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所 貯金種別 普通 (ふ り が な) () 当座 口座名義人 口座番号 (左詰記入)							

申請受理年月日		(承認・不承認)		
		決定年月日		
受給者番号				

注) 太枠の中をご記入ください。
※1: 夫婦の住所を記入する。
※2: 単身赴任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入。

(添付書類) 1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
2. 夫婦であることを証明できる書類
3. 夫及び妻の所得額を証明する書類(※ 令和2年度分として申請する場合)

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫 ()	妻 ()
受診者生年月日	昭和 年 月 日 (歳) 平成	昭和 年 月 日 (歳) 平成
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください	
	AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください (精子回収の有無) [] 1. 有 2. 無	
今回の治療期間※1	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (男性不妊治療分) (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2 無	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く) 領収金額 円 男性不妊治療費※3 領収金額 円	

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の指定を受けていない医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください(令和3年3月31日までに終了する治療に限る)。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成の対象となりません。

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(男性不妊治療用)

下記の者については、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()		
受診者生年月日		昭和 平成	年 月 日 (歳)	
今回の治療方法	行った手術療法を記載してください ()			(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
今回の治療期間※	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日			
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 男性不妊治療費 領収金額 円			

※ 治療期間については、男性不妊治療手術を行った日を記載してください。

男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため
治療を中止した場合も助成の対象となります。

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号							生年月日		
	申請者氏名	(夫)				昭和	年	月	日(歳)
		(妻)				昭和	年	月	日(歳)
	住所(※1)	〒				電話 ()			
	住所(※2)	〒				電話 ()			
	備考								

※1: 夫婦の住所を記入する。
※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。
住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合をいう。

(特定不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間	症例登 録番号 の有無	備考
					開始 ----- 終了		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		

(男性不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間	備考
					開始 ----- 終了	
		(承認・不承認)			-----	
		(承認・不承認)			-----	
		(承認・不承認)			-----	

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関
(採卵・胚移植を行う医療機関)における情報提供様式(必須記載)

医療機関名：

配置人員 (※1)	産婦人科専門医		() 名
	うち、生殖医療専門医		() 名
	泌尿器科専門医		() 名
	うち、生殖医療専門医		() 名
	看護師		() 名
	胚培養士／エンブリオロジスト		() 名
	コーディネーター		() 名
	カウンセラー		() 名
治療内容 (※2)	治療の種類	年間実施件数 () 年	費用
	人工授精	() 件	() 円
	体外受精＋新鮮胚移植	() 件	() ～ () 円
	凍結融解胚移植	() 件	() 円
	顕微授精	() 件	() 円
	精巣内精子回収術	() 件	() 円
実施事項	自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っている。		(はい/いいえ)
	自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとっている。（自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答不要）		(はい/いいえ)
	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	(はい/いいえ)
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	(はい/いいえ)
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	(はい/いいえ)
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	(はい/いいえ)
	⑤	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	(はい/いいえ)
⑥	体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジス	(はい/いいえ)	

	トのいずれかの職種の職員 2 名以上で行っている。	
	倫理委員会を設置している ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる	(はい/いいえ)
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している	(はい/いいえ)
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている	(はい/いいえ)
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している	(はい/いいえ)

毎年 3 月 1 日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の 1 年間のものを記載すること。

(※ 1)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（別紙 1－1）の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の 1 週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第 25 条第 1 項）
- ・胚培養士／エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士／エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

(※ 2)

- ・人工授精は、月経周期開始から人工授精実施、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、卵巣刺激等にかかる費用も含めた総額（標準的な費用）を記載すること。
- ・体外受精＋新鮮胚移植は、卵巣刺激、採卵/採精、前培養/媒精/胚培養、新鮮胚移植、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額（費用が比較的低い患者と高い患者の場合）について記載すること。
- ・凍結融解胚移植は、凍結胚の融解、移植、黄体補充、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額（標準的な費用）を記載すること。
- ・顕微授精にかかる費用については、未受精卵 1 個に対し、顕微鏡下に精子を注入する手技のみにかかる標準的な費用を記載すること。
- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESE をさす。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載すること。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関
(手術により精子の採取を行う医療機関)における情報提供様式(必須記載)
医療機関名:

配置人員 (※1)	泌尿器科専門医		() 名
	うち、生殖医療専門医		() 名
	看護師		() 名
	コーディネーター		() 名
	カウンセラー		() 名
治療内容 (※2)	治療の種類	年間実施件数 () 年	費用
	精巣内精子回収術	() 件	() 円
実施事項	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	(はい/いいえ)
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	(はい/いいえ)
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	(はい/いいえ)
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	(はい/いいえ)
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	(はい/いいえ)
	倫理委員会を設置している ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる		(はい/いいえ)
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		(はい/いいえ)
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上としている		(はい/いいえ)
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している		(はい/いいえ)

毎年3月1日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の1年間のものを記載すること。

(※1)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(別紙1-2)の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

(※2)

- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESEをさす。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載すること。

別紙 5 - 2

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における情報提供様式（任意記載）

本項目についての記載は、必須ではありません。下記記載様式を用いて、可能な範囲で記載して下さい。

医療機関名：

治療実績について																																												
※ 施設における、不妊治療による治療成績を記載して下さい。 （記載様式） 当院において、データの揃っている直近の 1 年間（2018 年 1 月から 2018 年 12 月まで）に、治療開始時点において 35 歳以上 40 歳未満である女性に対して実施した治療の実績は以下の通りである。 【新鮮胚（卵）を用いた治療成績】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">IVF-ET</th> <th style="width: 15%;">Split</th> <th style="width: 15%;">ICSI</th> <th style="width: 25%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採卵総回数（回）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移植総回数（回）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>妊娠数（回）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産分娩数（回）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移植あたり生産率（%）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> IVF-ET：採卵により得られた全ての卵子に対し、体外受精を実施 Split：採卵により得られた卵子に対し、体外受精と顕微授精に分けて実施 ICSI：採卵により得られた全ての卵子に対し、顕微授精を実施 【凍結胚を用いた治療成績】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%;">融解胚子宮内移植</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移植総回数（回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妊娠数（回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産分娩数（回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移植あたり生産率（%）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						IVF-ET	Split	ICSI	合計	採卵総回数（回）					移植総回数（回）					妊娠数（回）					生産分娩数（回）					移植あたり生産率（%）						融解胚子宮内移植	移植総回数（回）		妊娠数（回）		生産分娩数（回）		移植あたり生産率（%）	
	IVF-ET	Split	ICSI	合計																																								
採卵総回数（回）																																												
移植総回数（回）																																												
妊娠数（回）																																												
生産分娩数（回）																																												
移植あたり生産率（%）																																												
	融解胚子宮内移植																																											
移植総回数（回）																																												
妊娠数（回）																																												
生産分娩数（回）																																												
移植あたり生産率（%）																																												
来院患者情報																																												
※ 施設を受診した患者数について記載して下さい。 （記載様式） データの揃っている直近の 1 年間（2018 年 1 月から 2018 年 12 月まで）に体外受精・顕微授精・胚移植を行った患者数（実数）は 25 歳未満：（ ） 名 25 歳以上 30 歳未満：（ ） 名 30 歳以上 35 歳未満：（ ） 名 35 歳以上 40 歳未満：（ ） 名 40 歳以上 43 歳未満：（ ） 名 43 歳以上：（ ） 名																																												

データの揃っている直近の1年間（2018年1月から2018年12月まで）に精巣内精子採取術を行った患者数（実数）は

20歳未満：（ ）名

20歳以上30歳未満：（ ）名

30歳以上40歳未満：（ ）名

40歳以上50歳未満：（ ）名

50歳以上：（ ）名

治療指針について

※ 施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

（治療指針の例）

- ・治療のステップアップ・ステップダウンに関する考え方
- ・年齢に応じた治療の選択
- ・調節卵巣刺激法（自然周期・低刺激、高刺激等）の選択等

事実婚関係に関する申立書

令和 年 月 日

下記二名については、事実婚関係にあります。

① 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請者の住所、氏名

住所

氏名

② 不妊に悩む方への特定治療支援医業申請者の住所、氏名

住所

氏名

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

都道府県知事
(市長)

殿

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人／km²以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,750	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	24,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,680	4,020

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注) 幼稚園部分の基準額: 認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	48,400	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	15,690	17,270

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
定員21～30名	153,000	168,400
定員31～40名	178,200	195,800
定員41～70名	203,000	223,500
定員71～100名	263,800	290,200
定員101～130名	317,200	348,900
定員131～160名	367,200	404,100
定員161～190名	417,200	458,900
定員191～220名	463,700	509,700
定員221～250名	513,400	564,800
定員251名以上	570,600	627,600
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	32,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	4,740	5,240

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」、「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて
緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
定員21～30名	153,000	168,400
定員31～40名	178,200	195,800
定員41～70名	203,000	223,500
定員71～100名	263,800	290,200
定員101～130名	317,200	348,900
定員131～160名	367,200	404,100
定員161～190名	417,200	458,900
定員191～220名	463,700	509,700
定員221～250名	513,400	564,800
定員251名以上	570,600	627,600
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	63,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	20,260	22,400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	3,945	4,338
定員21～30名	2,511	2,762	4,814	5,296
定員31～40名	3,348	3,684	5,836	6,419
定員41～70名	4,215	4,637	8,106	8,917
定員71～100名	5,943	6,539	12,160	13,376
定員101～130名	7,133	7,847	14,593	16,052
定員131～160名	8,917	9,809	18,241	20,065
定員161～190名	10,700	11,771	19,945	21,939
定員191～220名	12,485	13,733	23,268	25,595
定員221～250名	14,268	15,696	26,593	29,253
定員251名以上	16,052	17,658	29,917	32,911

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,922	3,215	5,206	5,727
定員21～30名	3,313	3,647	6,356	6,990
定員31～40名	4,422	4,864	7,704	8,474
定員41～70名	5,562	6,118	10,700	11,770
定員71～100名	7,846	8,630	16,051	17,657
定員101～130名	9,415	10,358	19,261	21,189
定員131～160名	11,770	12,947	24,080	26,488
定員161～190名	14,125	15,537	26,326	28,960
定員191～220名	16,480	18,127	30,716	33,786
定員221～250名	18,832	20,717	35,104	38,613
定員251名以上	21,189	23,309	39,491	43,440

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

○小規模保育整備事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所 開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	24,800	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	3,680	4,020

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

小規模保育整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	48,400	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	15,690	17,270

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所 開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	32,500	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	4,740	5,240

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて
緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所 開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	63,600	
定期借地権設定のた めの一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する 地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法 により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額 に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	20,260	22,400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	3,945	4,338

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,922	3,215	5,206	5,727

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

＜本体工事＞

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文部科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。

2. 特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。

3. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額の按分を行うこと。

① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	77,300
定員21～30名	81,100
定員31～40名	94,300
定員41～70名	107,700
定員71～100名	139,700
定員101～130名	168,100
定員131～160名	194,600
定員161～190名	221,200
定員191～220名	245,600
定員221～250名	272,100
定員251名以上	302,400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	102,000
定員21～30名	107,200
定員31～40名	124,600
定員41～70名	142,200
定員71～100名	184,400
定員101～130名	221,900
定員131～160名	257,000
定員161～190名	292,100
定員191～220名	324,300
定員221～250名	359,300
定員251名以上	399,300

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,550	2,760
定員21～30名	1,758	3,370
定員31～40名	2,343	4,085
定員41～70名	2,950	5,673
定員71～100名	4,159	8,511
定員101～130名	4,992	10,214
定員131～160名	6,241	12,767
定員161～190名	7,490	13,959
定員191～220名	8,740	16,287
定員221～250名	9,987	18,614
定員251名以上	11,237	20,941

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	2,045	3,644
定員21～30名	2,320	4,448
定員31～40名	3,093	5,391
定員41～70名	3,892	7,489
定員71～100名	5,492	11,237
定員101～130名	6,590	13,481
定員131～160名	8,238	16,854
定員161～190名	9,887	18,427
定員191～220名	11,535	21,499
定員221～250名	13,185	24,569
定員251名以上	14,830	27,642

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○幼稚園耐震化促進事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	3,945	4,338
定員21～30名	2,511	2,762	4,814	5,296
定員31～40名	3,348	3,684	5,836	6,419
定員41～70名	4,215	4,637	8,106	8,917
定員71～100名	5,943	6,539	12,160	13,376
定員101～130名	7,133	7,847	14,593	16,052
定員131～160名	8,917	9,809	18,241	20,065
定員161～190名	10,700	11,771	19,945	21,939
定員191～220名	12,485	13,733	23,268	25,595
定員221～250名	14,268	15,696	26,593	29,253
定員251名以上	16,052	17,658	29,917	32,911

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

幼稚園耐震化促進事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

< 本体工事 >

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
定員21～30名	153,000	168,400
定員31～40名	178,200	195,800
定員41～70名	203,000	223,500
定員71～100名	263,800	290,200
定員101～130名	317,200	348,900
定員131～160名	367,200	404,100
定員161～190名	417,200	458,900
定員191～220名	463,700	509,700
定員221～250名	513,400	564,800
定員251名以上	570,600	627,600
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定子ども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

< 解体撤去工事、仮施設整備工事 >

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,922	3,215	5,206	5,727
定員21～30名	3,313	3,647	6,356	6,990
定員31～40名	4,422	4,864	7,704	8,474
定員41～70名	5,562	6,118	10,700	11,770
定員71～100名	7,846	8,630	16,051	17,657
定員101～130名	9,415	10,358	19,261	21,189
定員131～160名	11,770	12,947	24,080	26,488
定員161～190名	14,125	15,537	26,326	28,960
定員191～220名	16,480	18,127	30,716	33,786
定員221～250名	18,832	20,717	35,104	38,613
定員251名以上	21,189	23,309	39,491	43,440

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	13,000	18,000
3歳児	13,000	22,000
1・2歳児	—	57,000
乳児	—	107,000

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)
	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000
3歳児	11,000
2歳児	46,000

(9)小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位:千円

		基準額
小規模保育設置促進事業(A型、B型)		
賃借料補助(契約家賃)	1事業所当たり	41,000
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	32,448
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	35,490
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	22,308
小規模保育運営支援事業(C型)		
賃借料補助(契約家賃)	家庭的保育者1人当たり	990
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	32,448
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	35,490
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	22,308

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価(1人当たり月額)

3(1)①アに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300	25,300	25,300
3歳児	30,800	30,800	30,800
1・2歳児	88,900	76,000	85,600
乳児	157,100	130,400	85,600

3(1)①イに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900	15,900	15,900
3歳児	20,400	20,400	20,400
1・2歳児	74,100	61,200	73,100
乳児	139,300	112,600	73,100

②連携施設経費

単位:円

連携施設を設定している場合	1か所当たり月額
	24,600

(10)利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

区 分		基準額 (一施設 当たり)
基本型	以下の取り組みをいずれも実施すること。 ①教育施設、 ②保育施設、 ③地域の子育て支援事業等 の全てを対象として、情報集約・提供、相談、利用支援等を実施していること。 1の①～③の実施施設等との連絡・調整、連携、協働の体制づくりのための会議を実施すること。(原則月1回以上実施) - 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域での必要な社会資源の開発等に努めること。 - 地域住民の多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等地域との交流活動を実施に努めること。 - リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施すること。	1,681
特定型	以下の取り組みをいずれも実施すること。 「基本型」の1の①～③のいずれかを対象として、情報集約・提供、相談、利用支援等を実施していること。 - 地域の実情に応じて、「基本型」の2から5について、適宜実施していること。 ただし、以下のいずれかの条件を満たす市町村に設置する場合に限り、かつ、各市町村内の0～5歳の児童人口10,000人に対し1か所の割合で配置した施設数を上限とする。 - 市町村内の認可保育所の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 - 市町村内に認可保育所を100施設以上有していること。 - 児童福祉法第56条の8に定める「特定市町村」であること。	660

(11)認定こども園等の環境整備等事業

○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

＜遊具等環境整備＞

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等	2,000

＜デジタルテレビ等整備＞

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	245
アンテナ工事	200

○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位:円

	基準額(研修参加教職員1人当たり)
研修支援	6,250

○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位:円

	基準額
養成施設受講料等(1人当たり)	100,000
代替保育従事者雇上費(1日当たり)	5,920

2. すべての子ども・家庭への支援

	基準額
地域子育て創生事業	都道府県知事が必要と認めた額
地域子育て特別支援事業	都道府県知事が必要と認めた額

3. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1)高等技能訓練促進費等事業

基準額
別添13の3の(1)に定める額

(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

単位:千円

	基準額
託児活動費	月額 862
事務費	年額 1,574

(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

単位:千円

	基準額
戸別訪問による相談支援等	年額 2,577
就職活動支度の費用についての支援	支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額)

(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

基準額
厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額

(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

4. 社会的養護の拡充

(1)児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300	
食品の安全対策	6,500	
児童入所施設等の生活環境改善	下記以外	8,000
	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
地域子育て支援拠点の環境改善	8,000	
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	400
	里親	1里親当たり 200
	地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
	都道府県社協等	1か所当たり200千円×貸出見込人数
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額	3,000
	改修費補助	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

単位:千円

	基準額		
児童養護施設等施設職員の研修	1人当たり(送り出し施設)	短期研修宿泊あり	131
		短期研修宿泊なし	71
		長期研修	1,018
	1人当たり(受入施設(長期研修の場合のみ))	215	
	調整機関事務費	2,988	

5. 児童虐待防止対策の強化

	基準額
児童虐待防止対策緊急強化事業	都道府県知事が必要と認めた額

6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

	基準額
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	都道府県知事が必要と認めた額

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

	基準額
不妊に悩む方への特定治療支援事業	別添26の3の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)	別添26の2 13の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)	別添26の3 13の(1)に定める額

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

	基準額
幼児教育・保育無償化円滑化事業	都道府県知事が必要と認めた額

9. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

基準額
別添29に定める額

(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

基準額
別添30に定める額

(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

基準額
別添31に定める額

(4) 保護者支援臨時特例事業

基準額
別添32に定める額

(5) 子どもの居場所支援整備事業

基準額
別添33に定める額

(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業

基準額
別添34に定める額

(7) 子育て短期支援整備事業

単位: 千円

種目	単位	基準額
本体工事	1人当たり	2,449
初度設備相当加算	1人当たり	97
特殊附帯工事	1施設当たり	16,804
地域交流スペース加算	1施設当たり	12,273
解体撤去工事	1人当たり	121
仮施設設置整備工事	1人当たり	220

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(8)子育て短期支援臨時特例事業

基準額
別添36に定める額

(9).一時預かり利用者負担軽減事業

基準額
別添37に定める額

(10)妊婦訪問支援事業

基準額
別添38に定める額

(11)特定妊婦等支援整備事業

基準額
別添39に定める額

(12)特定妊婦等支援臨時特例事業

基準額
別添40に定める額

(13)社会的養護自立支援整備事業

基準額
別添41に定める額

(14)社会的養護自立支援実態把握事業

基準額
別添42に定める額

(15-1) 児童相談所一時保護施設整備事業
 < 本体施設 >

単位: 千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	26,230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	13,652
初度設備相当加算	1人当たり	227
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
心理療法室整備加算	1施設当たり	71,067

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」(雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和2年4月20日子発0420第8号)によるものとする。

(児童相談所一時保護施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分))

単位: 千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	34,974
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	18,203
初度設備相当加算	1人当たり	302
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,561
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	5,122
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	7,684
心理療法室整備加算	1施設当たり	94,756

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」(雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和2年4月20日子発0420第8号)によるものとする。

< 解体撤去工事、仮施設整備工事、特殊付帯工事 >

単位: 千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
解体撤去工事	1人当たり	446	588
仮施設整備工事	1人当たり	805	1,062
特殊付帯工事	1施設当たり	-	46,037

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(15-2)一時保護専用施設整備事業
 <本体施設>

単位:千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,375
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,265
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,202
初度設備相当加算	1人当たり	98
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,049
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,840
初度設備相当加算	1世帯当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,708
初度設備相当加算	1世帯当たり	98
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,165
初度設備相当加算	1人当たり	30
児童養護施設本体	1人当たり	6,695
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,392
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,449
初度設備相当加算	1人当たり	98
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	393
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,920
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	9,604
心理療法室整備加算	1施設当たり	54,614
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
通所部門整備加算	1人当たり	3,303
初度設備相当加算	1人当たり	93

児童自立支援施設本体	初度設備相当加算		1人当たり	9,407
	一時保護専用施設設置加算		1人当たり	113
		個別対応加算Ⅰ	1人当たり	26,457
		個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,920
		個別対応加算Ⅲ	1人当たり	3,841
	小規模グループケア整備加算		1グループケア当たり	5,761
	心理療法室整備加算		1施設当たり	11,070
	親子生活訓練室整備加算		1世帯当たり	35,533
	通所部門整備加算		1人当たり	6,826
	初度設備相当加算		1人当たり	3,303
小規模住居型児童養育事業所	初度設備相当加算		1人当たり	93
	一時保護専用施設設置加算		1人当たり	9,517
		個別対応加算Ⅰ	1人当たり	113
		個別対応加算Ⅱ	1人当たり	26,457
		個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅲ		1人当たり	3,841
児童自立生活援助事業所	初度設備相当加算		1人当たり	8,685
	一時保護専用施設設置加算		1人当たり	113
		個別対応加算Ⅰ	1人当たり	26,457
		個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,920
		個別対応加算Ⅲ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ		1人当たり	5,761

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」(雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和2年4月20日子発0420第8号)によるものとする。

(一時保護専用施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

		単位	基準額
乳児院本体		1人当たり	4,454
	初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	115
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	52
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,342
	心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,224
	初度設備相当加算	1人当たり	99
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,068
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
母子生活支援施設本体		1世帯当たり	16,126
	初度設備相当加算	1世帯当たり	115
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
	心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,864
	初度設備相当加算	1世帯当たり	99
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,204
	初度設備相当加算	1人当たり	30
児童養護施設本体		1人当たり	6,815
	初度設備相当加算	1人当たり	115
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,580
	心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,494
	初度設備相当加算	1人当たり	99
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	400
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
児童心理治療施設本体		1人当たり	8,063
	初度設備相当加算	1人当たり	115
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	9,778
	心理療法室整備加算	1施設当たり	55,596
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
	通所部門整備加算	1人当たり	3,363
	初度設備相当加算	1人当たり	95

児童自立支援施設本体	初度設備相当加算	1人当たり	9,577
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	115
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	3,841
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,761
	心理療法室整備加算	1施設当たり	11,270
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	36,173
	通所部門整備加算	1人当たり	6,948
	初度設備相当加算	1人当たり	3,363
小規模住居型児童養育事業所	初度設備相当加算	1人当たり	95
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	9,688
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	115
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	3,841
児童自立生活援助事業所	初度設備相当加算	1人当たり	8,842
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	115
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	26,457
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,920
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	3,841
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和2年4月20日子発0420第8号)によるものとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1人当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院	209	276	373	493
母子生活支援施設	769	1,016	1,397	1,845
児童養護施設	325	429	581	767
児童心理治療施設	373	493	703	929
児童自立支援施設	469	620	828	1,094
小規模住居型児童養育事業所	822	1,084	3,428	4,525
児童自立支援施設	732	967	3,043	4,017

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

<特殊付帯工事>

単位:千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業所、児童自立支援施設	1施設当たり	-	23,018

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(15-3) 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

基準額
別添43の3に定める額

(15-4) 一時保護専用施設改修費支援事業

基準額
別添43の4に定める額

(別紙様式)

番 号
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣

都道府県知事

(元号) 〇〇年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保有実績

(平成20年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部 科学省 関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成21年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部 科学省 関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成22年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部 科学省 関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成23年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成24年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成25年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成26年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成27年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部 科学省 関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成28年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部 科学省 関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成29年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成30年度交付分)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和元年度交付分)

省 別	基 金 の 保 有 区 分	年 度 当 初 保 管 額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円

	小計額					
文部科学省関係						

	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和2年度交付分)

省 別	基 金 の 保 有 区 分	年 度 当 初 保 管 額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円

	小計額					
文部科学省関係						

	小計額					
内閣府関係						

	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和3年度交付分)

省 別	基 金 の 保 有 区 分	年 度 当 初 保 管 額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円

	小計額					
文部科学省関係						

	小計額					
内閣府関係						

	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和4年度交付分)

省 別	基 金 の 保 有 区 分	年 度 当 初 保 管 額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円

	小計額					
文部科学省関係						

	小計額					
内閣府関係						

	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(合計)

省 別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
内閣府関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注3) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注4) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注5) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注6) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注7) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注8) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注9) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注10) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注11) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注12) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注13) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注14) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注15) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注16) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注17) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成21年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成22年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成23年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成24年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成25年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成 2 6 年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注 1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注 2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成 2 7 年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注 1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注 2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成 2 8 年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注 1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注 2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成29年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成30年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和元年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和2年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							
文部科学省関係								
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							
内閣府関係								
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和3年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							
文部科学省関係								
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							
内閣府関係								
	-----	-----		-----		-----		-----
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和4年度交付分)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	

	小計額							
文部科学省関係								

	小計額							
内閣府関係								

	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(合計)

	基金の保有区分	運 用 益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	

	小計額							
文部科学省関係								

	小計額							
内閣府関係								

	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

3 基金の保有割合

①－１	直近年度末の基金額（厚生労働省関係）：	円
①－２	直近年度末の基金額（文部科学省関係）：	円
①－３	直近年度末の基金額（内閣府関係）：	円
②－１	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 （厚生労働省関係）：	円
②－２	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 （文部科学省関係）：	円
②－３	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 （内閣府関係）：	円
③－１	厚生労働省関係保有割合（①－１／②－１）：	（小数点第３位以下四捨五入）
③－２	文部科学省関係保有割合（①－２／②－２）：	（小数点第３位以下四捨五入）
③－３	内閣府関係保有割合（①－３／②－３）：	（小数点第３位以下四捨五入）
①	直近年度末の基金額：	円
②	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費：	円
③	保有割合（①／②）：	（※小数第３位以下四捨五入）

4 基金の保有割合の算定根拠

（厚生労働省関係）

（文部科学省関係）

（内閣府関係）

※３の保有割合の算出過程が明らかになるような具体的な計算式、執行実績や実施計画等を用いた合理的な将来見込額等の算出根拠を記載すること。

5 基金事業等の目標に対する達成度

※別添様式の「基金事業等の目標」において定めた成果目標の達成度について記載すること。

6 基金の解散年月日（中止又は廃止も含む）

（平成２０年度交付分）

基 金 の	
解散・中止・廃止	（元号） 年 月 日
年 月 日	

（平成２１年度交付分）

基 金 の	
解散・中止・廃止	（元号） 年 月 日
年 月 日	

(平成22年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成23年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成24年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成25年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成26年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成27年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成28年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成29年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(平成30年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(令和元年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止	(元号)	年	月	日	
年	月	日			

(令和2年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止			(元号)	年	月 日
年	月	日			

(令和3年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止			(元号)	年	月 日
年	月	日			

(令和4年度交付分)

基	金	の			
解散・中止・廃止			(元号)	年	月 日
年	月	日			

7 基金事業に係る経費

(平成20年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

2	保育サービス等の充実 (文部科学省関係)						
(1)	認定こども園整備等事業						
	○認定こども園整備事業						
	○幼稚園耐震化促進事業						
	○認定こども園事業費						
(2)	認定こども園等の環境整備等事業						
	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備						
	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援						
	○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業						
3	すべての子ども・家庭への支援						
4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
(1)	高等技能訓練促進費等事業						
	○高等技能訓練促進費						
	○入学支援修了一時金						
(2)	職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業						
(3)	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業						
(4)	就業・社会活動困難者への戸別訪問事業						
	○戸別訪問による相談支援等						
	○就業活動支度の費用についての支援						
(5)	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業						
(6)	婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業						
5	社会的養護の拡充						
(1)	児童養護施設の退所者等の就業支援事業						
(2)	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業						
(3)	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業						
6	児童虐待防止対策の強化						
7	保育所等の複合化・多機能化						
8	幼稚園等の複合化・多機能化						
9	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11	その他事業(都道府県事務費)						
	小計額						
	運用益						
	文部科学省関係						
	厚生労働省関係						
	合計額(b)						
	文部科学省関係						
	厚生労働省関係						

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成21年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
		5	社会的養護の拡充					
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6		児童虐待防止対策の強化						
7		保育所等の複合化・多機能化						
8		幼稚園等の複合化・多機能化						
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10		不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11		その他事業（都道府県事務費）						
小計額								
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ことにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成22年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
		(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業						
			5	社会的養護の拡充				
			6	児童虐待防止対策の強化				
7			保育所等の複合化・多機能化					
8			幼稚園等の複合化・多機能化					
9			子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等					
10			0 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実					
11			1 その他事業（都道府県事務費）					
			小計額					
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成23年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

	○認定こども園整備事業							
	○幼稚園耐震化促進事業							
	○認定こども園事業費							
	(2)認定こども園等の環境整備等事業							
	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
	○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業							
3	すべての子ども・家庭への支援							
4	ひとり親家庭等への支援の拡充							
	(1) 高等技能訓練促進費等事業							
	○高等技能訓練促進費							
	○入学支援修了一時金							
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
	○戸別訪問による相談支援等							
	○就業活動支度の費用についての支援							
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
	(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
5	社会的養護の拡充							
	(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6	児童虐待防止対策の強化							
7	保育所等の複合化・多機能化							
8	幼稚園等の複合化・多機能化							
9	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11	11 その他事業（都道府県事務費）							
	小計額							
	運用益							
	文部科学省関係							
	厚生労働省関係							
	合計額（b）							
	文部科学省関係							
	厚生労働省関係							

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成24年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
	3	すべての子ども・家庭への支援							
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充							
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業								
		5	社会的養護の拡充						
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業						
6		児童虐待防止対策の強化							
7		保育所等の複合化・多機能化							
8		幼稚園等の複合化・多機能化							
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10		0不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11		11その他事業（都道府県事務費）							
小計額									
運用益									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									
合計額（b）									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成25年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
		5	社会的養護の拡充					
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6		児童虐待防止対策の強化						
7		保育所等の複合化・多機能化						
8		幼稚園等の複合化・多機能化						
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10		不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11		その他事業（都道府県事務費）						
小計額								
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成26年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
	3	すべての子ども・家庭への支援							
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充							
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業								
		5	社会的養護の拡充						
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業						
			(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業						
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6		児童虐待防止対策の強化							
7		保育所等の複合化・多機能化							
8		幼稚園等の複合化・多機能化							
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10		不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11	その他事業（都道府県事務費）								
小計額									
運用益									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									
合計額（b）									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ことにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成27年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
		5	社会的養護の拡充					
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6		児童虐待防止対策の強化						
7		保育所等の複合化・多機能化						
8		幼稚園等の複合化・多機能化						
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10		0 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11		1 その他事業（都道府県事務費）						
小計額								
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ことにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成28年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
5	社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業								
6	児童虐待防止対策の強化							
7	保育所等の複合化・多機能化							
8	幼稚園等の複合化・多機能化							
9	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11	その他事業（都道府県事務費）							
小計額								
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
（注3）区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成29年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業							
	3	すべての子ども・家庭への支援					
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充					
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業						
5	社会的養護の拡充						
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6	児童虐待防止対策の強化						
7	保育所等の複合化・多機能化						
8	幼稚園等の複合化・多機能化						
9	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11	その他事業（都道府県事務費）						
小計額							
運用益							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							
合計額（b）							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成30年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
	3	すべての子ども・家庭への支援							
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充							
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業								
		5	社会的養護の拡充						
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業						
6		児童虐待防止対策の強化							
7		保育所等の複合化・多機能化							
8		幼稚園等の複合化・多機能化							
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10		不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11		その他事業（都道府県事務費）							
小計額									
運用益									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									
合計額（b）									
☐ 文部科学省関係									
☐ 厚生労働省関係									

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(令和元年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

☐ 認定こども園整備事業 ☐ 幼稚園耐震化促進事業 ☐ 認定こども園事業費 (2)認定こども園等の環境整備等事業 ☐ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ☐ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 ☐ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業								
	3	すべての子ども・家庭への支援						
	4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業 ☐ 高等技能訓練促進費 ☐ 入学支援修了一時金 (2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業 (3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業 (4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業 ☐ 戸別訪問による相談支援等 ☐ 就業活動支度の費用についての支援 (5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 (6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業							
		5	社会的養護の拡充					
			(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6		児童虐待防止対策の強化						
7		保育所等の複合化・多機能化						
8		幼稚園等の複合化・多機能化						
9		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等						
10		0不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実						
11		11その他事業（都道府県事務費）						
小計額								
運用益								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								
合計額（b）								
文部科学省関係								
厚生労働省関係								

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(令和2年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							

	○認定こども園整備事業														
	○幼稚園耐震化促進事業														
	○認定こども園事業費														
	(2) 認定こども園等の環境整備等事業														
	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備														
	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援														
	○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業														
3	すべての子ども・家庭への支援														
4	ひとり親家庭等への支援の拡充														
	(1) 高等技能訓練促進費等事業														
	○高等技能訓練促進費														
	○入学支援修了一時金														
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業														
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業														
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業														
	○戸別訪問による相談支援等														
	○就業活動支度の費用についての支援														
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業														
	(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業														
	5								社会的養護の拡充						
									(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業						
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業															
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業															
6	児童虐待防止対策の強化														
7	保育所等の複合化・多機能化														
8	幼稚園等の複合化・多機能化														
9	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等														
10	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実														
	不妊に悩む方への特定治療支援事業														
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）														
11	その他事業（都道府県事務費）														
	12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等（内閣府関係）														
	無償化実施のための事務及びシステム改修等														
	多子世帯保育料負担軽減支援														
	小計額														
	運用益														
	内閣府関係														
	文部科学省関係														
	厚生労働省関係														
	合計額（b）														
	内閣府関係														
	文部科学省関係														
	厚生労働省関係														

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
（注3）区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(令和3年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○幼稚園耐震化促進事業							
○認定こども園事業費							
(2) 認定こども園等の環境整備等事業							
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業							
3 すべての子ども・家庭への支援							
4 ひとり親家庭等への支援の拡充							
(1) 高等技能訓練促進費等事業							
○高等技能訓練促進費							
○入学支援修了一時金							
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
○戸別訪問による相談支援等							
○就業活動支度の費用についての支援							
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
(6) 労働災害補償加給等の受給者、ハローワーク被害者等に対する就業支援事業							
5 社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6 児童虐待防止対策の強化							
7 保育所等の複合化・多機能化							
8 幼稚園等の複合化・多機能化							
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
不妊に悩む方への特定治療支援事業							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)							
11 その他事業(都道府県事務費)							
12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等(内閣府関係)							
無償化実施のための事務及びシステム改修等							
多子世帯保育料負担軽減支援							
13 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援							
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業							
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業							
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業							
(4) 保護者支援臨時特例事業							
(5) 子どもの居場所支援整備事業							
(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業							
(7) 子育て短期支援整備事業							
(8) 子育て短期支援臨時特例事業							
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業							
(10) 特定妊婦等支援整備事業							
(11) 特定妊婦等支援臨時特例事業							
(12) 妊婦訪問支援事業							
(13) 社会的養護自立支援整備事業							
(14) 社会的養護自立支援実態把握事業							

(15) 児童相談所一時保護所等整備事業							
○児童相談所一時保護施設整備事業							
○一時保護専用施設整備事業							
○児童相談所一時保護所の生活上のための環境改善事業							
○一時保護専用施設改修費支援事業							
小計額							
運用益							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							
合計額（b）							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(令和4年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○幼稚園耐震化促進事業							
○認定こども園事業費							
(2) 認定こども園等の環境整備等事業							
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業							
3 すべての子ども・家庭への支援							
4 ひとり親家庭等への支援の拡充							
(1) 高等技能訓練促進費等事業							
○高等技能訓練促進費							
○入学支援修了一時金							
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
○戸別訪問による相談支援等							
○就業活動支度の費用についての支援							
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
(6) 労働災害補償加給等の受給者、ハローワーク被害者等に対する就業支援事業							
5 社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6 児童虐待防止対策の強化							
7 保育所等の複合化・多機能化							
8 幼稚園等の複合化・多機能化							
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
不妊に悩む方への特定治療支援事業							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)							
11 その他事業(都道府県事務費)							
12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等(内閣府関係)							
無償化実施のための事務及びシステム改修等							
多子世帯保育料負担軽減支援							
13 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援							
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業							
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業							
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業							
(4) 保護者支援臨時特例事業							
(5) 子どもの居場所支援整備事業							
(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業							
(7) 子育て短期支援整備事業							
(8) 子育て短期支援臨時特例事業							
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業							
(10) 特定妊婦等支援整備事業							
(11) 特定妊婦等支援臨時特例事業							
(12) 妊婦訪問支援事業							
(13) 社会的養護自立支援整備事業							
(14) 社会的養護自立支援実態把握事業							

(15) 児童相談所一時保護所等整備事業							
○児童相談所一時保護施設整備事業							
○一時保護専用施設整備事業							
○児童相談所一時保護所の生活上のための環境改善事業							
○一時保護専用施設改修費支援事業							
小計額							
運用益							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							
合計額（b）							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(合計)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○幼稚園耐震化促進事業							
○認定こども園事業費							
(2) 認定こども園等の環境整備等事業							
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業							
3 すべての子ども・家庭への支援							
4 ひとり親家庭等への支援の拡充							
(1) 高等技能訓練促進費等事業							
○高等技能訓練促進費							
○入学支援修了一時金							
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
○戸別訪問による相談支援等							
○就業活動支度の費用についての支援							
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
(6) 労働災害補償加給等の受給者、ハローワーク被害者等に対する就業支援事業							
5 社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6 児童虐待防止対策の強化							
7 保育所等の複合化・多機能化							
8 幼稚園等の複合化・多機能化							
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
不妊に悩む方への特定治療支援事業							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)							
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)							
11 その他事業(都道府県事務費)							
12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等(内閣府関係)							
無償化実施のための事務及びシステム改修等							
多子世帯保育料負担軽減支援							
13 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援							
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業							
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業							
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業							
(4) 保護者支援臨時特例事業							
(5) 子どもの居場所支援整備事業							
(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業							
(7) 子育て短期支援整備事業							
(8) 子育て短期支援臨時特例事業							
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業							
(10) 特定妊婦等支援整備事業							
(11) 特定妊婦等支援臨時特例事業							
(12) 妊婦訪問支援事業							
(13) 社会的養護自立支援整備事業							
(14) 社会的養護自立支援実態把握事業							

(15) 児童相談所一時保護所等整備事業							
○児童相談所一時保護施設整備事業							
○一時保護専用施設整備事業							
○児童相談所一時保護所の生活上のための環境改善事業							
○一時保護専用施設改修費支援事業							
小計額							
運用益							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							
合計額（b）							
内閣府関係							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。

（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。

※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

8 事業実施状況

〔保育サービス等の充実〕

(1) 保育所等整備事業

① 保育所等緊急整備事業

ア 保育所緊急整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模 修繕等	合計
保育所数<か所>						
うち分園数						
うち認定こども園数						
うち地域の余裕 スペース数						
増員数(B-A)<人>						
うち地域の余裕 スペース数						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「保育所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「うち地域の余裕スペース数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、地域の余裕スペースを活用した保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

増員数の「うち地域の余裕スペース数」には、内数として地域の余裕スペースを活用した場合の定員数の合計の差を記入すること。

イ 小規模保育整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模 修繕等	合計
小規模保育事業所数<か所>						
うち地域の余裕 スペース数						
増員数(B-A)<人>						
うち地域の余裕 スペース数						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「小規模保育事業所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した小規模保育事業所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち地域の余裕スペース数」には、施設整備を行った小規模保育事業所数の内数として、地域の余裕スペースを活用した小規模保育事業所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った小規模保育事業所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

増員数の「うち地域の余裕スペース数」には、内数として地域の余裕スペースを活用した場合の定員数の合計の差を記入すること。

ウ 賃貸物件による保育所整備事業

区 分	実施か所数	定 員 数	助 成 額
賃借料補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
改修費等補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
保育所開設準備費	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設の 小規模な分園型保育施設	か所	人	千円

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国2/3又は国1/2部分のみ)を記入すること。

エ 子育て支援のための拠点施設整備事業

施設整備実施か所数	か所
-----------	----

(注)安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した子育て支援のための拠点施設数を記入すること。

② 放課後児童クラブ設置促進事業

実 施 場 所	実施か所数	増加登録児童数
学校の余裕教室・空き教室	か所	人
その他	か所	人

(注)「実施か所数」には、安心こども基金により、年度中に改修をした放課後児童クラブ数を記入すること。

「増加登録児童数」には、安心こども基金による改修により増加した登録児童数を記入すること。

③ 認定こども園整備等事業

ア 認定こども園整備事業

	実施か所数	増加定員数	備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	人	(厚生労働省関係)
幼保連携型の幼稚園	か所	人	(文部科学省関係)
保育所型の幼稚園機能	か所	人	
長時間預かり保育等を実施する私立幼稚園（要領２（２）④）	か所	人	(厚生労働省関係)

（注）「実施か所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備をした認定こども園数を類型別に記入すること。

「増加定員数」には、安心こども基金による施設整備により増加した定員数を類型別に記入すること。

イ 認定こども園事業費

（７）機能部分に対する補助

	実施か所数	入所児童数	備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	４歳以上児 人	(厚生労働省関係)
		３歳児 人	
		１，２歳児 人	
		乳児 人	
保育所型の幼稚園機能	か所	人	(文部科学省関係)

（注）「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。

「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、該当する機能部分の入所児童数を類型別に記入すること。

（イ）幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

	実施か所数	入所児童数	備 考
幼保連携型を構成する幼稚園	か所	４歳以上児 人	(厚生労働省関係)
		３歳児 人	
		１，２歳児 人	
幼稚園型を構成する幼稚園	か所	４歳以上児 人	
		３歳児 人	
		１，２歳児 人	

（注）「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。

「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、幼稚園部分に入所する本事業の対象となった入所児童数を類型別に記入すること。

ウ 幼稚園耐震化促進事業

改築前の類型	実施か所数
幼保連携型の認定こども園	か所
幼稚園型の認定こども園	か所
認定こども園化を予定する幼稚園	か所

（注）「実施か所数」には、本事業により、年度中に施設整備をした幼稚園数を類型別に記入すること。

④ 小規模保育事業

ア 小規模保育設置促進事業

小規模保育運営支援事業（A型）及び（B型）

	実施か所数
整備か所数	か所
うち賃借料補助	か所
うち改修費等補助	か所

小規模保育運営支援事業（C型）

	実施か所数
整備か所数	か所
うち賃借料補助	か所
うち改修費等補助	か所

イ 小規模保育運営支援事業

小規模保育運営支援事業（A型）

・ 3（1）①アの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（1）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

・ 3（1）①イの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（1）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

小規模保育運営支援事業（B型）

・ 3（1）①アの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（１）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

・ 3 (1) ①イの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（１）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

小規模保育運営支援事業 (C 型)

・ 3 (1) ①アの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（１）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

・ 3 (1) ①イの補助基準額を適用している事業所

	実施か所数	入所児童数	
基本分	か所	4 歳以上児	人
		3 歳 児	人
		1, 2 歳児	人
		乳 児	人
連携施設経費 ※ 3（１）②の連携施設経費が支弁されている事業所数		か所	

(2) 広域的保育所利用事業

実施市町村数	市町村
送迎センター実施か所数	か所
保育士	人
購入バス等	台
運転手	人

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

実施場所	実施か所数	備考
地域の余裕スペース	か所	
自宅	か所	
保育所	か所	
地域の余裕スペース・自宅・保育所以外	か所	

(注) 「地域の余裕スペース・自宅・保育所以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。
(記入例：賃貸アパート 1 か所、商店街の空き店舗 1 か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

地域の余裕スペースの家庭的保育者	人
上記以外の家庭的保育者	人

(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業

① グループ型小規模保育事業

実施グループ数 -- (うち、管理者加算 算定グループ数)	家庭的保育者数	家庭的保育補助者数	児童数
-------------------------------------	---------	-----------	-----

----- ()	人	人	人
--------------	---	---	---

② 認可外保育施設運営支援事業

②-1 認可外保育施設運営支援事業（A型）

・ 3（1）①（ア）アの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等
基本分	か所	4歳以上児 人
		3歳児 人
うち設備運営基準 32条を満たす施設	か所	1, 2歳児 人
		乳児 人
開設準備費加算	か所	対象定員 人

・ 3（1）①（ア）イの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等
基本分	か所	4歳以上児 人
		3歳児 人
うち設備運営基準 32条を満たす施設	か所	1, 2歳児 人
		乳児 人
開設準備費加算	か所	対象定員 人

・ 3（1）①（ア）ウの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等
基本分	か所	4歳以上児 人
		3歳児 人
うち設備運営基準 32条を満たす施設	か所	1, 2歳児 人
		乳児 人
開設準備費加算	か所	対象定員 人

②-2 認可化移行支援費

	か所数
支援か所数	か所
うち賃借料補助	か所
うち改修費等補助	か所
うち移転費	か所
うち仮設設置費	か所

②-3 認可外保育施設運営支援事業（B型）

ア 別添6の3 3（2）②アに該当する事業のうち、
3（1）②（ア）アの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等	
基本分	か所	4歳以上児	人
		3歳児	人
		1, 2歳児	人
		乳児	人
開設準備費加算	か所	対象定員	人

イ 別添6の3 3（2）②イに該当する事業のうち、
3（1）②（ア）アの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等	
基本分	か所	4歳以上児	人
		3歳児	人
		1, 2歳児	人
		乳児	人
開設準備費加算	か所	対象定員	人

ウ 別添6の3の
3（1）②（ア）イの補助基準額を適用している認可外保育施設

	実施か所数	対象児童数等	
基本分	か所	4歳以上児	人
		3歳児	人
		1, 2歳児	人
		乳児	人
開設準備費加算	か所	対象定員	人

②-4 認可外保育施設運営支援事業（C型）

実施か所数	対象児童数等	
か所	4歳以上児	人
	3歳児	人
	1, 2歳児	人
	乳児	人
か所	対象定員	人

③ 地域型保育・子育て支援モデル事業

事業実施類型	実施箇所数	選 択 事 業				助成額
		放＋交	放＋預	交＋預	全て	
大都市モデル	か所	か所	か所	か所	か所	千円
一般市町村モデル	か所	か所	か所	か所	か所	千円
小規模保育 10人以上	か所	か所	か所	か所	か所	千円
小規模保育 6～9人	か所	か所	か所	か所	か所	千円
改修（再掲）	か所	か所	か所	か所	か所	千円

（注）附帯事業の小規模放課後児童クラブは「放」、子育て親子の交流・相談事業は「交」、一時預かり事業は「預」に分類すること。

④ 認可化移行総合支援事業

ア 認可化移行可能性調査・助言指導支援費

計画策定数	移行までの助言・指導実施数	移行した数
か所	か所	か所

イ 認可化移行支援費

	か所数
支援か所数	か所
うち賃借料補助	か所
うち改修費等補助	か所
うち移転費	か所
うち仮設設置費	か所

⑤ 民有地マッチング事業

整備候補地	公募数	カ所	選考数	カ所
保育所等整備を希望する法人	公募数	カ所	選考数	カ所
マッチングにより整備した 保育所等の数		カ所	—	

⑥ 利用者支援事業

事業実施類型	実施市町村数	実施か所数	年間相談件数	年間相談者数
基本型	市町村	か所	件	人
特定型	市町村	か所	件	人

（５）子育て支援交付金からの移行事業分

①乳児家庭全戸訪問事業

ア 実施市町村数及び助成額

実施市町村数	市町村
助成額	千円

イ 事業内容別の内訳

事業内容	実施市町村数 (事業内容別)	家庭訪問対象 全家庭数 (合計)	家庭訪問数 (合計)
① 支援が必要な家庭に対して次のア及びイの対応をいずれも実施している市町村。 ア ケース対応会議の開催 イ 養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）において、以下に掲げる事業をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	市町村	件	件
② ①以外の市町村	市町村	件	件
計		件	件

②養育支援訪問事業

ア 実施市町村数及び助成額

実施市町村数	市町村
助成額	千円

イ 事業内容別の内訳

事業内容別内訳	実施市町村数	家庭訪問数 (延件数合計)
① 育児家事援助の実施	市町村	件
② 専門的相談支援の実施	市町村	件
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	市町村	件
計		件

③ファミリー・サポート・センター事業

ア 基本事業

実施市町村数	支部数	会員延べ人数※			活動利用 件数 (延べ)	24時間以上 の講習の 実施	助成額
		援助を受け たい会員 (依頼会員)	援助を行 いたい会員 (提供会員)	両方会員			
市町村	か所	人	人	人	件	市町村	千円

(注)

※ 基本事業と病児事業の両事業を実施する場合は、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。

イ 病児・緊急対応強化事業

実施市町村数	活動利用件数 (延べ) ※1	近隣市町村会員 受入	初年度体制整備 ※2	助成額
市町村	件	市町村	市町村	千円

(注)

※1 病児事業における活動利用件数を記入（基本事業の件数は含めないこと）。

※2 今年度から病児事業を実施する市町村のみ、記入。

ウ ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センターの利用支援

	実施数 (延べ)	活動利用件数 (延べ)	助成額
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整	市町村	件	千円
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応	市町村	件	
(3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成	市町村	件	

④子育て短期支援事業

	実施市町村数	実施か所数	利用延べ人数	助成額
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	自治体	か所	人	千円
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	自治体	か所	人	千円

⑤地域子育て支援拠点事業

		実施市町村数	実施か所数
一般型	3～4日	市町村	か所
	うち実施要綱中②のエの取組	市町村	か所
	5日	市町村	か所
	うち実施要綱中②のエの取組	市町村	か所
	6～7日	市町村	か所
	うち実施要綱中②のエの取組	市町村	か所
	出張ひろば 経過措置（小規模型指定施設）	市町村	か所
地域機能強化型	5日	利用者支援及び地域支援	市町村 か所
		利用者支援のみ	市町村 か所
		地域支援のみ	市町村 か所
	6～7日	利用者支援及び地域支援	市町村 か所
		利用者支援のみ	市町村 か所
		地域支援のみ	市町村 か所
連携型	3～4日	市町村	か所
	5～7日	市町村	か所

⑥一時預かり事業

事業類型	実施市町村数	実施か所数 (上段カッコはうち基幹型実施分)	年間延べ利用児童数
保育所型	市町村	() か所	人
地域密着型	市町村	() か所	人
地域密着Ⅱ型	市町村	() か所	人

⑦へき地保育事業

実施市町村数	市町村
実施か所数	か所

⑧子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ア 実施市町村数及び助成額

実施市町村数	市町村
助成額	千円

イ 事業内容別の内訳

事業内容別内訳	実施市町村数	人数（合計）
① ア 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講	市町村	人
イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	市町村	人
② ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	市町村	
③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	市町村	
④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	市町村	
⑤ 地域住民への周知を図る取組	市町村	

（６）保育士人材確保等事業

① 保育士研修等事業

ア 保育の質の向上のための研修事業

受講者数	保育士	調理員	その他
人	人	人	人

（注）「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

イ 保育士人材確保研修等事業

	実施数		
保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組			人
就業継続支援研修			人
潜在保育士の再就職を支援する研修			人
保育士宿舍借り上げ支援事業	市町村	か所	戸
うち、市町村が実施する場合	市町村	か所	戸
うち、保育所等の設置者が実施する場合	市町村	か所	戸

（注１）「保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組」「就業継続支援研修」「潜在保育士の再就職を支援する研修」は、受講（参加）者数を記入すること。

（注２）「保育士宿舍借り上げ事業」は、本事業を実施する市町村数、保育所等数及び借り上げ戸数を記入すること。

ウ アクションプログラム実践のための事業

【事業概要】

（注）具体的に実施した事業の概要を記入すること。

エ 家庭的保育者等研修事業

○家庭的保育事業・グループ型小規模保育事業

受講者数 合計	事業に従事する者		事業の実施を予定している者	
	家庭的保育者	その他の者	家庭的保育者	その他の者
人	人	人	人	人

（注）現に、家庭的保育事業（地方単独事業も含む。）に従事している「家庭的保育者」と「その他の者」を記入すること。実人員を記入すること。

○小規模保育事業

受講者数 合計	事業に従事する者		事業の実施を予定している者	
	家庭的保育者	その他の者	家庭的保育者	その他の者
人	人	人	人	人

(注) 現に、家庭的保育事業（地方単独事業も含む。）に従事している「家庭的保育者」と「その他の者」を記入すること。実人員を記入すること。

○一時預かり事業

受講者数 合計	事業に従事する者	事業の実施を予定している者
人	人	人

(注) 実人員を記入すること。

② 保育士・保育所支援センター開設等事業

	潜在保育士	現役保育士	学生	その他
相談件数	人	人	人	人

求人数	求職者数	紹介件数	就職件数
人	人	人	

コーディネーター配置人数	人
--------------	---

③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

申請	交付
施設 人	施設 人

④ 保育士修学資金貸付事業

貸付者数	人	貸付額	千円
------	---	-----	----

⑤ 保育士等処遇改善臨時特例事業

実施保育所数	か所
--------	----

⑥ 資格取得支援

○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

申請	交付
施設 人	施設 人

○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

申請	交付
施設 人	施設 人

○保育所等保育士資格取得支援事業

申請	交付
施設 人	施設 人

(7) 電力需給対策に対応した特別事業等

① 電力需給対策に対応した休日保育特別事業等

ア 休日保育特別事業

電力需給対策実施期間	実施市町村数	延べ利用児童数	実施施設数
平成23年7月～9月	市町村	人	か所
平成23年12月～ 平成24年3月	市町村	人	か所
平成24年7月～9月	市町村	人	か所
平成24年12月～ 平成25年3月	市町村	人	か所

イ 延長保育特別事業

電力需給対策実施期間	実施市町村数	延べ利用児童数	実施施設数
------------	--------	---------	-------

平成23年7月～9月	市町村	人	か所
平成23年12月～ 平成24年3月	市町村	人	か所
平成24年7月～9月	市町村	人	か所
平成24年12月～ 平成25年3月	市町村	人	か所

② 電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業

ア 休日等に放課後児童クラブ等他の類似事業にかかる特別事業を実施

電力需給対策実施期間	実施場所	実施市町村数	延べ利用児童数	実施施設数
平成23年7月～9月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成23年12月～ 平成24年3月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成24年7月～9月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成24年12月～ 平成25年3月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間を延長して特別事業を実施

電力需給対策実施期間	実施場所	実施市町村数	延べ利用児童数	実施施設数
平成23年7月～9月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成23年12月～ 平成24年3月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成24年7月～9月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所
平成24年12月～ 平成25年3月	放課後児童クラブ	市町村	人	か所
	その他	市町村	人	か所

ウ 家庭的保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる特別事業を実施

電力需給対策実施期間	実施市町村数	延べ利用児童数	家庭的保育者数
平成23年7月～9月	市町村	人	人
平成23年12月～ 平成24年3月	市町村	人	人
平成24年7月～9月	市町村	人	人
平成24年12月～ 平成25年3月	市町村	人	人

(8) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

① 遊具等環境整備

施設区分	域内施設数	整備施設数
認定こども園	園	園
幼稚園	園	園

② デジタルテレビ等整備

施設区分	域内施設数	整備施設数
デジタルテレビ整備	園	園
アンテナ工事	園	園

(9) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

受講者数			
	園長	教諭	その他
人	人	人	人

(注) 「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

(10) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業

申請		交付	
施設	人	施設	人

〔ひとり親家庭等への支援の拡充〕

(1) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

	対象実人員	助成額
都道府県	人	千円
管内市町村	人	千円
合 計	人	千円

※「対象人員」には、事業の対象としている母子家庭の母等の人数を記入すること。

(2) 高等技能訓練促進費等事業

	助成額
都道府県	千円
管内市町村	千円
合 計	千円

※「助成額」には、都道府県等から支出した額（国3/4部分のみ）を記入すること。

(3) 職業訓練中のひとり親家庭への託児サービス提供事業

	対象人員等			助成額	実施場所
	実世帯数		延べ利用 児童数		
都道府県	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
管内指定都市・ 中核市計	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
合 計	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			

※「助成額」には、都道府県等から支出した額（国1/2部分のみ）を記入すること。

(4) 職業紹介等を実施している企業等によるひとり親家庭の就業支援事業

	委託先	支援対象人員		助成額
都道府県		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	
管内指定都市・ 中核市計		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	
合 計		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	

※「助成額」には、都道府県等から支出した額（国1/2部分のみ）を記入すること。

(5) 就業・社会活動困難者に対する個別訪問事業

		支援対象人員	助成額
都道府県	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	
	計		
管内指定都市・中核市計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	
	計		
合 計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	
	計		

※「助成額」には、都道府県等から支出した額（「個別訪問」については1/2、「就職活動支度の支援」については10/10）を記入すること。

(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

都道府県別・事業種別・事業内容別（セ・仮自治体等）等に対する就業支援事業				
	委託先	支援対象人員		助成額
都道府県		婦人保護施設	人	千円
		婦人相談所 一時保護所	人	
		計	人	

※「助成額」には、都道府県等から支出した額（国1/2部分のみ）を記入すること。

〔社会的養護の拡充〕

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

就業支援	対象実人員		助成額
	退所者	保護者	
児童養護施設	人	人	千円
乳児院	人	人	千円
情緒障害児短期治療施設	人	人	千円
児童自立支援施設	人	人	千円
母子生活支援施設	人	人	千円
ファミリーホーム	人	人	千円
自立援助ホーム	人	人	千円
里親	人	人	千円
合 計	人	人	千円

※ 「対象実人員」には就業支援をした実人員を記入すること。

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

	実施か所数	助成額
施設内遊具の安全対策	か所	千円
食品の安全対策	か所	千円
児童入所施設等の生活環境改善	か所	千円
地域子育て支援拠点の環境改善	か所	千円
学習環境改善	か所	千円
賃貸・改修等の補助対象の拡大	か所	千円

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

区 分	研修受講者数	助成額
短期研修	人	千円
長期研修	人	千円

※ 区分については運営要領によるものとする。

〔保育所等の複合化・多機能化〕

【事業概要】

(注) 実施した事業の概要を、施設ごとに具体的に記入すること。
 なお、施設名、整備区分を必ず記載すること。

〔幼稚園等の複合化・多機能化〕

【事業概要】

(注) 実施した事業の概要を、施設ごとに具体的に記入すること。
 なお、施設名、整備区分を必ず記載すること。

〔子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等〕

システム導入経費及び利用実態・意向等調査

	実施自治体数 (上段カッコはうち都道府県 実施分)	助成額 (上段カッコはうち都道府県 実施分)
システム導入	() か所	() 千円
新規システム開発、導入	() か所	() 千円
既存システム改修	() か所	() 千円
事前調査	() か所	() 千円

〔不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実〕

	延べ組数等		助成額
都道府県	助成費	特定不妊治療（C, F除く）	件 千円
		特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	定額分	— 千円
		登録管理	組 千円
		指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円
管内指定都市・ 中核市計	助成費	特定不妊治療（C, F除く）	件 千円
		特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	定額分	— 千円
		登録管理	組 千円
		指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円
合 計	助成費	特定不妊治療（C, F除く）	件 千円
		特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	定額分	— 千円
		登録管理	組 千円
		指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円

〔不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実（令和３年１月１日以降治療終了分）〕

		延べ組数等	助成額
都道府県	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		c 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		d 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	a 定額分	— 千円
		b 登録管理	組 千円
		c 指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円
管内指定都市・ 中核市計	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		c 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		d 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	a 定額分	— 千円
		b 登録管理	組 千円
		c 指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円
合 計	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		c 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件 千円
		d 特定不妊治療（C, F）	件 千円
		小 計	件 千円
	事務費	a 定額分	— 千円
		b 登録管理	組 千円
		c 指定医療機関旅費	か所 千円
		小 計	— 千円
	合 計		— 千円

〔不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）〕

		延べ組数等		助成額
都道府県	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件	千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件	千円
		小 計	件	千円
	事務費	a 定額分	—	千円
		b 登録管理	組	千円
		小 計	—	千円
	合 計		—	千円
管内指定都市・ 中核市計	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件	千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件	千円
		小 計	件	千円
	事務費	a 定額分	—	千円
		b 登録管理	組	千円
		小 計	—	千円
	合 計		—	千円
合 計	助成費	a 特定不妊治療（C, F除く） ※ 男性不妊治療含む	件	千円
		b 特定不妊治療（C, F）	件	千円
		小 計	件	千円
	事務費	a 定額分	—	千円
		b 登録管理	組	千円
		小 計	—	千円
	合 計		—	千円

〔その他事業（都道府県事務）〕

（１）事務費交付事業

【内訳】

（注）支出した経費別の内訳（千円単位）を記入すること。
（記入例：賃金（データ集計のための賃金職員雇上費 1 人・20日 200千円）、役務費（郵送用
切手代5千円））

〔幼児教育・保育の無償化に係る事務費等〕

(1) 別添28の2の(1)の①の場合

[illegible]

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

主な経費の使用内訳については、参考となる資料を別添として添付することとしても差し支えない。

(2) 別添28の2の(1)の②の場合

自治体名	支出額	主な経費の使用内訳
合 計		

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

主な経費の使用内訳については、参考となる資料を別添として添付することとしても差し支えない。

〔新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援〕

(1) 母子保健・児童福祉一体の相談支援機関整備事業

区 分	実施か所数	助 成 額
整備費	か所	千円
うち地域交流スペース加算	か所	千円
改修費	か所	千円
うち地域交流スペース加算	か所	千円
開設準備費	か所	千円
児童福祉・母子保健機能整備	か所	千円
児童福祉機能整備	か所	千円
母子保健機能整備	か所	千円
解体撤去工事費	か所	千円
仮設施設整備工事費	か所	千円

(2) 母子保健・児童福祉一体の相談支援機関運営事業

① 統括支援員の配置支援

配置人数	常勤・非常勤	配置月数	支出額
人		月	千円

② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

○事業類型

事業類型一覧		支出額
① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施		千円
② ニーズ把握等調査の実施		
③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施		
④ システム改修等の実施		
⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施		

(注) 事業類型は複数選択可能。

○事業の概要

--

(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

世帯区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯相当	その他世帯	計
訪問実世帯数					
延べ利用件数					
延べ利用時間数					

(4) 保護者支援臨時特例事業

① ペアレントトレーニング

ア 延べ利用者数

延べ利用者数	人
--------	---

イ 利用者負担

	延べ利用時間	延べ利用者数
別添32の3(1)①(ii)アに定める利用者	時間	人
別添32の3(1)①(ii)イに定める利用者	時間	人
別添32の3(1)①(ii)ウに定める利用者	時間	人
別添32の3(1)①(ii)エに定める利用者	時間	人
合計	時間	人

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

受講者数	人
------	---

(5) 子どもの居場所支援整備事業

事業所の名称	運営主体	整備区分	支出額
(例)	社会福祉法人	増築	17,392,000円

(注) 安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した居場所について記入すること。
欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業

事業所の名称	運営主体	基本内容	支出額	加算内容		支出額
		児童指導担当職員配置		専門職配置支援		
				賃借料支援		
				開設準備経費支援		
小計			円			円
		児童指導担当職員配置		専門職配置支援		
				賃借料支援		
				開設準備経費支援		
小計			円			円
		児童指導担当職員配置		専門職配置支援		
				賃借料支援		
				開設準備経費支援		
小計						
合計			円			円

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

(7) 子育て短期支援整備事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

実施場所	実施か所数	増加利用可能児童（世帯）数
児童養護施設	か所	人
母子生活支援施設	か所	人
乳児院	か所	人
保育所	か所	人
ファミリーホーム	か所	人
その他	か所	人

(注) 「増加利用可能児童（世帯）数」には、当該事業による整備により増加した利用可能児童（世帯）数を記入すること。（別添36の2（2）に規定する事業の実施に係る整備を行う場合は、1世帯を1として記入すること。）

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

実施場所	実施か所数	増加利用可能児童数
児童養護施設	か所	人
母子生活支援施設	か所	人
乳児院	か所	人
保育所	か所	人
ファミリーホーム	か所	人
その他	か所	人

(注) 「増加利用可能児童（世帯）数」には、当該事業による整備により増加した利用可能児童数を記入すること。

(8) 子育て短期支援臨時特例事業

① 専任人員配置支援

	実施市町村数	実施か所数	配置人数	助成額
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	自治体	か所	人	千円
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	自治体	か所	人	千円

(注)「配置人数」は、当該事業により、子育て短期支援事業に専従職員として配置した人数を記入すること。

② 親子入所等支援

実施市町村数	実施か所数	利用世帯数 (延べ)	利用日数 (延べ)	助成額
自治体	か所	世帯	日	千円

③ 入所希望児童支援

実施市町村数	実施か所数	利用児童数 (延べ)	利用日数 (延べ)	助成額
自治体	か所	世帯	日	千円

④ 利用者負担軽減支援

ア 実施市町村数及び助成額

実施市町村数	市町村
助成額	千円

イ 対象者別の内訳

対象者別内訳	年間延べ利用児童(世帯)数
① 別添36の4(1)④アに定める対象者(生活保護世帯)	人
② 別添36の4(1)④イに定める対象者(住民税非課税世帯)	人
③ 別添36の4(1)④ウに定める対象者(年収360万円未満相当世帯)	人
④ 別添36の4(1)④エに定める対象者(要支援児童等のいる世帯)	人

(注)別添36の2(2)による支援を受ける世帯が利用する場合は、1世帯を1として記入すること。

(9) 一時預かり利用者負担軽減事業

① 実施市町村数及び助成額

実施市町村数	市町村
助成額	千円

② 対象者別の内訳

対象者別内訳	年間延べ利用児童数
① 別添37の2(4)アに定める対象者(生活保護世帯)	人
② 別添37の2(4)イに定める対象者(住民税非課税世帯)	人
③ 別添37の2(4)ウに定める対象者(年収360万円未満相当世帯)	人
④ 別添37の2(4)エに定める対象者(要支援児童等のいる世帯)	人

(10) 妊婦訪問支援事業

① 支援対象家庭数等

支援対象 実家庭数	うち必要な支援に 繋げた家庭数	訪問延べ件数	委託の有無	支出額
件	件	件		千円

② 「必要な支援に繋げた家庭」に対して行った支援

行った支援	件数
① 各種健診の受診勧奨等	件
② 子育て世代包括支援センターによる相談支援等	件
③ 子育て世代包括支援センターによる支援プランの策定	件
④ 産前・産後サポート事業による相談支援等	件
⑤ 女性健康支援センターによる相談支援等	件
⑥ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録	件
⑦ 養育支援訪問事業による支援	件
⑧ 子育て短期支援事業による支援	件
⑨ ①～⑤以外の母子保健事業（地方単独事業を含む）による支援	件
⑩ ⑥～⑧以外の子育て支援事業（地方単独事業を含む）による支援	件
⑪ その他（ ）	件

※複数の支援に繋げた場合は、それぞれに計上すること

(11) 特定妊婦等支援整備事業

事業所の名称	運営主体	整備区分	支出額	整備前 定員数 (世帯) (A)	整備後 定員数 (世帯) (B)	増員数 (B-A)
(例)	社会福祉法人	増築	34,352,000円	0	4	4
						0
						0
						0

(注) 安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した居場所について記入すること。
欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業

事業所の名称	運営主体	基本内容	支出額	加算内容	支出額
		・支援コー ディネーター ・看護師等 ・母子支援員 配置		心理療法連携支援 法律相談連携支援 開設準備経費支援 賃借料支援	
	小計		円		円
		・支援コー ディネーター ・看護師等 ・母子支援員 配置		心理療法連携支援 法律相談連携支援 開設準備経費支援 賃借料支援	
	小計		円		円
		・支援コー ディネーター ・看護師等 ・母子支援員 配置		心理療法連携支援 法律相談連携支援 開設準備経費支援 賃借料支援	
	小計		円		円
合計			円		円

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

実態把握・関係機関連携経費支援

実施の有無	支出額	主な経費の使用内訳

(1 3) 社会的養護自立支援整備事業

事業所の名称	運営主体	整備区分	支出額
(例)	社会福祉法人	増築	17,392,000円

(注) 安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した居場所について記入すること。
欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

(1 4) 社会的養護自立支援実態把握事業

実施の有無	支出額	主な経費の使用内訳

(1 5) 児童相談所一時保護所等整備

① 児童相談所一時保護施設整備事業

施設名	整備区分	整備前定員数 (A)	整備後定員数 (B)	増員数 (B-A)
(例) ○○児童相談所一時保護所	創設	0	15	15

(注) 安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した施設について記入すること。
「増員数」には、施設整備を行った施設の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。
欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

② 一時保護専用施設整備事業

施設名	運営主体	整備区分	整備前定員数 (A)	整備後定員数 (B)	増員数 (B-A)
(例) ○○児童養護施設	社会福祉法人	増築	0	6	6

(注) 安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した施設について記入すること。
「増員数」には、施設整備を行った一時保護施設分の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。
欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。

③ 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

施設名	支出額	主な経費の使用内訳

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。
 主な経費の使用内訳については、参考となる資料を別添として添付することとしても差し支えない。

④ 一時保護専用施設改修費支援事業

施設名	支出額	主な経費の使用内訳

(注) 欄に不足がある場合は、適宜行を追加して記入すること。
 主な経費の使用内訳については、参考となる資料を別添として添付することとしても差し支えない。

9 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(●●●●●●●●所管)

単位:千円

基金の名称		
基金設置法人名		
基金の額		今回造成額 千円
		造成完了時における残高 千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 千円
		造成完了時における残高 千円
基金事業等の概要		
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予 定時期	(元号)●●年度末
	採択事業の最終的 な終了予定時期	(元号)●●年度末
	基金の解散予定時 期	(元号)●●年●月末
基金事業等の目標		
給付対象となる事務又は事業 の採択に当たっての申請方 法、申請期限、審査基準、審 査体制		※左記事項に係るURLを貼り付け
その他の事項		